

# 川西市公共施設等総合管理計画

---

平成 28 年 11 月

川 西 市

---



# 目次

第1章	計画策定の背景と目的	1
1-1	背景と目的	1
1-2	計画の位置づけ	1
1-3	計画の対象施設	1
1-4	計画の対象期間	2
第2章	公共施設等の現状及び将来の見通し	3
2-1	本市の概要	3
2-2	本市における公共施設等の現状	6
2-3	市民意識調査結果による公共施設の現状	10
2-4	将来における人口の見通し	17
2-5	将来における更新費用等の見込み	18
第3章	現状及び将来の見通しを踏まえた課題	21
3-1	市民等の参画	21
3-2	市民サービス提供における民間活用	21
3-3	公共施設等の総量	22
3-4	公共施設の機能	22
3-5	公共施設等の維持管理等	23
第4章	公共施設等マネジメントに関する目標	25
4-1	基本目標	25
4-2	基本目標達成のための原則	26
第5章	公共施設等全体に関する基本方針	27
5-1	参画と協働に関する方針	27
5-2	点検・診断等に関する方針	29
5-3	施設評価に関する方針	30
5-4	継続・改善・見直し・廃止等に関する方針	33
5-5	フォローアップに関する方針	36

第6章	施設類型別に関する基本方針	41
6-1	行政系施設	43
6-2	学校教育系施設	46
6-3	社会教育系施設	49
6-4	市民文化系施設	51
6-5	保健・福祉施設	55
6-6	子育て支援施設	58
6-7	スポーツ・レクリエーション系施設	61
6-8	公営住宅	64
6-9	供給処理施設	67
6-10	その他施設	68
6-11	市立川西病院	71
6-12	道路・橋梁	72
6-13	公園	73
6-14	上水道・下水道	74
第7章	資料編	77
7-1	川西市公共施設等総合管理計画策定経過	77
7-2	庁内体制	79
7-3	川西市公共施設等あり方検討委員会	81
7-4	市民参画	85
7-5	公共施設等マネジメントに関する取組方策の事例	86

## 第 1 章 計画策定の背景と目的



## 第1章 計画策定の背景と目的

### 1-1 背景と目的

本市は、昭和40年代前半から50年代にかけて大規模住宅団地の開発が行われ、人口急増を伴いながら集中的に公共施設を整備してきました。しかし、団地の開発後約50年が経過した現在では、急速に高齢化が進行するとともに公共施設等<sup>1</sup>の老朽化も進んでおり、これから一斉に大規模改修や更新<sup>2</sup>の時期を迎えようとしています。

今後においては、急速に進行する少子高齢化・人口減少や財政状況等を踏まえながら、長期的な視点をもって計画的に施設の更新や統合・廃止等を進めていく必要があります。

そのような背景から、市民サービスの向上を見据えつつ、公共施設等の適正な配置や効果的・効率的な運営の方向性を示すべく、「川西市公共施設等総合管理計画」を策定するものです。

### 1-2 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「川西市総合計画」の内容に即し、「川西市都市計画マスタープラン」「川西市行財政改革大綱」等の関連計画や財政運営との整合を図ります。

また、国において示される施設類型別のインフラ長寿命化計画（行動計画）等の公表状況を踏まえ、本計画で定めた方向性に基づき、基本的には平成29年度（2017年度）を目途に、施設類型別の個別計画（以下、「個別施設計画」という。）を施設所管課が中心となって策定します。

### 1-3 計画の対象施設

本計画は、公共施設等の更新・維持管理、長寿命化、統合・廃止等や適正配置等の方向性を示すものです。そのためには、市が所有する施設全体を把握する必要があることから、対象施設は公共施設だけではなく、道路・橋梁等のインフラ施設や、市立川西病院、上水道・下水道の公営企業施設を含むものとします。

なお、本計画では、市立川西病院（本館）を公共施設（ハコモノ）に分類し、上水道・下水道をインフラ施設に分類して扱います。

公 共 施 設 等			
公共施設（ハコモノ）			インフラ施設
・行政系施設	・保健・福祉施設	・供給処理施設	・道路・橋梁 ・公園（遊具等） ・上水道・下水道
・学校教育系施設	・子育て支援施設	・その他施設	
・社会教育系施設	・ｽﾎｰﾂ・レｸﾘｰｼﾞｮﾝ系施設	・市立川西病院	
・市民文化系施設	・公営住宅		

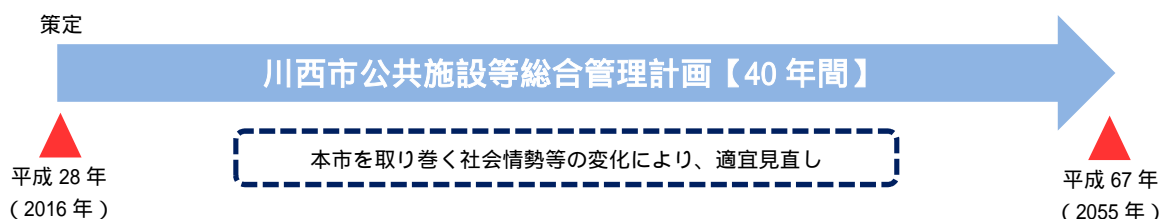
<sup>1</sup> 「公共施設」とは、市役所（本庁舎・分庁舎）や学校、図書館など、いわゆる施設（ハコモノ）として存在しているものを指し、「公共施設等」とは、公共施設に加え、道路や橋梁等のインフラ施設を包括したものを指す。

<sup>2</sup> 老朽化した公共施設等を建替えたり、新たに整備し直したりすること。

## 1-4 計画の対象期間

本計画の期間は、将来における更新費用等<sup>3</sup>の推計期間と整合を図るため、平成28年度(2016年度)を起点に向こう40年間として設定し、2030年代の学校施設における更新のピークと、市役所(本庁舎)の想定更新時期(2050年代初頭)を過ぎた平成67年度(2055年度)までとします。

なお、社会情勢や本市の政策動向等によって公共施設等を取り巻く環境は変化し得るため、上位計画である市総合計画の改訂時期を目安として、計画内容の見直しを適宜行います。



### 個別施設計画の策定に当たって

個別施設計画の主な記載例として、以下の項目を想定します。

- 対象施設  
同一施設又は類似施設ごとに分類します。
- 計画期間  
原則10年とし、市総合計画の改訂時期を目安として、おおむね5年ごとに計画内容の見直しを行います。
- 施設の現状・課題  
施設ごとの現状(施設性能・劣化状況や利用状況・管理コスト等)を分析し、課題を明確にします。
- 対策内容と実施時期  
第5章(5-3)「施設評価に関する方針」や第6章「施設類型別に関する基本方針」の記載等を踏まえ、継続・改善・見直し・廃止等の選択を行い、可能な範囲で対策内容や実施時期を示します。

<sup>3</sup> 建物の大規模改修や建替えに要する費用のこと。



## 第2章 公共施設等の現状及び将来の見通し



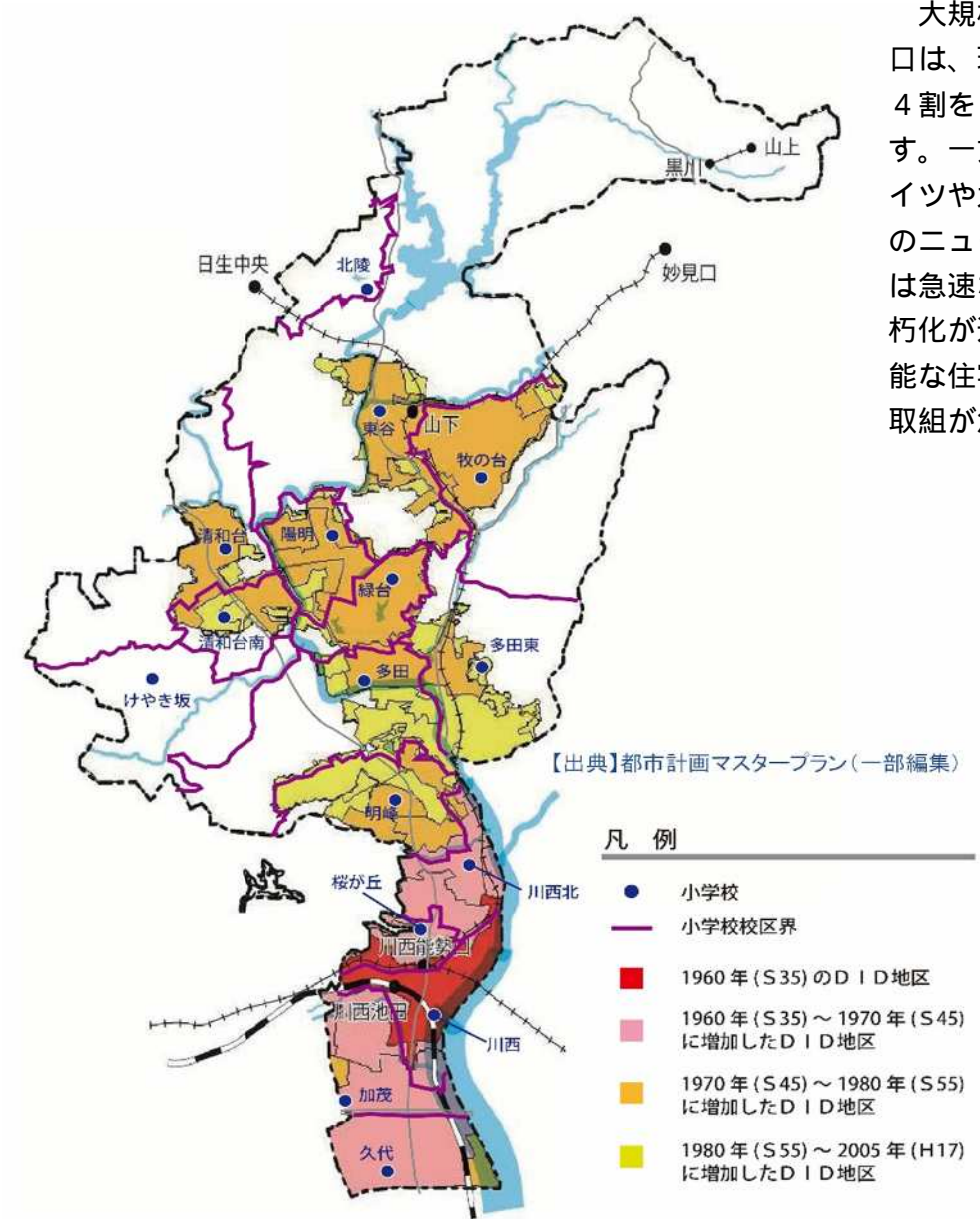
## 第2章 公共施設等の現状及び将来の見通し

### 2-1 本市の概要

#### (1) 市街化の動向

本市は、大阪市や阪神臨海地域からほぼ20キロメートル圏内に位置し、大阪都心部への交通利便性の高さなどから、高度経済成長期において、いわゆる大都市郊外都市の典型として発展してきました。本市の都市化は、昭和30年代中頃から始まり、当初は市域南部において住宅地開発が進み、その後、大手民間ディベロッパーにより中部や北部の丘陵地を中心にニュータウンの開発が行われ、人口集中地区<sup>4</sup>が増加しました。こうした中、開発に伴う公共施設の整備は市の財政に大きな負担となり、昭和42年に全国に先駆けて「川西市住宅地造成事業に関する指導要綱」を施行し、一定規模以上の団地開発においては、開発業者に公共施設の整備等を求める方式を採用しました。

大規模ニュータウンの人口は、現在では全人口の約4割を占めるに至っています。一方、多田グリーンハイツや大和団地など、初期のニュータウン開発地域では急速な高齢化や施設の老朽化が進んでおり、持続可能な住宅地に向けた再生の取組が急務となっています。

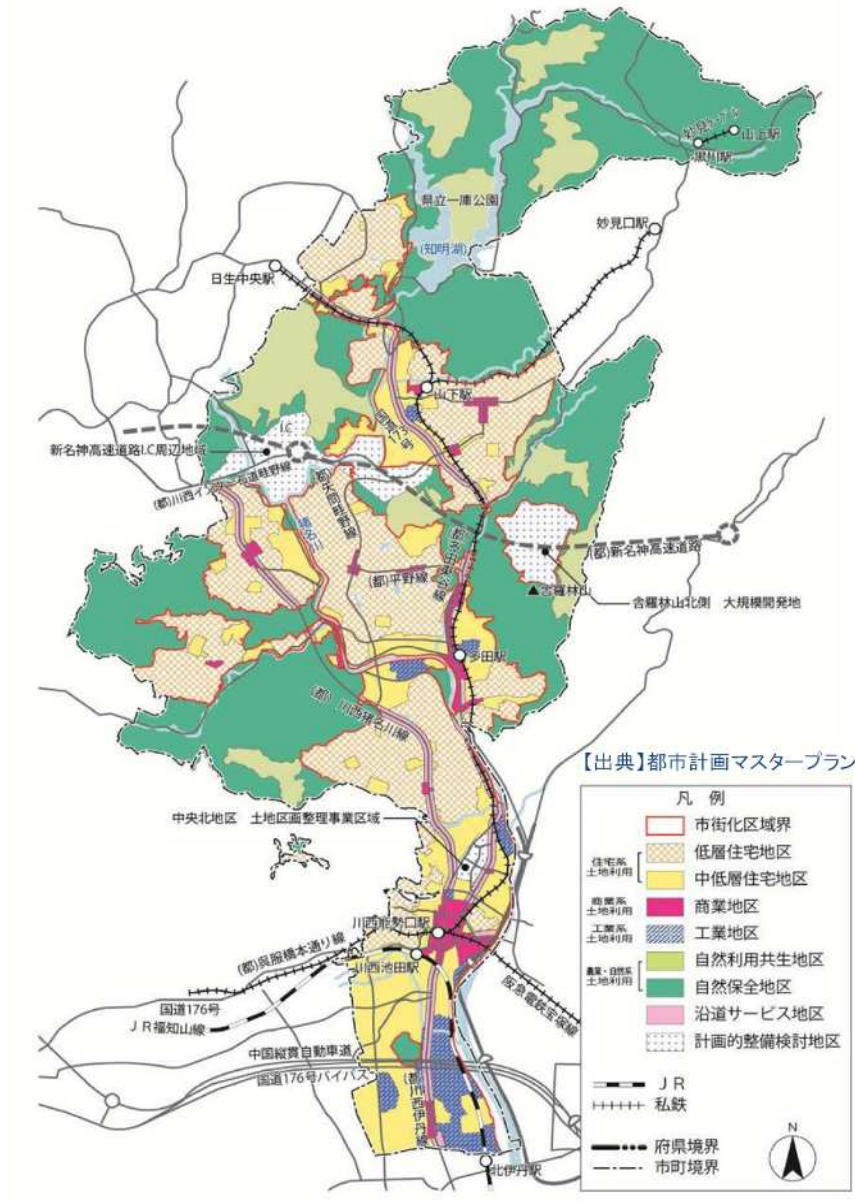


<sup>4</sup> 人口密度約4,000人/平方キロメートル以上の国勢調査地区がいくつか隣接し、合わせて人口5,000人以上を有する地区。

(2) まちづくりの方向性 ～土地利用の方針～

本市の市域は、市街地と豊かな自然を残す里山環境が共存し、地域の魅力の一つになっています。こうした中、無秩序な市街地拡大を抑制し、計画的な市街化と良好な住環境の保全を進めていくため、本市では、平成9年に都市計画マスタープラン<sup>5</sup>を策定し、都市構造のあり方や土地利用の方向性を示しています。

都市計画マスタープランに盛り込まれている「土地利用の方針」では、本市の市街化区域<sup>6</sup>の今後のあり方として、以下の方向性を掲げています。



本市の市街化区域のあり方(川西市都市計画マスタープラン「市街化区域の土地利用方針」より抜粋)

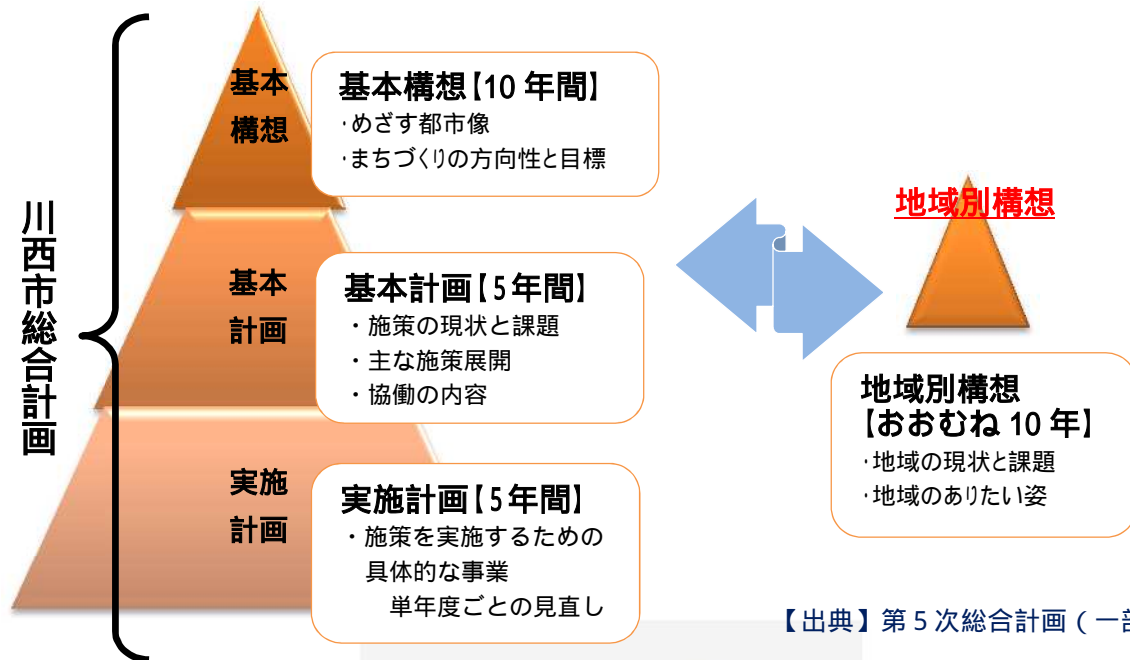
本格的な高齢社会における生活利便性の確保、都市基盤の維持管理の効率性確保、低炭素社会実現に向けた温室効果ガス削減、身近な地域での多様な都市機能の充実等、新たな観点から、持続可能な集約型の都市構造への転換をめざします。市街地の区域は現行の市街化区域を基本として、原則として新たな市街地の拡大を抑制し、無秩序な市街化を防止し、良好な市街地環境を維持します。

<sup>5</sup> 都市計画法第18条の2の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めた法定計画。平成9年に策定し、平成25年に改訂。  
<sup>6</sup> 都市計画で定める既に市街地を形成している区域やおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

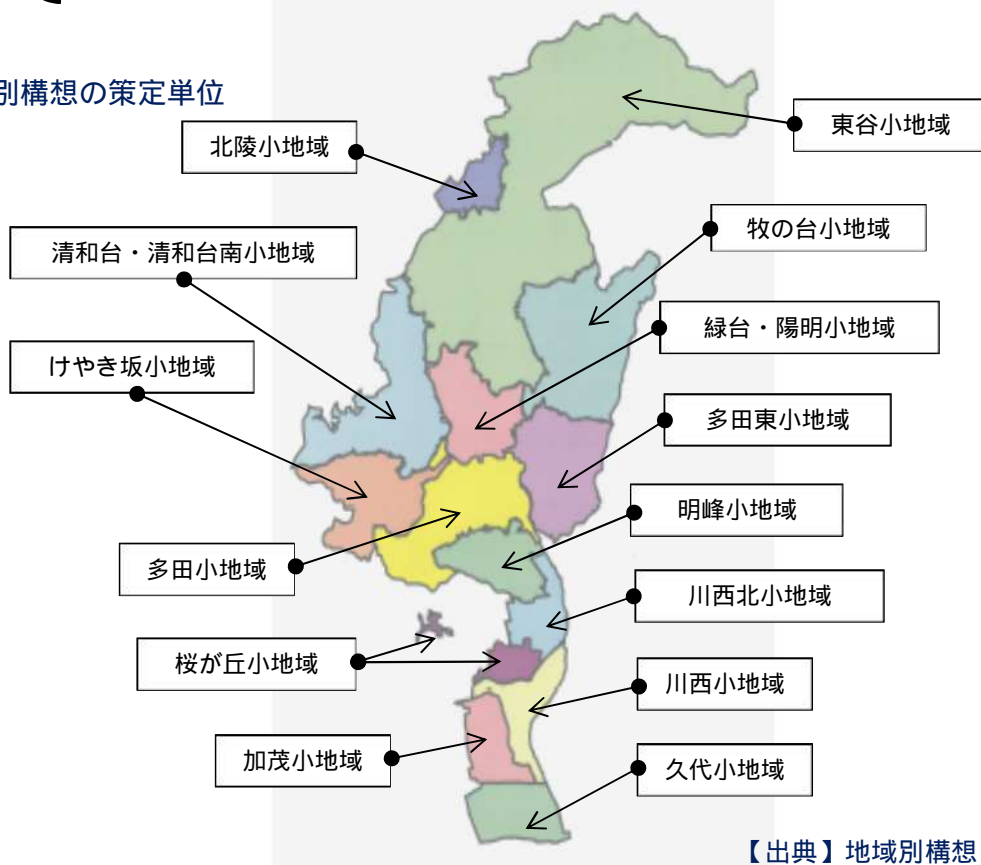
(3) まちづくりの方向性 ～地域分権の推進～

市総合計画の基本構想を実現するためには、これまで市が主導して担ってきた地域の課題に対して、地域住民自らがその解決にあたることのできる具体的な仕組みとしての「地域分権制度」の更なる浸透を図り、市民と市が適切な役割分担のもと、地域の特性や多様性を尊重したまちづくりを進めます。地域別構想は、その実現に向け、地域のまちづくりの方向性を示すものです。

総合計画と地域別構想の関係性



地域別構想の策定単位



## 2-2 本市における公共施設等の現状

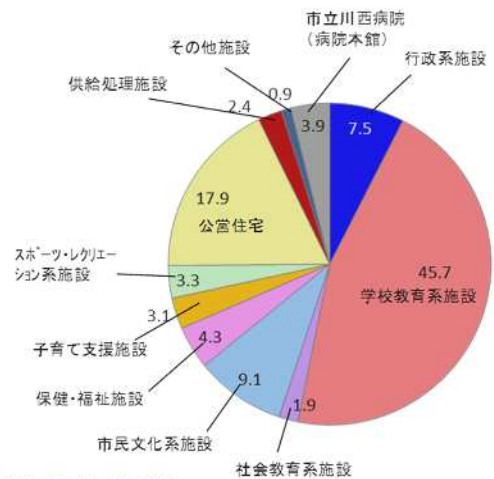
### (1) 公共施設

本市の公共施設の内訳を見ると、学校教育系施設が45.7%と半分近くを占めています。次いで公営住宅が17.9%、市民文化系施設が9.1%の割合となっています。

また、建築年別、施設区分別の延床面積の推移を見ると、昭和45年(1970年)から昭和53年(1978年)と、昭和58年(1983年)・平成3年(1991年)に建築面積が多くなっていることが分かります。主な要因としては、1970年代に大規模団地の開発による学校施設等の建設が挙げられ、昭和58年(1983年)には市立川西病院、平成3年(1991年)には、現市役所(本庁舎)が建設されたことなどが要因として挙げられます。

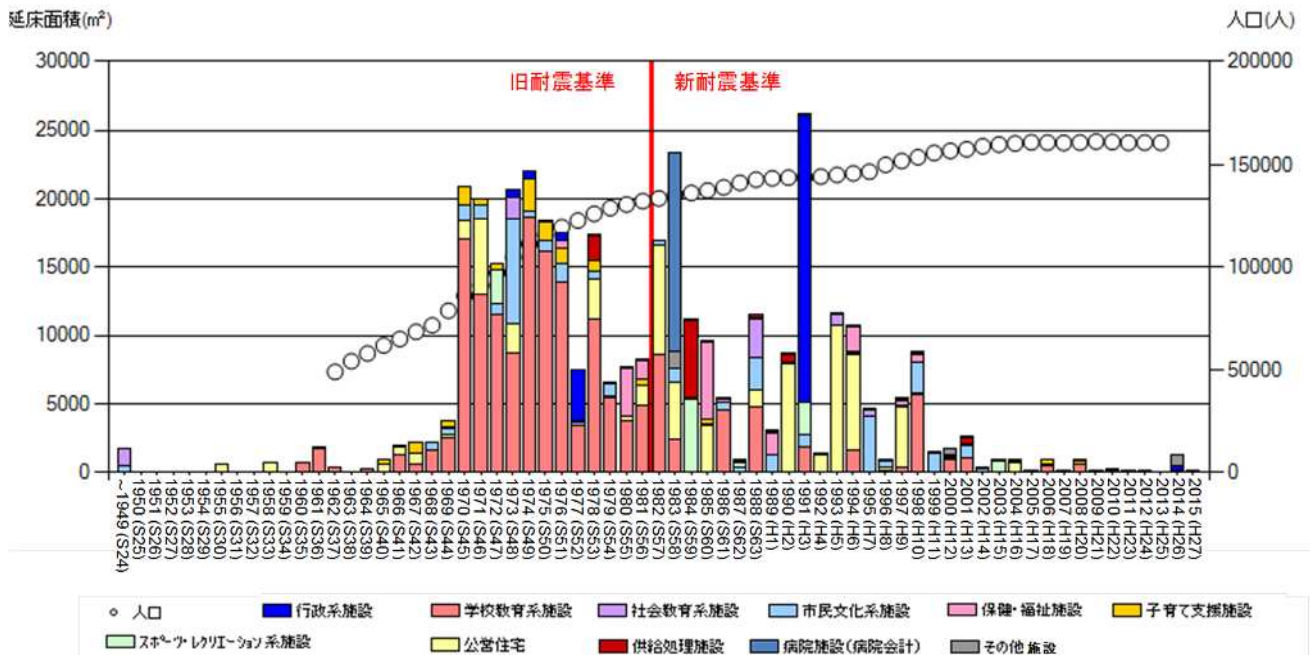
公共施設の分類・内訳(平成27年度末現在)

施設区分	施設数	延床面積(m <sup>2</sup> )	構成比(%)
行政系施設	34	27,909.73	7.5
学校教育系施設	25	170,317.28	45.7
社会教育系施設	7	7,117.45	1.9
市民文化系施設	64	33,797.60	9.1
保健・福祉施設	15	16,228.97	4.3
子育て支援施設	24	11,642.93	3.1
スポーツ・レクリエーション系施設	19	12,187.69	3.3
公営住宅	19	66,700.25	17.9
供給処理施設	3	8,941.99	2.4
その他施設	30	3,511.98	0.9
市立川西病院(病院本館)	1	14,540.10	3.9
合計	241	372,895.97	100.0



※行政系施設の内、公民館に併設されている行政センター8館については、市民文化系施設にカウントしています。

公共施設の建築年別面積(平成27年度末現在)



(2) インフラ施設

本市のインフラ施設としては、道路や橋梁、上水道・下水道等があり、上水道・下水道については利用料金を徴収するという形態により、地方公営企業として運営が行われています。

インフラ施設の多くは、本市の市街地拡大と連動しながら、1970年代から急速に整備が進み、建設後40年～50年が経過する中で老朽化が進んでいます。

道路の種別延長（平成27年度末現在）

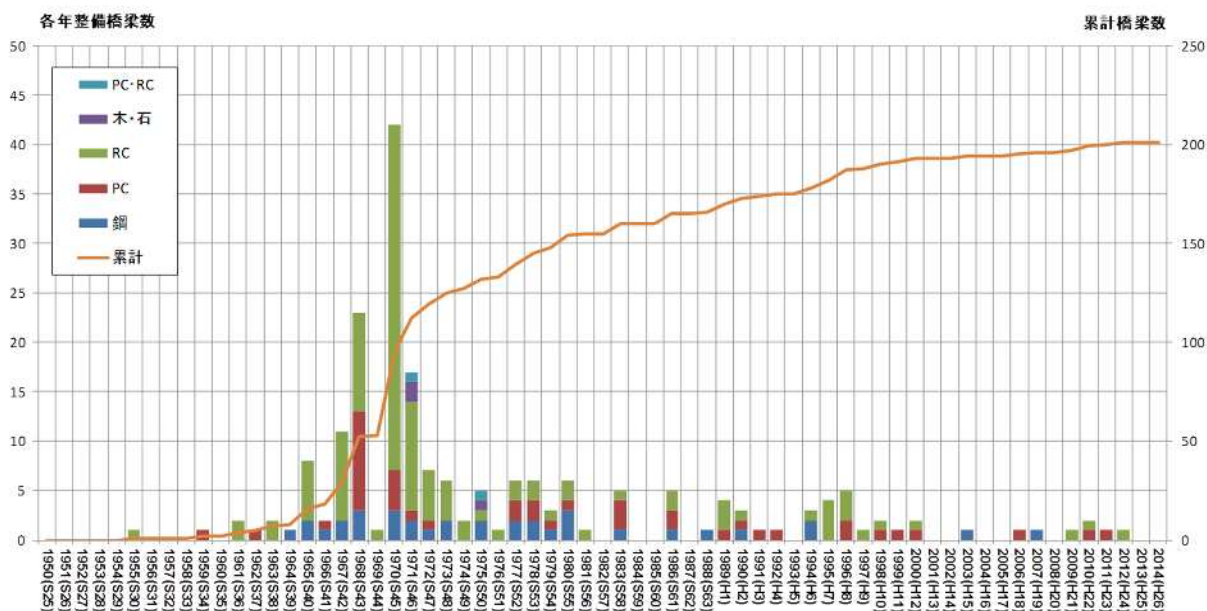
種別	実延長（m）	面積（㎡）
1級幹線市道	40,437	339,271
2級幹線市道	35,361	337,374
その他の市道	414,766	2,679,377
歩行者道	6,735	31,588
市道計	497,299	3,387,610

【出典】道路管理課

1級幹線市道：国道、県道を連絡する道路など

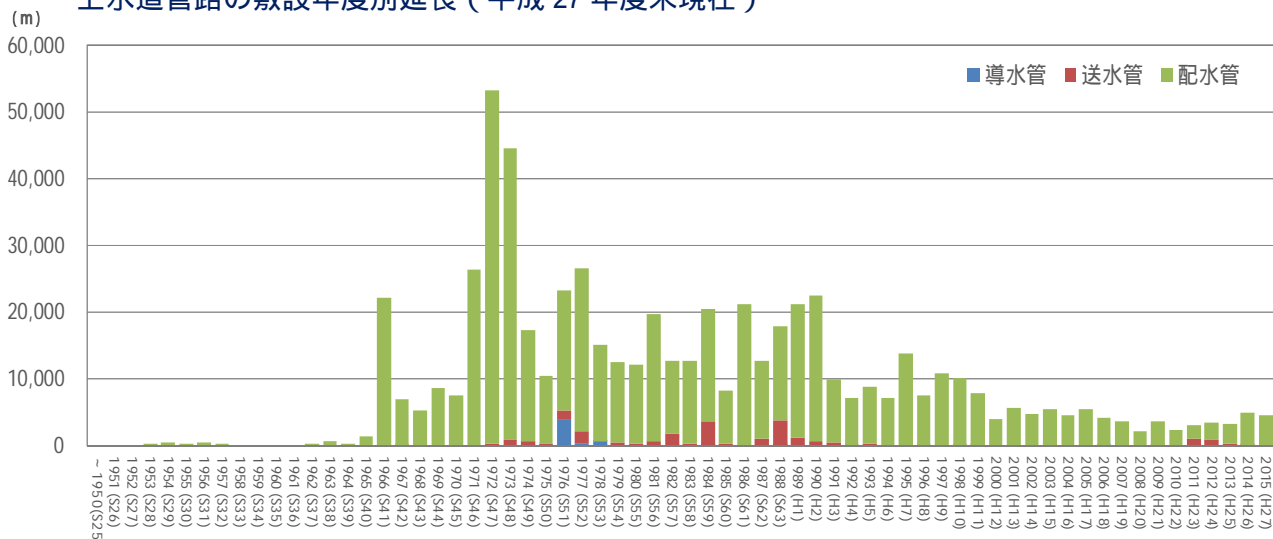
2級幹線市道：1級幹線市道を補完し、基幹道路網を形成する道路

年度別の橋梁建設数の推移



【出典】道路橋長寿命化修繕計画

上水道管路の敷設年度別延長（平成27年度末現在）



【出典】上下水道局資料

その他上水道関連施設（配水池）（平成27年度末現在）

名称	構造	建設年度	有効容量 <sup>m<sup>3</sup></sup>	延床面積 <sup>m<sup>2</sup></sup>
上大原配水池	RC造	1957(S32)	1,200	364.00
坂の上配水池	RC造	1962(S37)	1,050	308.00
緑台高区1号配水池	PC造	1970(S45)	1,760	320.30
緑台高区2号配水池	PC造	1970(S45)	1,760	320.30
清和台1号配水池	PC造	1971(S46)	1,300	216.30
清和台2号配水池	PC造	1971(S46)	1,300	216.30
山原1号配水池	PC造	1973(S48)	1,500	298.69
萩原台2号配水池	PC造	1973(S48)	2,000	415.20
久代配水池	PC造	1978(S53)	3,700	515.10
大和高区配水池・高架水槽	PC造	1978(S53)	3,160	500.00
一庫低区配水池	RC造	1984(S59)	1,460	341.76
けやき坂高区配水池	RC造	1982(S57)	500	130.00
けやき坂中低区配水池	RC造	1982(S57)	3,000	826.00
けやき坂低区配水池	RC造	1982(S57)	500	84.60
一庫高区配水池	RC造	1984(S59)	1,540	448.00
緑台低区配水池	PC造	1984(S59)	2,000	349.71
湯山台配水池	RC造	1988(S63)	1,100	228.90
けやき坂中高区配水池	RC造	1982(S57)	1,400	354.96
黒川配水池	RC造	1990(H2)	58	20.88
山原2号配水池	PC造	1992(H4)	1,500	298.69
一庫中区配水池	RC造	1996(H8)	1,440	360.00
滝山2号配水池	SUS	2006(H18)	3,000	379.90
滝山1号配水池	SUS	2007(H19)	3,000	379.90
萩原台1号配水池	PC造	2009(H21)	3,000	600.00
大和低区1号配水池	SUS	2014(H26)	1,000	232.56
大和低区2号配水池	PC造	2015(H27)	1,010	234.90

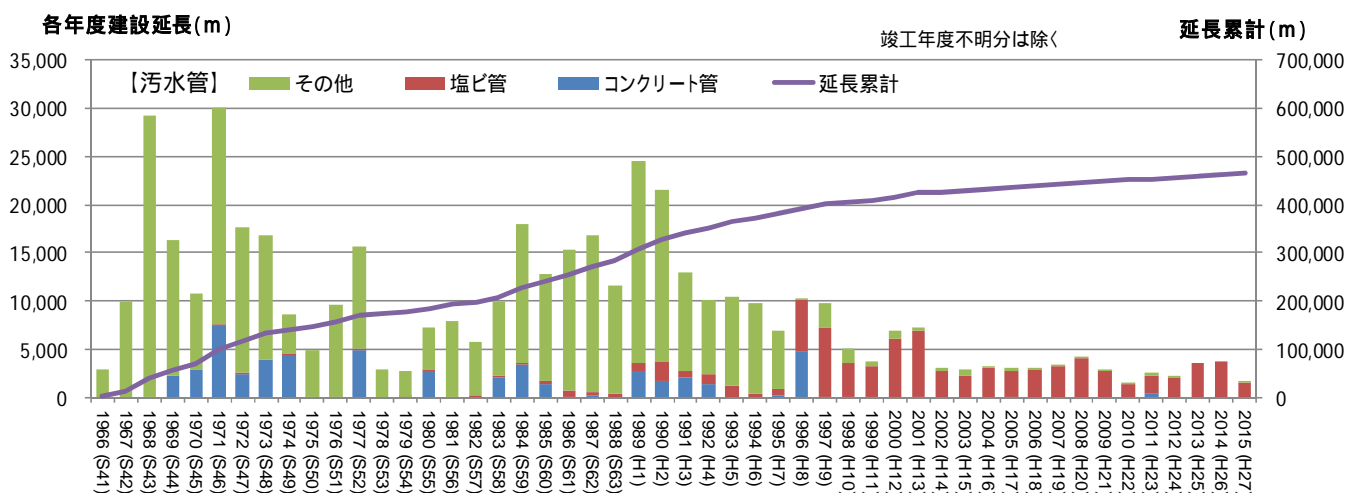
その他上水道関連施設（建物）（平成27年度末現在）

名称	構造	建設年度	敷地面積 <sup>m<sup>2</sup></sup>	延床面積 <sup>m<sup>2</sup></sup>
久代浄水場	RC造	1978(S53)	6,395.00	831.56
水道センター	RC造	1994(H6)	(浄水場内)	819.06
高芝水源地	RC造	1992(H4)	860.00	206.55
高芝接合井	RC造	1964(S39)、1977(S52)	(高芝内)	155.80
久代浄水処理プラント	RC造	1978(S53)	(浄水場内)	1,280.38

【出典】上下水道局資料

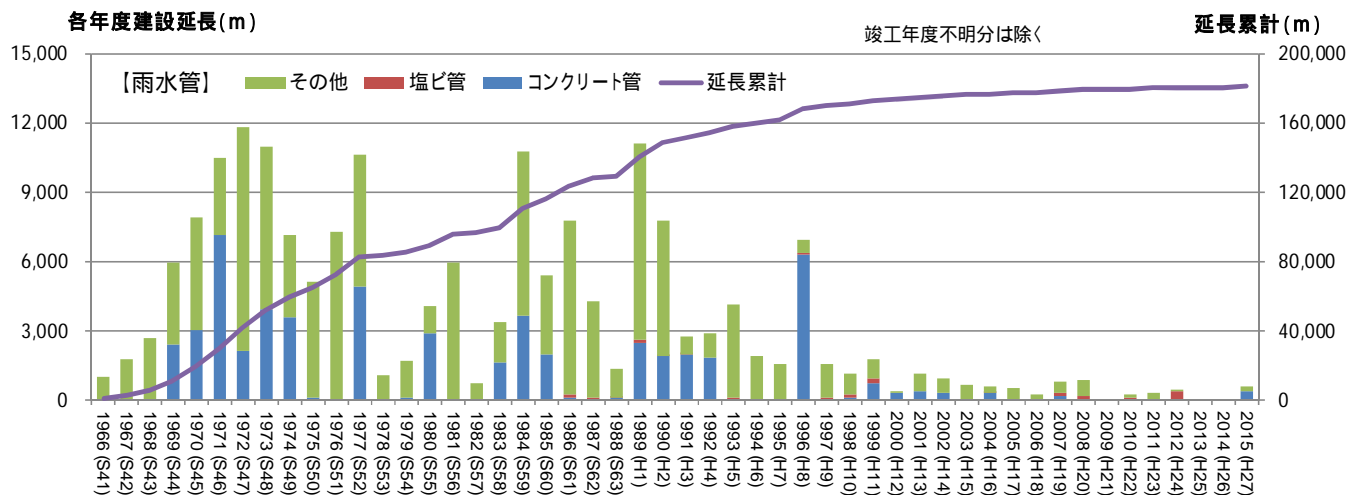


下水道（污水管渠）の建設延長の推移（平成27年度末現在）



【出典】上下水道局資料

下水道（雨水管渠）の建設延長の推移（平成27年度末現在）



【出典】上下水道局資料

その他下水道関連施設（ポンプ場）（平成27年度末現在）

名称	構造	建設年度	延床面積㎡
前川雨水ポンプ場	RC造	1974(S49)	954.00
加茂雨水ポンプ場	RC造	1980(S55)	831.00
満願寺污水中継ポンプ場	RC造	1987(S62)	281.00
水明台污水中継ポンプ場	RC造	1973(S48)	99.00
大和第一污水中継ポンプ場	S造	1968(S43)	25.00
大和第二污水中継ポンプ場	S造	1968(S43)	29.00

【出典】上下水道局資料

## 2-3 市民意識調査結果による公共施設の現状

### (1) 市民意識調査の実施概要

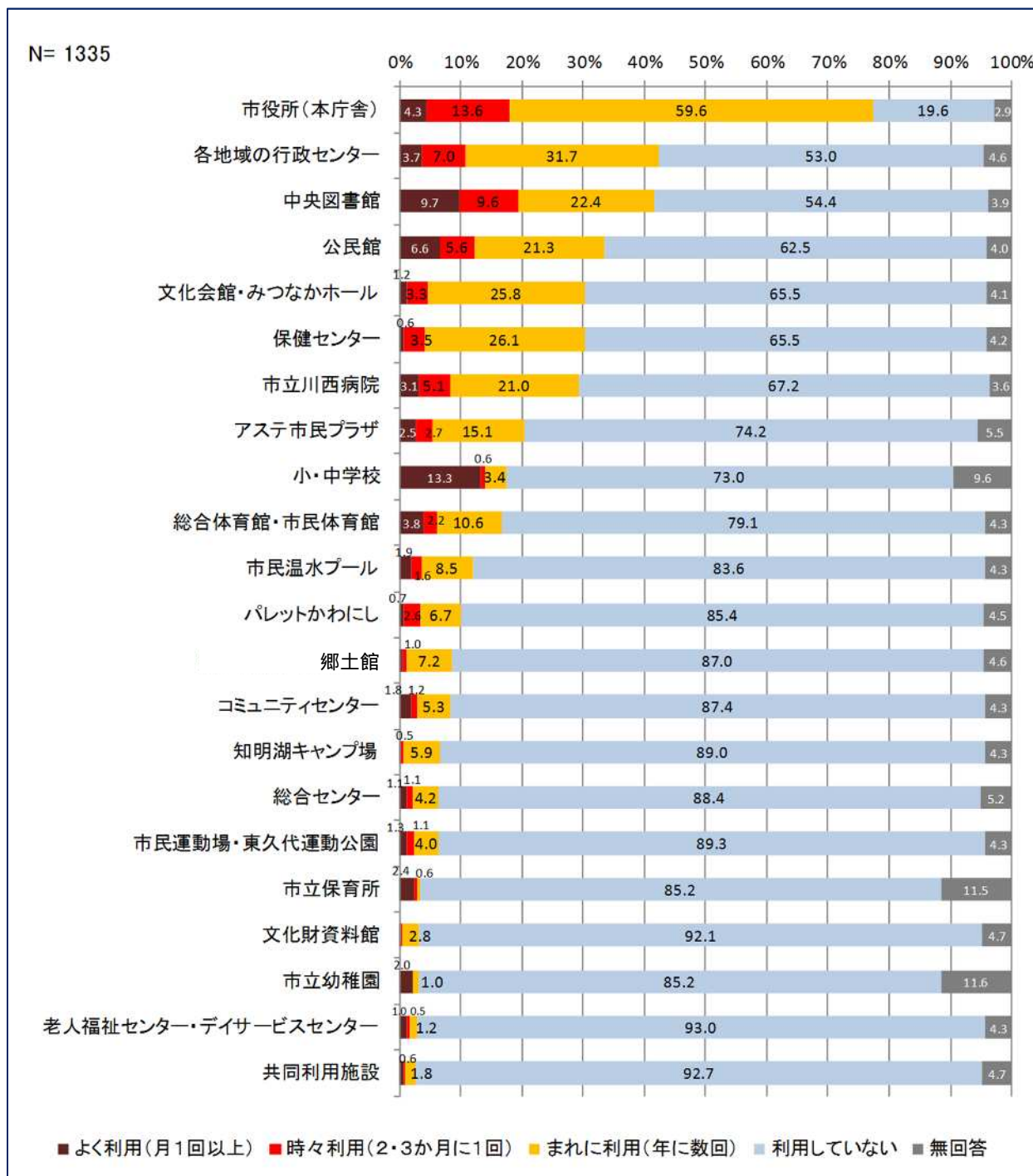
市内の公共施設について、今後の維持管理や建替え等のあり方を検討するための基礎調査として、市民3,000人を対象にアンケート調査を実施しました。

実施主体	川西市
調査対象	16歳以上の市民（住民基本台帳から無作為抽出）
対象者数	3,000人
調査時期	平成27年8月12日（水）～平成27年8月24日（月）
調査方法	調査票による本人記入方式（調査票は郵送による配布・回収）
調査内容	<p><u>公共施設の利用状況など</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この2～3年間における公共施設の利用頻度</li> <li>利用した施設に対する満足度（建物・設備の面、サービスの面）</li> </ol> <p><u>今後の公共施設のあり方など</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>各施設で提供されている「サービス」の今後の重要度</li> <li>今後の更新（建替え）費用の負担を減らす工夫</li> <li>川西市のあるべきまちの姿</li> </ol> <p><u>回答者の基本属性</u></p> <p>（性別、年齢、居住年数、居住地域、同居形態、外出時の交通手段）</p> <p><u>今後の公共施設のあり方への意見・提案（自由記入）</u></p>
回収結果	<p>調査票有効配布数 2,994通</p> <p>回収数 1,335通</p> <p>回収率 44.6%</p>

(2) 公共施設の利用状況

市役所(本庁舎) 各地域の行政センター、中央図書館、公民館、文化会館・みつなかホール、保健センターについては、約3割以上の方が利用しています。

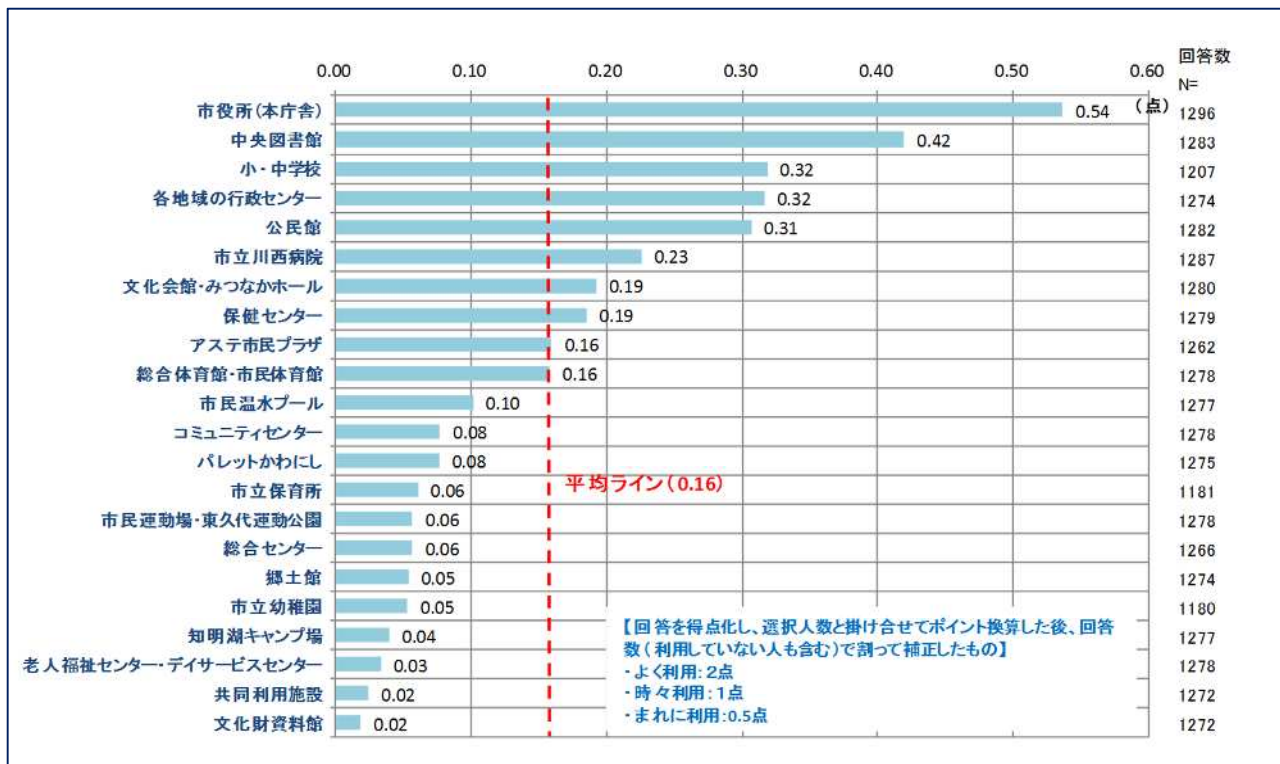
「よく利用」と「時々利用」を合わせた割合では、市役所(本庁舎) 各地域の行政センター、小・中学校、中央図書館、公民館の各施設がおおむね1～2割となっています。



幼稚園、保育所、小・中学校については、子どもが通っている場合は「よく利用(月1回以上)」を選択

(3) 公共施設の利用状況をポイント化し比較したもの

利用状況について、利用頻度に応じてポイント化して比較すると、市役所（本庁舎）、中央図書館、小・中学校、各地域の行政センター、公民館などが上位を占めています。



【ポイント化の手順に関する補足】

回答数のポイント換算

よく利用人数 × 2点、時々利用人数 × 1点、まれに利用人数 × 0.5点

上記で算出(合計)したポイントを回答数(利用していない人も含めた人数で、無回答数は除く)で割って補正。

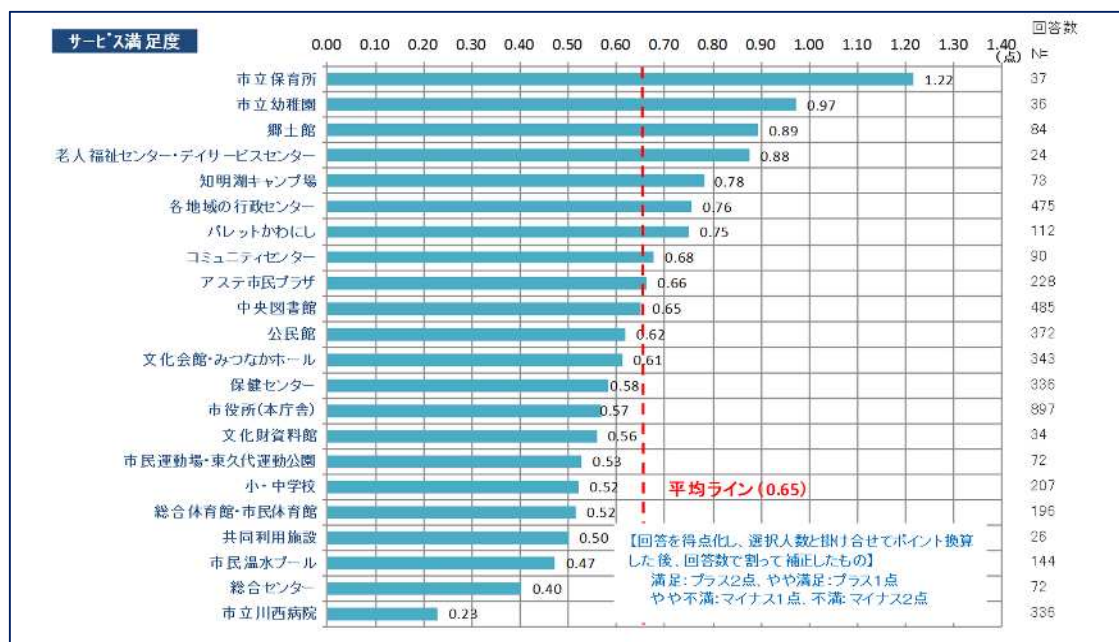
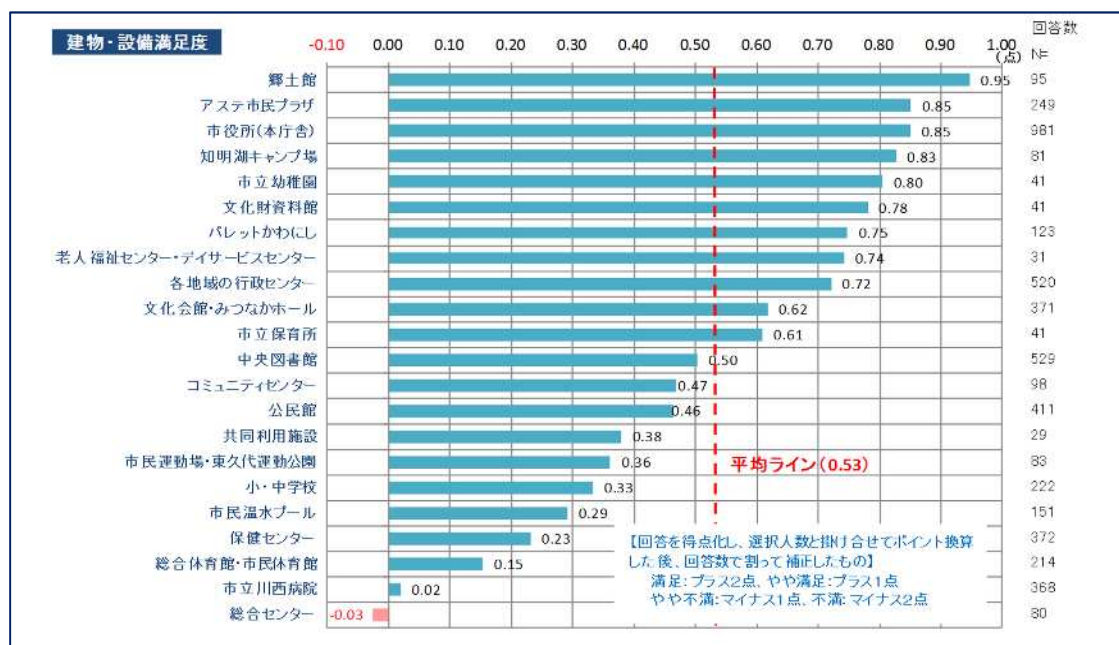
(4) 公共施設の利用に対する満足度

建物・設備面の満足度については、満足度に応じてポイント化して比較すると、郷土館の満足度が最も高くなっており、次いでアステ市民プラザ、市役所(本庁舎)、知明湖キャンプ場などが上位を占めています。一方、満足度が低い施設としては、総合センター、市立川西病院、総合体育館・市民体育館などとなっています。

また、サービス面の満足度については、満足度に応じてポイント化して比較すると、市立保育所の満足度が最も高くなっており、次いで市立幼稚園、郷土館、老人福祉センター・デイサービスセンターなどが上位を占めています。一方、満足度が低い施設としては、市立川西病院、総合センターなどとなっています。

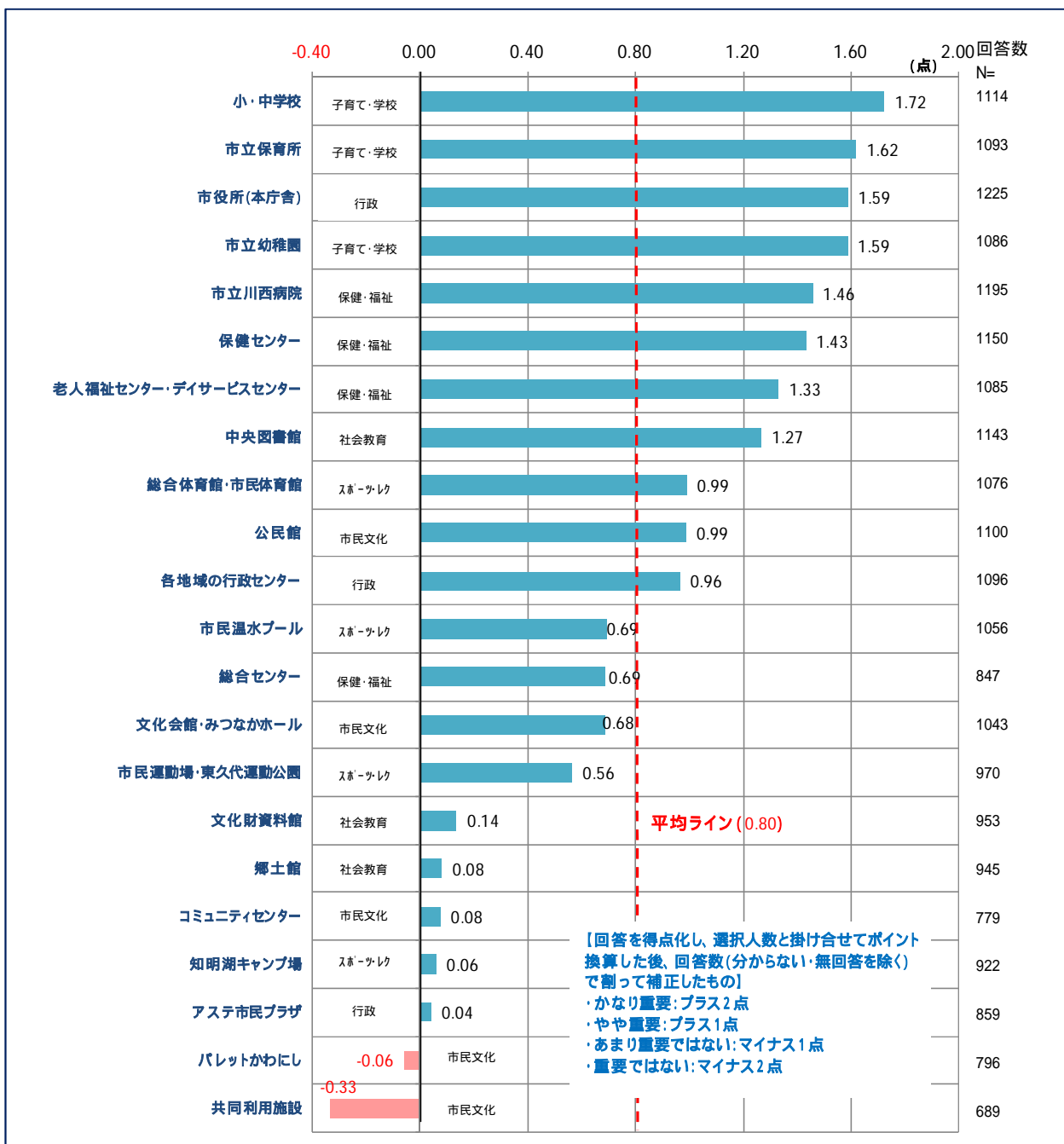
満足度の回答にあたっての考え方

建物・設備	建物の性能は十分か(劣化・破損の有無、使い勝手等) 快適に過ごせるか(館内の内装・空調・照明等)
サービス	利用条件(開館時間、利用料金等) サービスは十分か(サービスの幅や質、市民向けプログラムや蔵書等の充実度等)



(5) 公共施設におけるサービスの重要度

施設の今後の重要度について、重要度に応じてポイント化して比較すると、小・中学校、市立保育所、市役所（本庁舎）、市立幼稚園、市立川西病院などが上位を占めています。



【ポイント化の手順に関する補足】

回答数のポイント換算

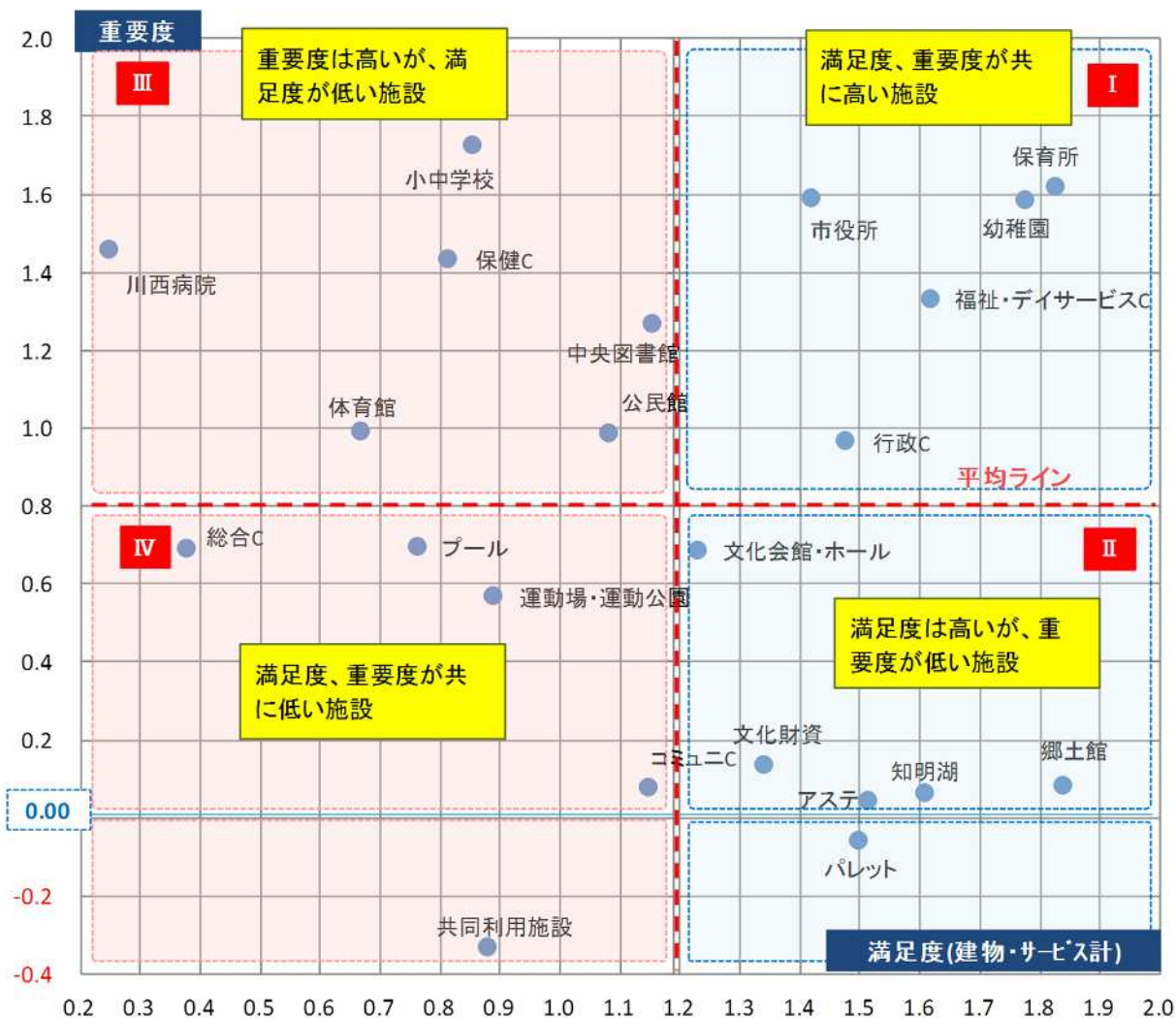
かなり重要人数 × 2点、やや重要人数 × 1点、あまり重要でない人数 × マイナス1点、重要でない人数 × マイナス2点

上記 で算出(合計)したポイントを回答数(分からない、無回答の数は除く)で割って補正

(6) 公共施設における総合的な評価

満足度と重要度の平均ラインを基準として各施設を評価すると、市立保育所、市役所（本庁舎）市立幼稚園などは満足度・重要度が共に高く、共同利用施設、総合センターなどは満足度・重要度が共に低い結果となっています。

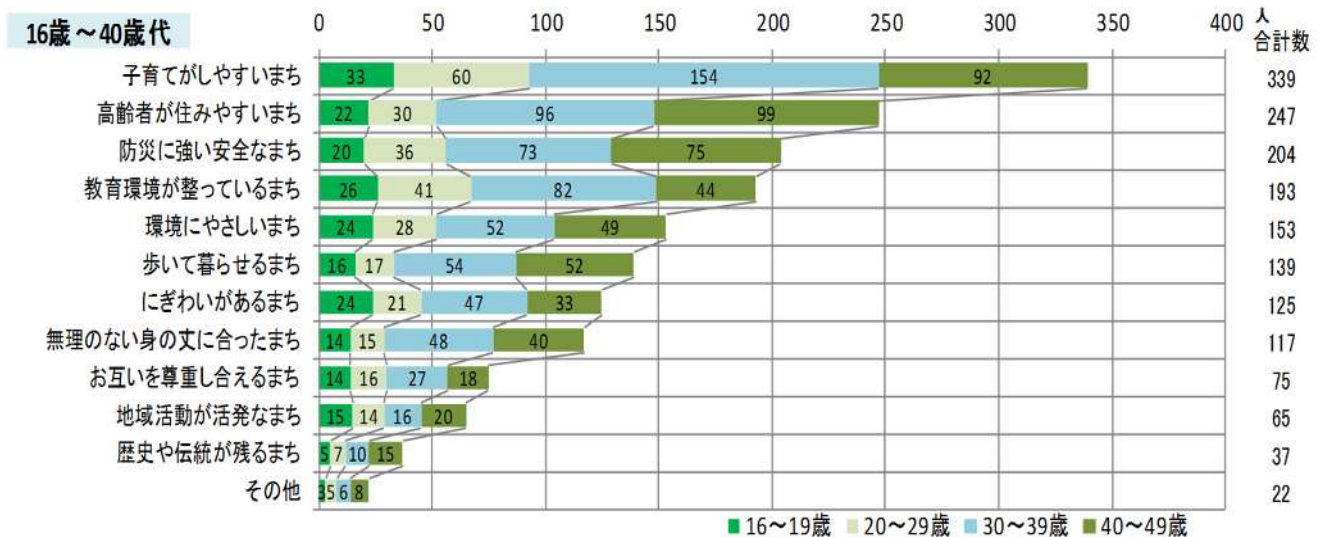
パレットかわにしやアステ市民プラザなどの施設は、満足度は高いが重要度が低くなっており、小・中学校や市立川西病院などの施設は、重要度は高いが満足度が低い結果となっています。



(7) 将来、川西市がどのようなまちになってほしいと思うか

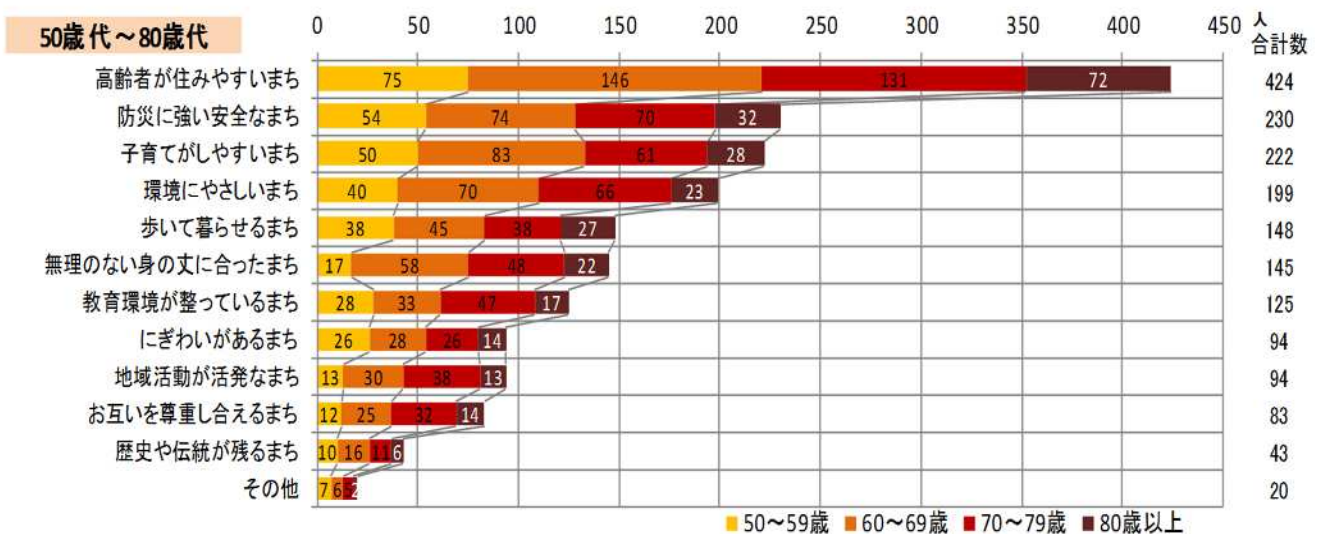
16歳から40歳代までで見ると、「子育てがしやすいまち」が最多となっており、16歳～19歳、20歳代、30歳代の各年齢層で最も多く回答されています。

この他に、「高齢者が住みやすいまち」、「防災に強い安全なまち」、「教育環境が整っているまち」などが上位となっています。



一方、50歳代から80歳代までで見ると、「高齢者が住みやすいまち」が最多となっており、いずれの年齢層でも最も多く回答されています。

この他に、「防災に強い安全なまち」、「子育てがしやすいまち」、「環境にやさしいまち」などが上位となっています。





## 2-4 将来における人口の見通し

### (1) 人口の推移と将来の見通し

本市の人口は、昭和40年代からの大規模住宅団地の開発に伴い急増し、昭和35年(1960年)から昭和40年(1965年)の人口伸び率は46.2%と兵庫県下第1位を記録するなど、大阪・神戸等のベッドタウンとして発展してきました。昭和50年代以降も増加を続けてきましたが、国勢調査結果によると、平成17年(2005年)の157,668人をピークに減少に転じ、平成22年(2010年)には156,423人となっています。

今後は更なる人口減少が見込まれ、公共施設等を取り巻く環境は大きく変化することが予想されます。

本市の人口ビジョンにおける将来推計値

国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月に行った人口推計	H27年 H67年の減少率
<p style="text-align: center;">総人口と年齢3区分別人口の将来推計(社人研)</p> <p style="text-align: center;">32.5%</p>	
目指すべき将来人口	H27年 H67年の減少率
<p>子育て支援等により今後も年間出生数1,000人を維持するとともに、移住転入支援等により、人口移動の均衡を図る(転入・転出数が同数となり、社会動態がゼロ)と仮定した場合</p> <p style="text-align: center;">総人口と年齢3区分別人口の将来推計(目指すべき将来人口)</p> <p style="text-align: center;">24.8%</p>	

【出典】あんぱい ええまち かわにし創生総合戦略

## 2-5 将来における更新費用等の見込み

### (1) 公共施設の更新費用等に係る試算条件

本市が所有する公共施設の改修・更新費用を試算するに当たり、総務省が公表している簡便試算ソフト<sup>7</sup>を活用しました。なお、基本的な考え方は以下のとおりですが、試算結果はあくまで概算であり、実際には施設の老朽度や改修・更新時の単価など、実態に即して再計算する必要があります。

項目	内容		
試算期間	40年間（平成28年から平成67年まで）		
試算周期	大規模改修：建築後30年 / 更新：建築後60年と仮定		
試算単価 <sup>8</sup>	施設区分	大規模改修	更新
	行政系施設、社会教育系施設、市民文化系施設、市立川西病院（一般会計からの繰出相当分）	25万円/㎡	40万円/㎡
	保健・福祉施設、スポーツ・レクリエーション系施設、供給処理施設、その他施設	20万円/㎡	36万円/㎡
	学校教育系施設、子育て支援施設	17万円/㎡	33万円/㎡
	市営住宅	17万円/㎡	28万円/㎡

### (2) 公共施設の更新費用等に係る試算

公共施設の建物については、上記(1)の試算条件を基に、大規模改修を建設から30年、更新を60年と仮定し、今後40年間に必要となる改修・更新費用を試算すると、費用の総額は約1,532億円、年間当たり約38.3億円が見込まれます。

当面は大規模改修費が必要となり、平成42年（2030年）年以降は一斉に更新費用が増加する見込みです。



<sup>7</sup> 総務省が公共施設等の更新費用を簡便に試算するために公表しているソフト。試算の設定条件については、建築物の目標耐用年数は日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」により、また更新費用単価については、先行して試算に取り組んでいる地方自治体の調査実績や設定単価を基に設定したもの。なお、物価変動率、落札率等は予想が困難なため考慮していない。

<sup>8</sup> 落札価格ではなく、予定価格又は設計価格を想定して設定している。なお、大規模改修の単価は、一般的とされる建替えの約6割で設定している。

(3) インフラ施設の更新費用等に係る試算条件

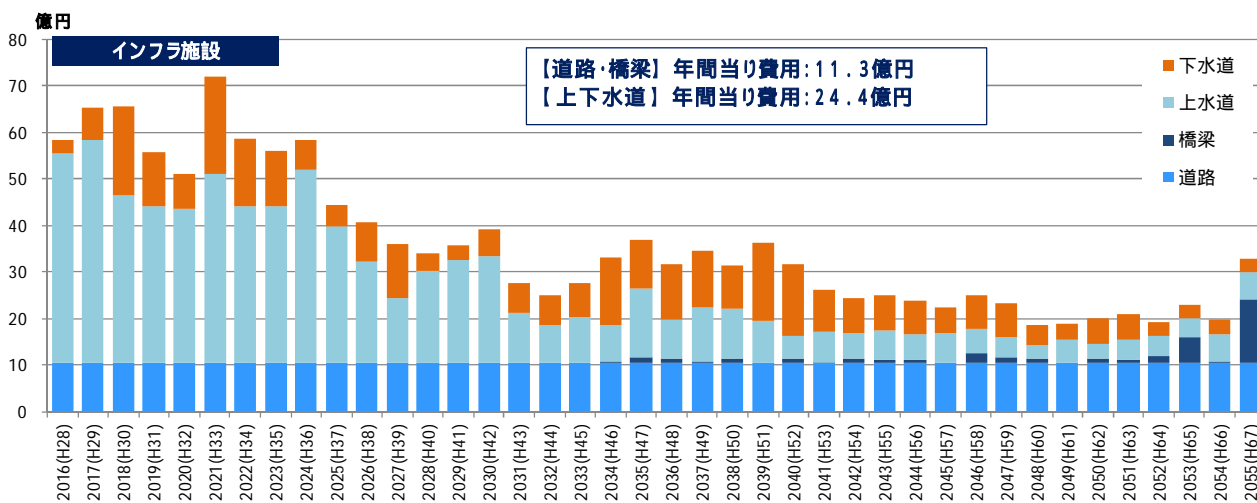
本市が所有するインフラ施設についても、基本的には総務省が公表している簡便試算ソフトを活用し、改修・更新費用を試算しました。

項目	内容										
試算期間	40年間（平成28年から平成67年まで）										
試算単価	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>算出条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路</td> <td>1級・2級市道（更新年数15年・更新単価4,700円/m<sup>2</sup>）                      その他市道（更新年数15年・更新単価4,700円/m<sup>2</sup>）                      歩行者道（更新年数15年・更新単価2,700円/m<sup>2</sup>）</td> </tr> <tr> <td>橋梁</td> <td>道路橋長寿命化修繕計画（予防保全型）に基づいて算出</td> </tr> <tr> <td>上水道</td> <td>管（更新年数40年・更新単価〔管径別更新単価に基づく〕）                      施設（平成27年度減価償却費に基づいて算出）</td> </tr> <tr> <td>下水道</td> <td>管（更新年数50年・更新単価〔管径別更新単価に基づく〕）                      施設（平成27年度減価償却費に基づいて算出）</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	算出条件	道路	1級・2級市道（更新年数15年・更新単価4,700円/m <sup>2</sup> ） その他市道（更新年数15年・更新単価4,700円/m <sup>2</sup> ） 歩行者道（更新年数15年・更新単価2,700円/m <sup>2</sup> ）	橋梁	道路橋長寿命化修繕計画（予防保全型）に基づいて算出	上水道	管（更新年数40年・更新単価〔管径別更新単価に基づく〕） 施設（平成27年度減価償却費に基づいて算出）	下水道	管（更新年数50年・更新単価〔管径別更新単価に基づく〕） 施設（平成27年度減価償却費に基づいて算出）
	施設区分	算出条件									
	道路	1級・2級市道（更新年数15年・更新単価4,700円/m <sup>2</sup> ） その他市道（更新年数15年・更新単価4,700円/m <sup>2</sup> ） 歩行者道（更新年数15年・更新単価2,700円/m <sup>2</sup> ）									
	橋梁	道路橋長寿命化修繕計画（予防保全型）に基づいて算出									
	上水道	管（更新年数40年・更新単価〔管径別更新単価に基づく〕） 施設（平成27年度減価償却費に基づいて算出）									
下水道	管（更新年数50年・更新単価〔管径別更新単価に基づく〕） 施設（平成27年度減価償却費に基づいて算出）										

(4) インフラ施設の更新費用等に係る試算

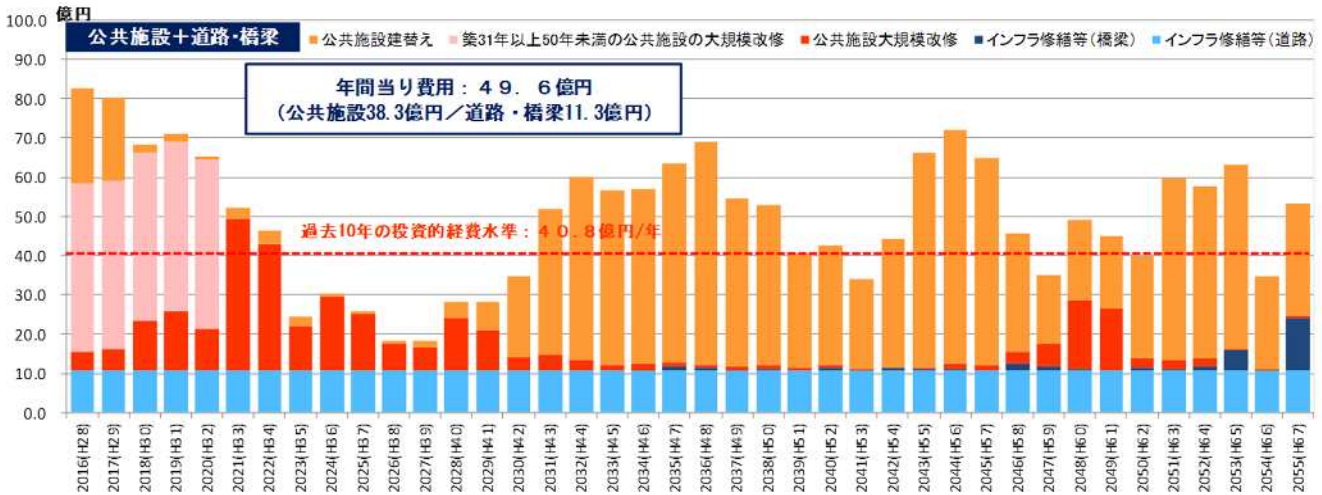
インフラ施設については、施設種類ごとの更新周期を設定し、今後40年間に必要となる改修・更新費用を試算すると、費用の総額は道路・橋梁の合計で約452億円、上水道・下水道の合計で約976億円が見込まれます。

当面は老朽化した上下水道管路における更新の対応が必要となり、長期的には橋梁の架替えも課題となってきます。



(5) 投資的経費の水準と更新費用等の比較

本市の投資的経費<sup>9</sup>の水準を過去10年間（平成17～26年度／2005～2014年度）で見ると、年度当たりの平均で約40.8億円となっています。一方、先に試算した公共施設と道路・橋梁に係る更新費用等を合わせると年間約49.6億円（公共施設分が約38.3億円、道路・橋梁分が約11.3億円）となっており、投資的経費の水準を上回ることが分かります。



更新費用等の算出対象について

上水道・下水道については、利用料金を前提とした公営企業会計による運営が行われているため、上記推計の対象外とします。

一方、市立川西病院も同様に公営企業会計による運営が行われていますが、更新等においては一般会計からの相当の繰出しが見込まれるため、推計の対象に含めます。

<sup>9</sup> その経費の支出の効果が単年度又は短期的に終わらず、固定的な資本の形成に向けられるもので、将来に残る施設等を整備するための経費。なお、道路や橋梁、学校、公営住宅等の社会資本整備に要する経費で、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費で構成される。

### 第3章 現状及び将来の見通しを踏まえた課題



## 第3章 現状及び将来の見通しを踏まえた課題

### 3-1 市民等の参画

対象	公共施設・インフラ施設
<p>(1) 公共施設は市民や地域が共有する財産であることから、今後のあり方を考える上では、市民等<sup>10</sup>のニーズを的確に把握するため、市民等の参画を得ながら、丁寧な対話のもと再編に向けた検討を進めていく必要があります。</p> <p>(2) 公共施設は、その周辺地域のまちづくりにおいて重要な役割を担っています。市民等は地域の課題を抽出し、市は市民等と課題解決に資する公共施設のあり方について検討していく必要があります。</p> <p>なお、検討のプロセスにおいては、市から施設に関する情報を提供するとともに、地域の実情に応じて市から適切な支援を行い、対話が円滑に進むよう配慮していく必要があります。</p> <p>(3) 本市では「参画と協働<sup>11</sup>のまちづくり」の考え方を踏まえ、その更なる浸透を図りつつまちづくりを進めており、地域に関わる様々な主体との連携が求められています。</p> <p>今後の市民サービスの提供においては、市民や市民公益活動団体<sup>12</sup>、事業者などの役割がますます重要になると考えられ、これらの多様な主体が担い手になることも想定しつつ、質の高いサービスの提供を目指していく必要があります。</p>	

### 3-2 市民サービス提供における民間活用

対象	公共施設・インフラ施設
<p>市民サービスの提供においては、民間の施設やノウハウ等を有効活用することで、より充実したサービスの提供が低廉なコストで実現できる可能性があります。</p> <p>今後は、市による直接的な施設所有やサービス提供に捉われず、民間の施設やノウハウ等を有効に活用しながら、公共施設におけるストックの適正化とサービス向上の両立を目指していく必要があります。</p>	

<sup>10</sup> 市民、市民公益活動団体、事業者を指す。

<sup>11</sup> 「参画」とは、市民、市民公益活動団体及び事業者が市の政策等の立案、実施及び評価の過程に主体的に関わって意見や提言を行うことであり、「協働」とは、地域の課題解決に向けて、市民、市民公益活動団体、事業者及び市がそれぞれの役割に基づき、互いの立場を尊重し、相互に補完し合うこと。

<sup>12</sup> 自治会、コミュニティ、ボランティア、NPO等を指す。

### 3-3 公共施設等の総量

対象	公共施設・インフラ施設
<p>(1) 公共施設については、学校教育施設の延床面積が大きな割合を占めており、その建替え時期に連動して、施設更新費用が増大する見込みとなっています。今後の人口減少の局面においては、教育環境や通学条件等を総合的に考慮しつつ、サービス水準の維持を前提としながら、更新すべき量を精査していく必要があります。</p> <p>一方、学校教育施設はこれまで大規模改修・耐震補強等の取組を進めていることから、中長期的な活用が期待できる点に加え、地域にとっての拠点・シンボルであることなどの特性を考慮しつつ、利活用の方向性を定めていく必要があります。</p>	
<p>(2) 学校以外の公共施設については、本市の人口動向や市民の利用状況、老朽化の状況等を踏まえた上でサービス水準は可能な限り維持しつつ、施設の総量縮減を視野に再編に向けた検討を進めていく必要があります。</p>	
<p>(3) 本市の投資的経費の水準に対し、中長期的には様々な公共施設等の更新等により、その水準を上回る規模の財政支出が見込まれるため、今後の人口動向や財政状況等を勘案しながら、更新すべき対象施設の取捨選択を行う必要があります。</p>	
<p>(4) なお、インフラ施設については、市民生活や経済活動を支え、都市の骨格となる重要な基盤であることから容易に量を減らせるものではなく、基本的には総量を維持していく必要があります。</p> <p>但し、維持管理面において効率化を図るなど、財政負担の軽減に向けた取組を検討していく必要があります。</p>	

### 3-4 公共施設の機能

対象	公共施設
<p>(1) 現在の公共施設は、その時々必要性に応じて建設されてきたものです。本市では高度成長期の急速な市街化を経て、一度に高齢化と施設の老朽化が進行しているため、今後の公共施設に求められる市民ニーズを見据え、機能<sup>13</sup>の見直しを図っていく必要があります。</p>	
<p>(2) 市民意識調査の結果において、「重要度が高いにも関わらず、利用者の満足度が低い施設」(15頁の4象限左上の領域)と、「利用者の満足度が高い一方、重要度が低い施設」(15頁の4象限右下の領域)については改善・見直しを行っていく必要があります。</p> <p>また、「重要度・満足度がいずれも低い施設」(15頁の4象限左下の領域)については、廃止も含め抜本的に見直ししていく必要があります。</p>	
<p>(3) 今後の公共施設のあり方としては、施設を維持していくという従来の考え方に捉われず、選択と集中により施設の機能を見直し、市民サービスにおける質の向上を図っていく必要があります。</p>	

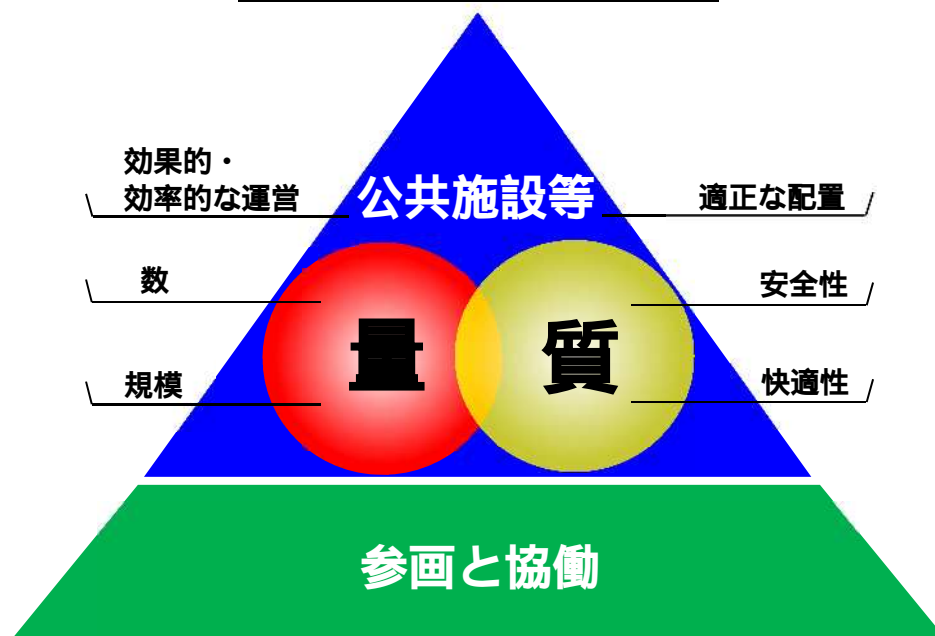
<sup>13</sup> 公共施設にはそれぞれの「機能」が備わっている。例えば、公民館や図書館、文化会館などであれば、「会議」や「交流」「読書」「文化活動」などを行うために「利用できる場」を提供することが主な機能である。また、学校や幼稚園・保育所、福祉施設、病院などであれば「教育」「保育」「介護・福祉」「医療」などの「サービスを提供する場」が主な機能となる。



### 3-5 公共施設等の維持管理等

対象	公共施設・インフラ施設
<p>(1) 財政負担軽減の観点からは、公共施設等を長期間適正に維持管理し、更新費用の負担を抑えていく必要があります。また、長期間の使用を想定したインフラ施設や一部の公共施設については、費用（ライフサイクルコスト<sup>14</sup>）と延命効果を見極めた上で、長寿命化に向けた取組を進めていく必要があります。</p> <p>(2) 公共施設の改修や更新においては、将来的な利用ニーズ等の変化に対応できるよう施設の構造躯体（スケルトン<sup>15</sup>）と内装・間仕切り（インフィル）を切り分けて考え、長期間において柔軟に施設が活用できる方策を検討する必要があります。</p>	

## 市民サービスの向上



<sup>14</sup> 建物の生涯（企画から設計・建設・管理運営・修繕・解体までのライフサイクル）に発生する全ての経費のこと。

<sup>15</sup> 建物の柱や骨組みで構造を支え、仕切り壁などは簡易なものにすることにより、必要に応じて部屋の大きさや形を変更できる方式を「スケルトン・インフィル方式」という。



## 第4章 公共施設等マネジメントに関する目標



## 第4章 公共施設等マネジメントに関する目標

### 4-1 基本目標

公共施設は市民共有の財産であり、市民生活に密接に関わっていることに加え、その周辺のまちづくりにおいて重要な役割を担っています。今後においては、全市的な視点に立って施設総量の適正化を図りつつ、複合化や多機能化等により、既存の枠組みを超えた施設の多目的利用を推進するとともに、建物の安全性を確保するなど機能面・性能面における質を高め、市民サービスの向上を目指していくことが重要となります。

とりわけ、市の将来を担う次世代の子どもたちにとって過度な負担とならないよう、公共施設等の有効活用と改善に向けた取組を行っていくことは極めて重要な視点となります。

そのような視点を踏まえつつ、本計画における基本目標を次のとおり掲げます。

## 次世代につなぐ魅力ある市民サービス

### ～ 対話を通じた公共施設等の適正化 ～

#### 基本目標の実現に当たって

##### ～ 「施設重視」から「機能重視」へ～

- 基本目標を実現するに当たっては、従来の概念や枠組みに捉われない発想の転換が必要となります。
- これまで本市は、対象者別、目的別に様々な公共施設を整備してきましたが、多くの公共施設では、会議室、集会室、図書室、交流室といった市民活動の場を提供するなど、同種又は類似する「機能」で構成されています。
- そのような状況を踏まえ、本計画では、今後は施設が持つ「機能」に着目することで、従来の対象者別、目的別に施設を維持するといった考え方のみならず、「施設重視」から「機能重視」(＝量から質への転換)という考え方に基きながら、施設の適正配置と効果的・効率的な運営の方向性を示し、創意工夫によりサービス水準を可能な限り維持しつつ、魅力ある市民サービスの向上を目指します。

## 4-2 基本目標達成のための原則

基本目標の達成に向けて、参画と協働による取組を前提としつつ、次の4原則を掲げることにより、「量」と「質」の適正化に取り組みます。

<p>&lt;原則1&gt; 施設総量の適正化（量の視点）</p>	<p>対象</p>	<p>公共施設</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共施設については、今後の人口減少を見据え、統合・廃止等により施設の縮減を図りつつ、新規整備を抑制し、市民サービスにおける量の適正化を図ります。</li> <li>● インフラ施設については、施設の現状を維持しつつ、必要に応じた整備を行います。</li> </ul>		
<p>&lt;原則2&gt; 施設機能の適正化（量・質の視点）</p>	<p>対象</p>	<p>公共施設</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「施設を維持」という考え方から施設のもつ「機能を重視」し、量から質への転換を図ります。</li> <li>● 複合化や多機能化、集約化等による機能再編を進めるとともに、施設内のにぎわいを創出し、市民サービスにおける質の適正化を図ります。</li> </ul>		
<p>&lt;原則3&gt; 施設性能の適正化（質の視点）</p>	<p>対象</p>	<p>公共施設・インフラ</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● これまでの事後保全<sup>16</sup>から予防保全<sup>17</sup>への転換により施設の長寿命化を図り、市民サービスにおける質の適正化を図ります。</li> </ul>		
<p>&lt;原則4&gt; 施設管理の適正化（質の視点）</p>	<p>対象</p>	<p>公共施設・インフラ</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設の管理・運営に係るコストの縮減やサービス向上につながる事業手法等を検討・導入し、市民サービスにおける質の適正化を図ります。</li> </ul>		

<sup>16</sup> 経年劣化（通常の使用による損耗）による不具合や故障が明らかになった後で原状回復のための修繕を行うこと。

<sup>17</sup> 定期点検の結果、予想される不具合に対して事前に対処し、建物の安全確保（事故防止）や機能維持（劣化防止）を図り、使用時の故障などを未然に防ぐこと。

## 第5章 公共施設等全体に関する基本方針





## 第5章 公共施設等全体に関する基本方針

### 5-1 参画と協働に関する方針

視点	量・質	対象	公共施設・インフラ施設
<p>【市民等との丁寧な対話】</p>			
<p>(1) 公共施設の更新や統合・廃止など、公共施設のあり方を考える上で、市は市民等との対話のために必要となる公共施設の建築年度や利用状況、維持管理経費等に係るデータベースを提供します。</p> <p>(2) 市は、公共施設に対する市民ニーズや地域における公共施設の役割などを把握するため、データベース等の情報を基に説明会や出前講座等を開催し、市民等と丁寧な対話を行います。</p> <p>(3) 市民等と市は、まちづくりにおける課題を抽出し、市は様々なまちづくりの主体と課題解決策を共に検討し、地域にとって意義のある利活用の方向性を検討します。</p> <p>(4) 検討のプロセスにおいて、市は地域の実情に応じて市から適切な支援を行い、議論が円滑に進むよう配慮します。</p>			
<p>【多様な主体によるサービスの提供】</p>			
<p>(1) 「参画と協働のまちづくり」の考え方を踏まえ、現在、市が提供している市民サービスについては、地域の実情に応じて、民間事業者やNPO、地域住民等を含めた多様な主体によるサービス提供のあり方を検討します。また、サービス提供の手法については、市民等によるコミュニティビジネスなど、新しい枠組みも想定します。</p> <p>(2) 今後は、市が公共施設として直接所有することに捉われず、類似する機能を持つ民間施設がある場合はそれを有効活用し、公共施設におけるストックの適正化に向けた検討を進めます。</p> <p>(3) PPP<sup>18</sup>・PFI<sup>19</sup>など民間活力の導入を図り、施設の整備や運営、維持管理に民間資金・民間ノウハウを取り入れ、効果的・効率的な市民サービスの提供とライフサイクルコストの縮減を図ります。</p> <p>(4) 公共施設の機能を相互に補完し、市民サービスの向上と経費の削減を目的に、近隣自治体を含めた広域的な施設利用の可能性やあり方を検討します。</p>			

<sup>18</sup> Public Private Partnershipの略。民間資金やノウハウを生かして行政と民間が相互に連携してサービスを提供したり、協働して課題を解決することであり、公民連携ともいう。

<sup>19</sup> Public Finance Initiativeの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

## 市民等の参画による検討プロセス

今後、本計画を推進していく上では、市はまちづくりの多様な主体と公共施設のあり方について相互に理解を深めていく必要があります。

特に地域と密接な関係にある公共施設の更新や統合・廃止などについては、以下のプロセスを踏まえることが重要となります。

### 市民等との情報共有

市は、市民等との対話のために必要となる情報として、公共施設の建築年度や利用状況、維持管理経費等に係るデータベースを整理するとともに広く公開し、市民等と市が情報共有できる環境を整備します。

なお、データベースを情報共有する機会として、市ホームページへの掲載に加え、説明会や出前講座などの直接的な対話の場を設定します。

### 検討対象施設の抽出

将来の人口減少や財政状況、更新時期等を踏まえ、市からの提案や市民等からの発意によって、市は適切な時期に更新や統合・廃止などの検討対象となる公共施設を抽出します。

### 公共施設の活用方策等の検討

- 市は、地域住民をはじめ、地域関係者や施設利用者、民間事業者等の参画のもと「地域別構想」<sup>20</sup>や「地域別計画」<sup>21</sup>の内容に沿い、地域の課題・将来像の再確認を行います。その際、市はアンケートやワークショップなど、検討の段階に応じた適切な参画手法を取り入れます。
- 市は上記を踏まえ、地域住民などまちづくりの多様な主体と対話を行いながら、対象施設の活用方策等を検討します。  
なお、検討結果については、幅広く市民等との共有を図ります。

<sup>20</sup> おおむね小学校区単位の14地域ごとのありたい姿を描いたもの（5頁参照）。

<sup>21</sup> 地域別構想に掲げた地域のありたい姿を実現するために実施する事業を取りまとめたもの。

## 5-2 点検・診断等に関する方針

視点	質	対象	公共施設・インフラ施設
<p>(1) 公共施設等は、数多くの部品・部材や設備機器など様々な素材が組み合わされて構成されており、それぞれの目的と機能を持っています。それらの部材・設備は、使い方や立地環境、経年変化から生じる汚れ・損傷・老朽化の進行に伴い本来の機能が低下する場合があります。そのため、施設の劣化や機能低下を未然に防ぎ、施設等が安全・快適に利用できるよう、定期的な点検・診断等を実施します。</p> <p>(2) 点検・診断等は、市が直接実施する場合と民間事業者等に委託して実施する場合がありますが、委託契約により実施する場合は、点検・診断等が契約どおりに実施されているか確実に報告を受け、施設の状況を的確に確認・把握します。</p> <p>(3) 日々の管理業務の品質の安定と効率化を図るため、点検・診断の発注や報告に係る仕様書を標準化し、これらの情報を記録・集積・蓄積するため、統合したデータベースを活用して管理します。</p>			

### 5-3 施設評価に関する方針

施設の供給（利用状況等）、施設の財務（管理運営コスト等）、施設の品質（施設性能等）の3つの視点から施設の現状を分析・評価し、今後における各施設の方向性を明確にします。

まず、3つの視点（供給・財務・品質）による定量的な要素で1次評価を行います。

次に、1次評価で「見直し」「廃止」に分類された施設を中心に、更に詳細な情報を確認しつつ、施設を利用圏域に分けて整理した上で2次評価を行います。

最後に、市の政策動向等を踏まえ、最終評価として総合評価を決定します。

#### (1) 現状把握と公表

施設所管課が管理運営している施設については、必要な情報を集約したデータベースを構築し、定期的に更新・公表します。

（項目例）

供給（利用状況等）	財務（管理コスト等）	品質（施設性能等）
設置目的	職員数	建築年度
事業内容	人件費	延床面積
開館日数	運営事業費	建物構造
開校日数	維持管理事業費	耐震基準（新・旧） <sup>22</sup>
利用者数	収入（利用料等）	耐震診断・耐震補強の状況
平均利用者数	コスト（面積当たり経費）	点検・診断結果

#### (2) 市民意識（満足度）調査等の実施

今回実施した市民意識調査は今後も適宜実施し、公共施設の利用状況をはじめ、満足度・重要度等を分析します。

また、施設管理者が別途実施しているアンケートも活用するなど、公共施設に対する市民評価を定期的に収集することで、市民サービスの改善や施設のあり方に関する検討に活用します。

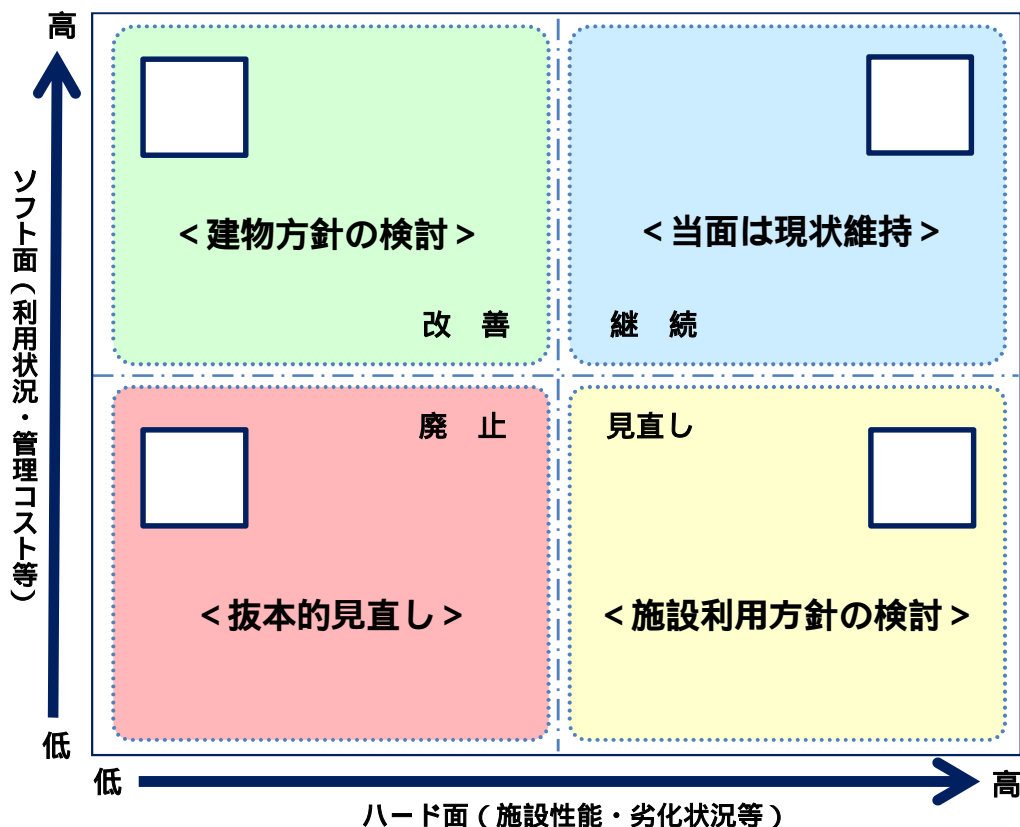
#### (3) 総合評価の実施

一元化したデータベースを基に、個々の施設の市民ニーズに対する適合性を客観的に検証します。

#### 【1次評価】

供給（利用状況等）・財務（管理運営コスト等）・品質（施設性能等）に関する定量的な要素を評価した上で、ソフト面（供給・財務）とハード面（品質）の両面に着目して評価します。

<sup>22</sup> 建築基準法において規定され、昭和56年（1981年）の改正を境として、旧耐震基準と新耐震基準に分類される。旧耐震基準は、中規模程度（震度5強程度）を想定して規定され、新耐震基準（現行の耐震基準）は、大規模の地震（震度6強から7程度）でも建物が倒壊・崩壊しないよう設定されている。



評価結果	手法例	検討の方向	
		ソフト面	ハード面
継続	予防保全・長寿命化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>更なる改善を目指し、効果的・効率的な施設運営を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保全計画を策定し、予防保全の考え方に基づき計画的な維持修繕を実施する。</li> </ul>
改善	大規模改修・更新等	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の増加など、利用状況の改善に向けた取組を検討する。</li> <li>市民ニーズを踏まえ、提供するサービスの充実や取捨選択を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保全計画を策定し、予防保全の考え方に基づき計画的な維持修繕を実施する。</li> <li>建替え時において規模縮小を検討する。</li> </ul>
見直し	複合化・集約化・転用等		<ul style="list-style-type: none"> <li>複合化・集約化・転用など、施設の有効活用や減築<sup>23</sup>を検討する。</li> </ul>
廃止	廃止・貸付・売却等	<ul style="list-style-type: none"> <li>用途を廃止する代わりに、類似民間施設等への移転（サービス転化）等を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>空いた施設の利活用（他用途への変更、民間への貸付等）について検討する。</li> <li>施設廃止に伴う跡地は、原則貸付・売却する。</li> </ul>

<sup>23</sup> 公共施設を建替えや改修の際に、延床面積を減らすこと。

【2次評価】

- 1次評価で「見直し」「廃止」に分類された施設を中心に、施設の位置、設置の経緯、重要性（防災上の位置づけ、社会的影響の大きさ）等に加え、市民意識調査結果など更に詳細な情報を確認した上で、今後の方向性を定めます。
- 施設の持つ機能に着目し、機能が類似又は重複している場合は、集約化や近隣施設との複合化等を検討します。
- なお、本市の地形は南北に長く、人口分布・人口構成や将来予想される人口動態の状況、地理的な条件が大きく異なる地域もあるため、公共施設の適正化を進めるに当たっては、次の3つの利用圏域に分けて整理をした上で、地域の実情に配慮した施設の再編を検討します。

利用圏域	施設例	手法例
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市域施設  <small>&lt;市域全体をエリアとした全市民向けの施設&gt;</small> </li> </ul>	市役所（本庁舎）、中央図書館、文化会館、総合体育館等	【広域化】 県・近隣市町の施設との機能分担や相互利用等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域施設  <small>&lt;おおむね小学校区での利用を基本とした地域住民向けの施設&gt;</small> </li> </ul>	小学校、幼稚園、保育所、老人福祉施設、公民館等	【複合化】 中核的な施設に各機能を集約等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● コミュニティ施設  <small>&lt;自治会やコミュニティなど、利用者が地域・団体に限定されている施設&gt;</small> </li> </ul>	自治会館、コミュニティセンター等	【効率化】 運営主体・運営方法の見直し等

**地域の実情に配慮した公共施設の再編**

- 地域住民に密着したコミュニティ機能の維持は、地域の維持・活性化のために重要なものです。コミュニティ機能の維持のためには、地域の将来像を見据えつつ、今後地域住民等と十分調整しながら、所有形態やコミュニティ機能のあり方等を検討していく必要があります。
- 子育て支援の充実は少子化対策として重要な施策です。今後も育児・子育てがしやすい環境を整備していくためには、官民が連携しながら、子育て機能の充実と施設の再編を一体的に検討していく必要があります。
- 本市では自治会やコミュニティなど、早くから地域活動が積極的に展開され、現在は小学校校区単位で様々な活動が展開されています。このことから、今後、公共施設の再編問題に取り組んでいくに当たっては、現在の小学校区に相当するエリアを身近な公共施設の利用圏域（地域施設エリア）として設定し、遊休化した小学校舎を中心に公共施設の必要な機能を再配置していくことが代表的な再編モデルとして考えられます。

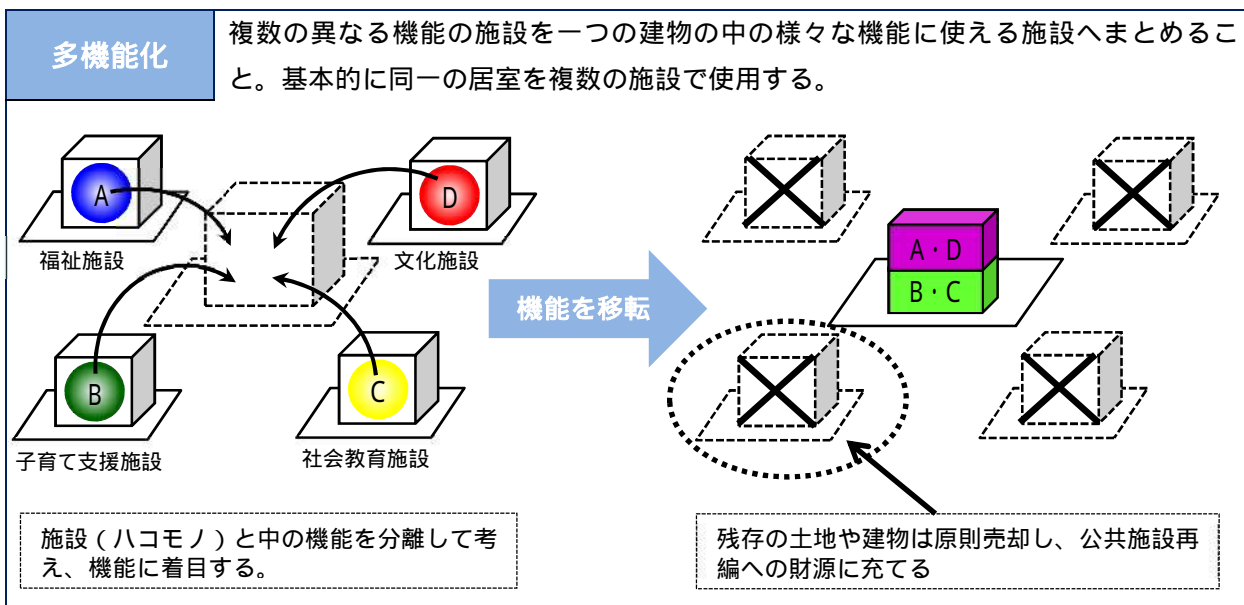
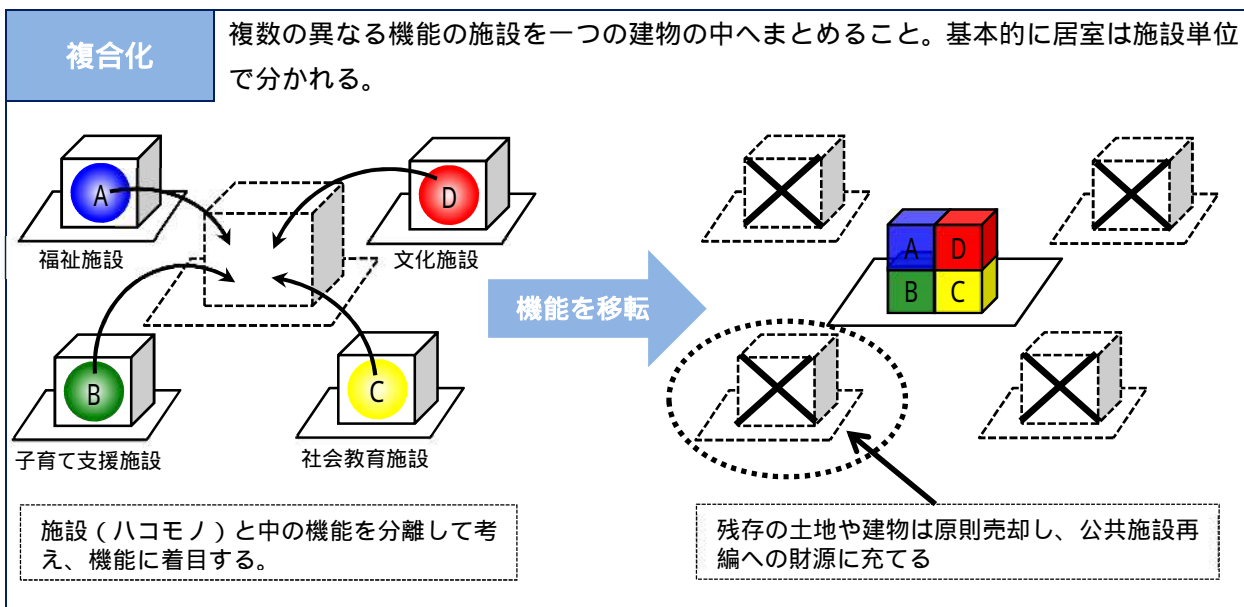
【総合評価（3次評価）】

2次評価に加え、本市の政策動向等を考慮しつつ、総合評価を行います。

## 5-4 継続・改善・見直し・廃止等に関する方針

視点	量・質	対象	公共施設・インフラ施設
<p>公共施設については、施設評価（5-3 参照）に基づき、利用状況や劣化状況等の客観的なデータをはじめ、本市の政策動向等を考慮しつつ、対象施設の継続、改善、見直し（複合化・多機能化・集約化（統合）・転用・減築等）廃止などの選択を行います。</p>			
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 改善：更新又は大規模改修等により長寿命化を図ること。</li> <li>● 複合化：複数の異なる機能の施設を一つの建物の中へまとめること。</li> <li>● 多機能化：複数の異なる機能の施設を一つの建物の中の様々な機能に使える施設へまとめること。</li> <li>● 集約化：複数の同種又は類似する機能の施設を一つ建物の中の一つの施設へま（統合）とめること。</li> <li>● 転用：これまでの用途を変更し、他の施設として建物を使用すること。</li> <li>● 減築：改修によって施設の床面積を減らすこと。</li> <li>● 廃止：建物を廃止すること（必要な機能は他の建物へ移転して継続）。</li> </ul> </div>			
<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 公共施設の種類や用途、部材の重要度等に基づき、予防保全・事後保全等を適正に組み合わせた維持管理を行い、施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図ります。</li> <li>(2) 公共施設の新設が必要な場合は、人口動向や財政状況等を踏まえ、サービス水準は可能な限り維持しつつ、総量適正化の観点から、原則として既存施設の一律的な更新や単一機能の施設整備は抑制します。</li> <li>(3) 公共施設の劣化状況や不具合を把握するなど適正な維持管理を行うとともに、大規模改修や耐震補強を実施することで、市民が安全・安心に利用できる状態を目指します。</li> <li>(4) 公共施設の更新や大規模改修を行う場合は、長期的なニーズの変化に柔軟に対応可能で、容易に機能の転換が図れるような手法を検討します。</li> <li>(5) 目的別に施設を持つといった考え方のみならず、施設の複合化や多機能化等により、利用者の利便性向上や幅広い層の集客・利用促進を図り、新たな交流やにぎわいを創出します。</li> <li>(6) 公共施設の改善・見直しの際には、市民ニーズを踏まえ、施設のハード面とソフト面の両面を見直し、市民満足度の向上を図ります。</li> <li>(7) 老朽化の進行に加えて、利用者が少なく今後の改善も見込めない施設については、統合・廃止を検討します。</li> <li>(8) 公共施設の総量適正化を進めた結果生じた跡地について、その利活用に当たっては、原則貸付・売却等を行います。なお、貸付・売却等を行う際には、地域住民の意向を十分に反映するよう努めます。</li> <li>(9) インフラ施設については、市民生活や経済活動を支え、都市の骨格となる重要な基盤であることから、原則として総量を維持します。</li> </ol>			

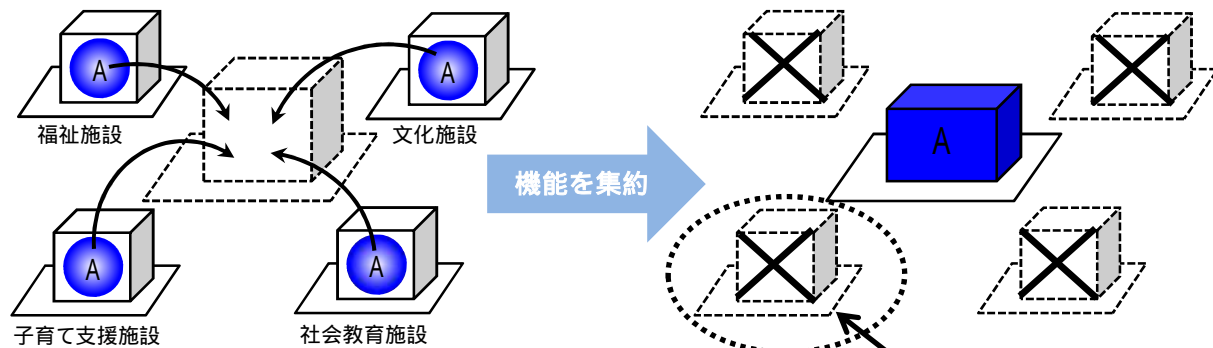
< 公共施設の再編手法のイメージ >





集約化(統合)

複数の同種又は類似する機能の施設を、一つ建物の中の一つの施設へまとめること。



施設（ハコモノ）と中の機能を分離して考え、機能に着目する。

残存の土地や建物は原則売却し、公共施設再編への財源に充てる

## 5-5 フォローアップに関する方針

### (1) 全庁的な取組体制

庁内においては、公共施設等を一元的にマネジメントする組織（都市政策部公共施設マネジメント室：組織名は平成28年度現在）が中心となって本計画を推進します。

また、庁内会議等を適宜開催するとともに、財政部局や施設管理部局等と連携・調整を図りつつ、定期的な情報共有と計画の進捗管理を行います。

### (2) 施設総量の目標

公共施設の延床面積の縮減は重要な取組の一つですが、実行していく上ではハードルも高く、目標値を設定しつつ、着実に計画を推進していく必要があります。

そこで、公共施設の延床面積については、人口動向と財政状況の両面からのアプローチにより、次のとおり計画期間内における数値目標を掲げます。

#### 人口動向からのアプローチ

将来人口推計や今後における本市の政策動向等を踏まえ、40年先の平成67年（2055年）時点の延床面積をシミュレーションしました。

なお、これは簡便なシミュレーションであり、人口減少率と同じ割合で延床面積を削減できない施設も存在します。

施設区分	延床面積 (㎡)				削減シミュレーション	主な内容
	現状	構成比	削減後	構成比		
1 行政系施設 (市役所・消防本部等)	27,909.73	7.5%	19,922.64	6.3%	28.6%	全体人口減少に基づき市役所(本庁舎)を縮減し、市役所(分庁舎)は廃止。
2 学校教育系施設 (小・中・特別支援学校)	170,317.28	45.7%	132,884.60	42.2%	22.0%	年少人口減少に基づき縮減。
3 社会教育系施設 (中央図書館等)	7,117.45	1.9%	7,117.45	2.3%	0.0%	
4 市民文化系施設 (各公民館等)	33,797.60	9.1%	31,557.04	10.0%	6.6%	共同利用施設の見直しを行い、それ以外は規模維持。
5 保健・福祉施設 (保健センター等)	16,228.97	4.3%	15,811.15	5.0%	2.6%	老年人口減少に基づき高齢者福祉施設を縮減。
6 子育て支援施設 (幼稚・保育園・認定こども園等)	11,642.93	3.1%	10,428.66	3.3%	10.4%	年少人口に基づき幼稚園機能を縮減し、旧ふたば幼稚園は廃止。保育所機能は規模維持。
7 スポーツ・レクリエーション系施設 (総合体育館等)	12,187.69	3.3%	11,894.45	3.8%	2.4%	
8 公営住宅	66,700.25	17.9%	62,940.09	20.0%	5.6%	平屋住宅を順次廃止し、それ以外は規模維持。
9 供給処理施設 (南・北部処理センター等)	8,941.99	2.4%	4,540.26	1.4%	49.2%	北部処理センターを再編整備し、南部処理センターは廃止。
10 その他施設 (放置自転車保管センター等)	3,511.98	0.9%	3,511.98	1.1%	0.0%	
11 市立川西病院	14,540.10	3.9%	14,540.10	4.6%	0.0%	今後、あり方について検討。
合計	372,895.97	100.0%	315,148.42	100.0%	15.5%	

削減率 15.5%

### 財政状況からのアプローチ

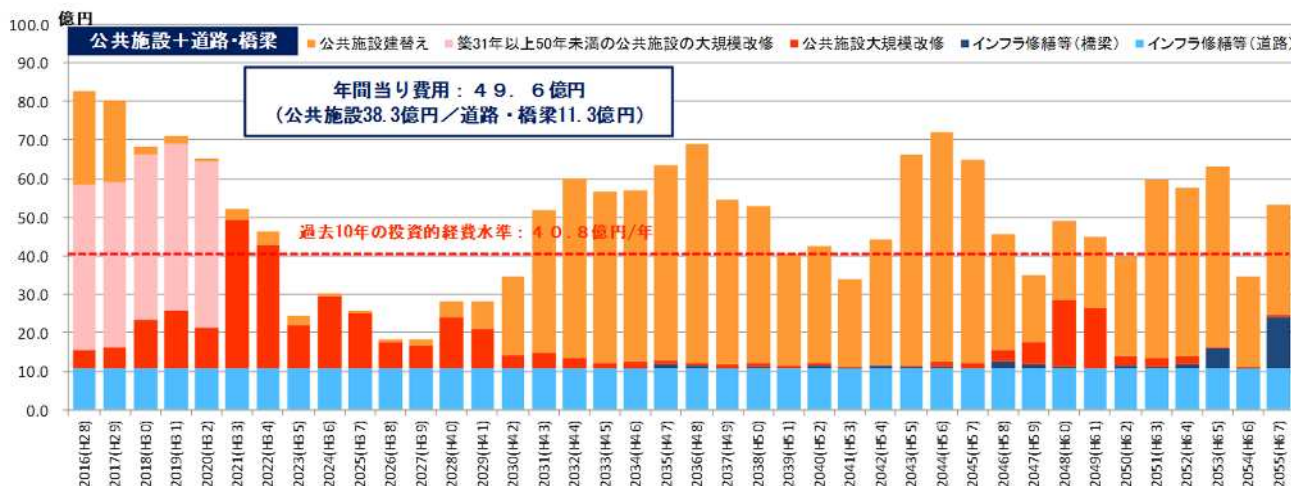
将来見込まれる更新費用等と財政とのバランスを図っていくためには、施設の適正な維持管理や長寿命化、民間活用、公共施設の延床面積縮減など、コスト削減に向けた様々な取組が必要となります。中でも公共施設における延床面積の縮減については、下枠に示す諸条件を基に、40年先の平成67年（2055年）時点の削減率をシミュレーションしました。

なお、投資的経費の水準や公共施設の延床面積は、年数の経過とともに変動し得るため、定期的に見直しを行うことで、将来見込まれる更新費用等と財政とのバランスを適宜検証します。

- 今後40年間に見込まれる公共施設・インフラ施設（道路及び橋梁）の更新や大規模改修に要する費用を推計します。
- 橋梁については、「川西市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、対症療法（事後保全）型ではなく予防保全型による費用を用いて推計します。
- 上水道・下水道については、利用料金を前提とした公営企業会計による運営が行われているため、上記推計の対象外とします。一方、市立川西病院も同様に公営企業会計による運営が行われていますが、更新等においては一般会計からの相当の繰出しが見込まれるため、推計の対象に含めます。
- 過去10年程度の投資的経費の動向から、標準的な水準を設定します。なお、投資的経費を大きく変動させる特殊要因（例えば、特定の施策や事業実施に伴う一時的な投資費用の増大や、国庫補助金の制度変更に伴う市負担割合の変動など）があった場合には適宜補正を行います。
- 以上を踏まえ、年間当たり更新費用等に対する投資的経費を上回る金額の比率を、「公共施設の延床面積の削減目標値」として設定します。
- なお、インフラ施設（道路及び橋梁）は「総量を維持」していく方針であることから、投資的経費を優先配分していくことを前提に算定します。

$$\frac{\text{投資的経費を上回る金額(年間当たり更新費用等 - 投資的経費の標準水準)}}{\text{公共施設の年間当たり更新費用等}} \times 100(\%)$$

【削減率の算出】



大規模改修周期を30年、更新周期を60年とした場合、今後40年間で総額約1,984億円、年間当たり約49.6億円(公共施設分約38.3億円/道路・橋梁分約11.3億円)の費用がかかると試算しています。

また、投資的経費は道路・橋梁に優先配分していくことから、40.8億円 - 11.3億円 = 29.5億円が公共施設に充当できる投資的経費となります。以上を基に公共施設の削減率をシミュレーションすると以下のとおりとなります。

$$\frac{38.3 \text{ 億円 (年間当たり更新費用等)} - 29.5 \text{ 億円 (投資的経費の標準水準)}}{38.3 \text{ 億円 (公共施設の年間当たり更新費用等)}} \times 100 (\%)$$

↓

削減率 23.0%

削減目標値の設定

先述の人口動向と財政状況の両面から施設の総量を考察すると、今後40年の間に公共施設の延床面積を一定程度削減する必要があります。

そこで、現行のサービス水準を維持しつつ、適正に施設を維持管理・運営していくために、次の目標値を設定します。

なお、目標値は、今後の人口動向や財政状況など、社会経済情勢等の変化に応じて適宜見直しを行います。

本市の公共施設の総量を今後40年間で20%削減することを目標値として設定します。

### 目標値の設定に当たって

- 目標値の設定に当たっては、施設を一律に削減させることがないよう配慮するため、多くの地方自治体が採用する財政状況からのアプローチに加え、人口動向（人口減少率）も加味して目標値を算出しています。
- このことから、目標値（20%）が財政状況からのアプローチによる削減率（23%）を下回る結果となっていますが、今後、施設の複合化や多機能化、民間施設の有効活用を図るとともに、管理運営コストの縮減など更なる効率化を進めることで、施設総量の適正化に努めていきます。



## 第6章 施設類型別に関する基本方針





## 第6章 施設類型別に関する基本方針

第5章の公共施設等全体に関する基本方針を踏まえ、本章では施設類型別に関する基本方針を示します。

なお、「施設区分」「施設一覧」「施設の現状」に係る記載については、おおむね平成27年度末時点の内容となっています。

	施設区分	主な施設
公共施設	6-1 行政系施設	市役所（本庁舎・分庁舎）、行政センター、消防本部など
	6-2 学校教育系施設	小学校、中学校、特別支援学校
	6-3 社会教育系施設	文化財資料館、郷土館、歴史民俗資料館、中央図書館など
	6-4 市民文化系施設	公民館、自治会館、共同利用施設、文化会館など
	6-5 保健・福祉施設	保健センター、総合センター、ふれあいプラザなど
	6-6 子育て支援施設	幼稚園、保育所、留守家庭児童育成クラブなど
	6-7 スポーツ・レクリエーション系施設	体育館、市民温水プール、運動場など
	6-8 公営住宅	市営住宅など
	6-9 供給処理施設	ごみ処理施設など
	6-10 その他施設	斎場、駐輪場など
	6-11 市立川西病院	病院本館
インフラ施設	6-12 道路・橋梁	市管理の道路・橋梁
	6-13 公園	遊具など
	6-14 上水道・下水道	管路、ポンプ場など

## 「減少区分」と「耐震補強」の考え方

### 【減少区分】

将来人口推計や今後における本市の政策動向等を踏まえ、40年先の平成67年(2055年)時点における各施設の「減少区分」を以下の手順でシミュレーションしました。

なお、減少区分については、市の政策動向等を踏まえ、適宜見直しを行います。

	施設名	所在地	建築年度	敷地面積(m <sup>2</sup> )	建物総床面積(m <sup>2</sup> )	構造	耐震基準	耐震診断	耐震補強	減少区分
1	市役所(本庁舎)	中央町	1991(H3)	7,967.87	21,046.87	SRC造	新	-	-	全体人口
2	市役所(分庁舎)	出在家町	1977(S52)	3,741.32	2,691.82	RC造	旧	実施済	対象外	
			1973(S48)					実施済	実施済	

### ● 川西市の将来人口推計(40年後)【17頁「目指すべき将来人口」より】

平成27年(2015年)～平成67年(2055年)の減少率

全体人口	年少人口(0～14歳)	生産年齢人口(15～64歳)	老年人口(65歳以上)
24.8%	20.7%	34.4%	8.4%

### ● 各施設の利用者年齢層と将来人口推計(減少率)を単純に連動させた場合

施設(例)	市役所(分庁舎)	公民館・自治会館	保育所	高齢者福祉施設
減少区分	全体人口	全体人口	年少人口	老年人口
延床面積減少率	24.8%	24.8%	20.7%	8.4%

上記のように、各施設の利用者年齢層と将来人口推計(減少率)を単純に連動させるだけでなく、身近な地域コミュニティ機能の充実や待機児童への対応など、市としての政策的要素を加味して減少区分を最終決定します。

### ● 市の政策的要素を加味した場合

施設(例)	市役所(分庁舎)	公民館・自治会館	保育所	高齢者福祉施設
減少区分	<u>廃止</u>	<u>規模維持</u>	<u>規模維持</u>	老年人口
延床面積減少率	<u>100.0%</u>	<u>±0</u>	<u>±0</u>	8.4%

### 【耐震補強】

耐震補強の状況については、以下のとおり分類しています。

- 「実施済」(耐震補強工事が実施済みの建物)
- 「未実施」(耐震診断の結果、耐震補強工事が必要であるが未実施の建物)
- 「対象外」
  - 耐震診断の結果、耐震性があった建物
  - 木造等の建物
  - 将来の施設計画が策定されているなど、存続させる予定のない建物
- 「 - 」(新耐震基準の建物)

## 6-1 行政系施設

## (1) 施設一覧

	施設名	所在地	建築年度	敷地面積 (㎡)	建物総床面積 (㎡)	構造	耐震基準	耐震診断	耐震補強	減少区分	
1	市役所(本庁舎)	中央町	1991(H3)	7,967.87	21,046.87	SRC造	新	-	-	全体人口	
2	市役所(分庁舎)	出在家町	1977(S52)	3,741.32	2,691.82	RC造	旧	実施済	対象外	廃止	
3	川西南行政センター	久代3丁目	1979(S54)	併設	併設	RC造	旧	実施済	対象外		
4	明峰行政センター	萩原台西3丁目	1989(S64)	併設	併設	RC造	新	-	-		
5	多田行政センター	多田院1丁目	1976(S51)	併設	併設	RC造	旧	実施済	対象外		
6	緑台行政センター	向陽台1丁目	1970(S45)	併設	併設	RC造	旧	実施済	未実施		
7	けやき坂行政センター	けやき坂2丁目	1998(H10)	併設	併設	RC造	新	-	-		
8	清和台行政センター	清和台西3丁目	1983(S58)	併設	併設	RC造	新	-	-		
9	東谷行政センター	見野2丁目	1973(S48)	併設	併設	RC造	旧	実施済	実施済		
10	北陵行政センター	丸山台1丁目	1998(H10)	併設	併設	RC造	新	-	-		
11	大和行政センター	大和西4丁目	1976(S51)	併設	75.65	RC造	旧	実施済	対象外		
12	北消防署	見野2丁目	1973(S48)	1,671.66	670.72	RC造	旧	実施済	対象外		規模維持
13	清和台出張所	清和台西5丁目	1974(S49)	1,000.03	542.00	RC造	旧	実施済	対象外		
14	多田出張所	緑台6丁目	1976(S51)	1,257.70	524.52	RC造	旧	実施済	対象外		
15	久代出張所	久代3丁目	2014(H26)	695.39	301.70	S造	新	-	-		
16	第10分団黒川部格納庫	黒川字大上	1977(S52)	借地	29.64	CB造	旧	対象外	対象外		
17	第10分団一庫部格納庫	一庫2丁目	1980(S55)	借地	26.62	CB造	旧	対象外	対象外		
18	第8分団山原部格納庫	山原2丁目	1986(S61)	借地	16.68	CB造	新	-	-		
19	第9分団下財部格納庫	下財町	1989(S64)	借地	22.61	S造	新	-	-		
20	第10分団国崎部格納庫	東畦野6丁目	1990(H2)	借地	40.96	S造	新	-	-		
21	第8分団東畦野部格納庫	東畦野3丁目	1985(S60)	借地	20.16	CB造	新	-	-		
22	第5分団平野部格納庫	平野3丁目	1988(S63)	借地	22.68	S造	新	-	-		
23	第6分団西多田部格納庫	西多田1丁目	1991(H3)	807.29	39.37	S造	新	-	-		
24	第7分団石道部格納庫	石道字下ノ垣内	2007(H19)	借地	46.90	S造	新	-	-		
25	第7分団赤松・虫生格納庫	赤松字大前	1986(S61)	借地	17.70	CB造	新	-	-		
26	第2分団川西北部格納庫	出在家町	1988(S63)	借地	19.80	RC造	新	-	-		
27	第3分団火打部格納庫	火打2丁目	1996(H8)	97.01	78.00	S造	新	-	-		
28	第3分団日高部格納庫	霞ヶ丘2丁目	1997(H9)	借地	20.56	S造	新	-	-		
29	第1分団小花部格納庫	小戸2丁目	1997(H9)	借地	40.30	S造	新	-	-		
30	第1分団栄根部格納庫	栄根2丁目	1995(H7)	82.38	35.20	S造	新	-	-		
31	第4分団加茂部格納庫	加茂1丁目	1998(H10)	借地	51.42	S造	新	-	-		
32	第1分団寺畑部格納庫	寺畑1丁目	1976(S51)	借地	43.20	RC造	旧	実施済	対象外		
33	第9分団笹部部格納庫	笹部1丁目	2003(H15)	89.39	45.65	S造	新	-	-		
34	第9分団見野部格納庫	見野2丁目	2004(H16)	150.22	72.00	W造	新	-	-		
35	第2分団天王宮部格納庫	小戸3丁目	2005(H17)	67.38	45.65	S造	新	-	-		
36	第2分団小戸部格納庫	小戸3丁目	2008(H20)	併設	46.90	S造	新	-	-		
37	第5分団新田部格納庫	新田1丁目	2009(H21)	借地	46.90	S造	新	-	-		
38	第8分団西畦野部格納庫	西畦野2丁目	2009(H21)	借地	46.90	S造	新	-	-		
39	南部防災会館(東久代2丁目公園集会所)	東久代2丁目	1987(S62)	借地	64.59	S造	新	-	-		
40	加茂水防倉庫	加茂6丁目	1996(H8)	借地	19.29	CB造	新	-	-		
41	水防センター	出在家町	2011(H23)	借地	110.88	S造	新	-	-		
42	消防本部	火打1丁目	1977(S52)	1,564.76	985.89	RC造	旧	実施済	対象外	再編整備	
建物総床面積合計					27,909.73						

(2) 施設の現状

項目	内容	
概要	市役所(本庁舎・分庁舎)・行政センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市役所(本庁舎・分庁舎)は、市が事務を実施するために使用する公共施設であり、総合的な市民サービスを行っています。また、地方自治法の規定により設置している市内9か所の行政センターでは住民票等の証明書の交付や税の収納業務などの市民サービスを行っています。</li> </ul>
	消防庁舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内の消防庁舎は消防組織法の規定により設置されており、本部庁舎、北消防署、南消防署(民間施設へ暫定移転中)のほか、3つの出張所があります。平成27年の出場件数は火災が31件、救急が7,656件となっています。</li> </ul>
	消防格納庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内の各所の分団に消防格納庫が設置されており、市所有の格納庫は23ヶ所となっています。消防団は11分団31部で組織されており、団員は平成28年4月1日現在377人となっています。</li> </ul>

## (3) 今後の主な取組方針

視点	項目	主な取組方針
量	廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市役所（分庁舎）については、各機能を市役所（本庁舎）及び北部処理センターへ移転し、施設を廃止・解体します。</li> </ul>
	複合化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市役所（本庁舎）の更新を行う際には、その他施設（公民館、民間施設等）との複合化も視野に、今後のあり方を検討します。 また、市役所（本庁舎）を複合化する際には、今後の本市における人口動向や中核施設の利用状況等を考慮しつつ、施設のコンパクト化を図ります。</li> <li>● 消防本部については、民間施設へ暫定移転中の南消防署との再編整備を進め、耐震性など防災面での機能向上に加え、業務の効率化を図ります。</li> </ul>
質	民間活用等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市役所（本庁舎）等の窓口業務については、事務の効率化や業務の一部委託、職員の適正配置等を含め、業務内容に応じて見直しを行います。</li> <li>● 住民票等の一部の証明書の発行業務については、コンビニ交付等を推進し、その普及状況を踏まえつつ行政センターの廃止を検討します。</li> </ul>
	適正な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市役所（本庁舎）については、長期間にわたって安定的に使用できるよう、計画的かつ効率的な維持管理を行い、建物の長寿命化を図ります。</li> </ul>

## 6-2 学校教育系施設

### (1) 施設一覧

	施設名	所在地	建築年度	敷地面積 (㎡)	建物総床面積 (㎡)	構造	耐震基準	耐震診断	耐震補強	減少区分	
43	久代小学校	久代3丁目	1968(S43)	18,820.00	7,130.00	RC造	旧	実施済	実施済	年少人口	
44	加茂小学校	加茂3丁目	1975(S50)	17,758.00	7,769.00	RC造	旧	実施済	実施済		
45	川西小学校	栄根1丁目	1971(S46)	17,290.00	7,331.00	RC造	旧	実施済	実施済		
46	桜が丘小学校	日高町	1971(S46)	20,325.00	6,518.00	RC造	旧	実施済	実施済		
47	川西北小学校	丸の内町	1971(S46)	19,176.00	7,182.00	RC造	旧	実施済	実施済		
48	明峰小学校	萩原台西3丁目	1975(S50)	21,195.00	7,947.00	RC造	旧	実施済	実施済		
49	多田小学校	多田院1丁目	1973(S48)	17,269.00	7,043.00	RC造	旧	実施済	実施済		
50	多田東小学校	東多田3丁目	1982(S57)	18,830.00	6,724.00	RC造	新	-	-		
51	緑台小学校	向陽台1丁目	1970(S45)	17,498.00	7,669.00	RC造	旧	実施済	実施済		
52	陽明小学校	向陽台3丁目	1974(S49)	19,800.00	6,861.00	RC造	旧	実施済	実施済		
53	清和台小学校	清和台東2丁目	1970(S45)	20,009.00	5,616.00	RC造	旧	実施済	実施済		
54	清和台南小学校	清和台西5丁目	1976(S51)	20,385.00	6,043.00	RC造	旧	実施済	実施済		
55	けやき坂小学校	けやき坂3丁目	1988(S63)	16,108.00	5,440.00	RC造	新	-	-		
56	東谷小学校	見野2丁目	1971(S46)	18,793.00	7,117.00	RC造	旧	実施済	実施済		
57	牧の台小学校	大和東1丁目	1972(S47)	21,225.00	8,036.00	RC造	旧	実施済	実施済		
58	北陵小学校	丸山台1丁目	1986(S61)	21,329.82	5,783.00	RC造	新	-	-		
59	川西南中学校	久代3丁目	1960(S35)	42,397.00	8,625.00	RC造	旧	実施済	実施済		
60	川西中学校	松が丘町	1964(S39)	34,937.00	9,228.00	RC造	旧	実施済	実施済		
61	明峰中学校	湯山台1丁目	1976(S51)	30,984.00	6,283.00	RC造	旧	実施済	実施済		
62	多田中学校	新田2丁目	1970(S45)	29,367.00	7,977.00	RC造	旧	実施済	実施済		
63	緑台中学校	向陽台3丁目	1978(S53)	22,094.00	6,600.00	RC造	旧	実施済	実施済		
64	清和台中学校	清和台西2丁目	1974(S49)	24,121.00	7,531.00	RC造	旧	実施済	実施済		
65	東谷中学校	見野1丁目	1970(S45)	29,340.00	8,197.00	RC造	旧	実施済	実施済		
66	川西養護学校	清和台西2丁目	1977(S52)	4,857.00	2,922.00	RC造	旧	実施済	対象外		
67	旧加茂小学校	加茂3丁目	1966(S41)	20,185.00	2,745.28	RC造	旧	未実施	対象外		廃止
建物総床面積合計					170,317.28						

## (2) 施設の現状

項目	内容	
概要	小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内の市立小学校は 16 校(黒川小学校除く)あり、平成 27 年 5 月 1 日における全児童数は 8,326 人となっています。各小学校において児童数に差があり、最も多い小学校で約 1,000 人、最も少ない小学校で約 300 人となっています。</li> </ul>
	中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内の市立中学校は 7 校あり、平成 27 年 5 月 1 日の全生徒数は 4,380 人となっています。各中学校において生徒数に差があり、最も多い中学校で約 1,000 人、最も少ない中学校で約 300 人となっています。</li> </ul>
	特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内の特別支援学校は 1 校あり、肢体不自由の学齢児童・生徒及び高等学校生徒に対して適応した教育を行い、その可能性を最大限に伸ばすことを目的としており、平成 27 年 5 月 1 日における全児童・生徒数は 27 人となっています。</li> </ul>

(3) 今後の主な取組方針

視点	項目	主な取組方針
量	統合・廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校施設については、教育サービス水準の維持・向上の観点から、今後の児童・生徒数の減少に応じた学校規模の適正化や校区の統合に関する検討を進めます。</li> <li>● 廃校後の建物・土地については、地域住民等と利活用に向けた検討を進めます。</li> </ul>
	複合化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校施設については、建替え時には地域に必要な機能を配置し、施設の複合化を推進します。</li> </ul>
質	遊休施設の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 旧加茂小学校跡地に加茂幼稚園と加茂保育所を移転し、幼稚園と保育所が一体化した施設（認定こども園<sup>24</sup>）を整備します。</li> <li>● 小学校については、地域の拠点・シンボルであるため、利活用において地域住民等と丁寧な対話を行いながら、地域課題の解決に資する適正な機能の再配置に向けた検討を行います。</li> <li>● 中学校については、地域との関わりを考慮しつつ、若者世帯の流入や交流人口の増加など、全市的な政策課題や新たな魅力の創造・発信に対応した利活用について検討を行います。</li> </ul>
	適正な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校施設については、現在の教育環境に求められるサービス水準を踏まえ、空調整備やトイレ改修、防災対策など、時代に即した適切な対応を図ります。</li> <li>● 学校施設のうち、老朽化した施設については改修工事を順次行い、建物や設備の状態を踏まえ、引き続き必要な措置を講じます。</li> <li>● 学校施設の建替えの際には、児童・生徒数の更なる減少を見込みつつ、長期ニーズの変化に対して柔軟に対応が可能で、将来容易に機能の転用が図れるような仕様を検討します。</li> </ul>

<sup>24</sup> 従来の幼稚園や保育所の両方の機能を併せ持ち、保護者の就労の有無に関わらず利用できる施設。



## 6-3 社会教育系施設

## (1) 施設一覧

	施設名	所在地	建築年度	敷地面積 (㎡)	建物総床面積 (㎡)	構造	耐震基準	耐震診断	耐震補強	減少区分
68	文化財資料館	南花屋敷2丁目	1993(H5)	1,925.78	777.63	RC造	新	-	-	規模維持
69	郷土館(平賀邸)	下財町	1990(H2)	495.86	283.72	W造	旧	対象外	対象外	
70	郷土館(平安邸・ミュージアム・アール・アトリエ平通)	山下字城山下	1918(T7)	12,053.30	1,286.03	W造	旧	対象外	対象外	
71	歴史民俗資料館	美山台3丁目	1978(S53)	924.00	154.30	W造	旧	対象外	対象外	
72	中央図書館	栄町	1988(S63)	1,198.54	2,927.77	RC造	新	-	-	
73	ギャラリーかわにし	栄町	1997(H9)	借地	160.37	RC造	新	-	-	
74	(旧)生涯学習センター	丸の内町	1973(S48)	1,218.17	1,527.63	RC造	旧	実施済	実施済	再編整備
建物総床面積合計					7,117.45					

## (2) 施設の現状

項目	内容	
概要	文化財資料館	● 文化財資料館は、市内の埋蔵文化財に関する理解を深め、教育、文化の発展に寄与するため設置されたもので、市内の遺跡から出土した文化財の整理、収蔵を行うとともに展示室なども備えた施設です。平成 27 年度の入館者数は、3,357 人となっており、1 日当たりの平均入館者数は約 11 人となっています。
	郷土館	● 郷土館は、郷土の文化財及び美術品に関する理解を深め、教育、文化の発展に寄与するため設置されたもので、通常の施設公開のほかに、各種講座、コンサート、イベント等を開催しています。平成 27 年度の入館者数は、9,981 人となっており、1 日当たりの平均入館者数は約 32 人となっています。
	歴史民俗資料館	● 歴史民俗資料館は、兵庫県指定重要有形民俗文化財である江戸時代の古民家 2 棟で、これらを展示、公開しています。平成 27 年度の入館者数は、941 人となっており、1 日当たりの平均入館者数は約 10 人となっています。
	中央図書館	● 中央図書館は生涯学習の拠点として広く市民に利用されている施設であり、本やCDなどの貸出しのほか、絵本の読み聞かせなど市民の読書推進に関する事業を行っています。中央図書館の平成 27 年度の年間貸出数は 798,631 冊、蔵書冊数は 333,998 冊です。また、入館者数は 1 日平均 1,298 人です。

	<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● (旧)生涯学習センター、ギャラリーかわにしが該当します。(旧)生涯学習センターは、2年制の短期大学を想定した生涯学習短期大学(レフネック)の開校など市民の生涯学習の機会を拡充するため設置された施設ですが、平成26年7月末に閉鎖しました。</li> <li>一方、ギャラリーかわにしは、美術に関する市民文化の振興を図るため設置されたもので、美術に関する作品を展示するギャラリーとして有料によって貸し出しを行っています。</li> </ul>
--	------------	--

(3) 今後の主な取組方針

視点	項目	主な取組方針
量	<p>廃止</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 旧生涯学習センターについては、キセラ川西に整備予定の低炭素型複合施設の完成に合わせて施設を廃止し、残存の建物・土地については、解体・売却します。</li> </ul>
	<p>複合化等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中央図書館については、「中央図書館」としての機能は維持しつつ、より市民の利便性を高めるため、大規模改修又は建替えの際には、公民館や民間施設等との複合化も視野に、今後のあり方を検討します。</li> <li>● 公民館については、類似施設との連携を検討するとともに、公民館に併設している図書室については、学校図書室との連携について検討するなど効率化を図ります。</li> </ul>
質	<p>民間活用等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文化財資料館や郷土館等については、利用者の満足度は高い一方、利用者が一部に限られているため、積極的にPRを行うなど、幅広い集客と利用促進を図ります。</li> <li>● 中央図書館については、利用ニーズや時代に即したサービスの改善・向上を図ります。</li> </ul>
	<p>適正な維持管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 郷土館・歴史民俗資料館等の指定文化財建造物や、文化財資料館・ギャラリーかわにしについては、歴史・文化的価値が将来にわたり保持されるよう、適正に維持管理を行います。</li> </ul>

6-4 市民文化系施設

(1) 施設一覧

	施設名	所在地	建築年度	敷地面積 (㎡)	建物総床面積 (㎡)	構造	耐震基準	耐震診断	耐震補強	減少区分	
75	アステ市民プラザ	栄町	1988(S63)	883.59	2,195.28	RC造	新	-	-	規模維持	
76	川西南公民館(川西南行政センター併設)	久代3丁目	1979(S54)	1,850.00	1,022.29	RC造	旧	実施済	対象外		
77	明峰公民館(明峰行政センター併設)	萩原台西3丁目	1989(S64)	2,072.93	1,183.45	RC造	新	-	-		
78	多田公民館(多田行政センター併設)	多田院1丁目	1976(S51)	1,806.99	916.45	RC造	旧	実施済	対象外		
79	緑台公民館(緑台行政センター併設)	向陽台1丁目	1970(S45)	1,350.27	998.44	RC造	旧	実施済	未実施		
80	けやき坂公民館(けやき坂行政センター併設)	けやき坂2丁目	1998(H10)	3,829.73	1,167.15	RC造	新	-	-		
81	清和台公民館(清和台行政センター併設)	清和台西3丁目	1983(S58)	1,067.27	840.17	RC造	新	-	-		
82	東谷公民館(東谷行政センター併設)	見野2丁目	1973(S48)	1,175.11	870.50	RC造	旧	実施済	実施済		
83	北陵公民館(北陵行政センター併設)	丸山台1丁目	1998(H10)	2,996.79	1,079.41	RC造	新	-	-		
84	黒川公民館	黒川字谷垣内	1904(M37)	5,195.99	696.60	W造	旧	実施済	未実施		
85	みつなかホール	小花2丁目	1995(H7)	1,384.60	3,911.95	SRC造	新	-	-		
86	パレットかわにし	小花1丁目	1999(H11)	257.43	797.80	SRC造	新	-	-		
87	コミュニティセンター満願寺ふれあい会館	満願寺町	1996(H8)	168.00	166.91	S造	新	-	-		
88	コミュニティセンター牧の台会館	大和西2丁目	1991(H3)	1,005.56	535.01	RC造	新	-	-		
89	コミュニティセンター加茂ふれあい会館	加茂3丁目	2001(H13)	1,391.37	592.76	RC造	新	-	-		
90	コミュニティセンター多田東会館・老人憩いの家多田東会館	多田桜木1丁目	1986(S61)	621.21	467.48	RC造	新	-	-		
91	花屋敷会館	花屋敷山手町	1988(S63)	282.40	138.32	W造	新	-	-		
92	大和第1自治会館	大和西4丁目	1976(S51)	862.60	291.45	RC造	旧	実施済	対象外		
93	大和第3自治会館	大和東5丁目	1991(H3)	660.79	141.59	W造	新	-	-		
94	清流台自治会館	清流台	1986(S61)	116.34	93.67	W造	新	-	-		
95	グリーンハイツ第2自治会館	緑台6丁目	1978(S53)	1,194.84	548.10	RC造	旧	実施済	対象外		
96	グリーンハイツ第3自治会館	向陽台3丁目	1992(H4)	817.30	144.91	W造	新	-	-		
97	清和台第1自治会館	清和台東2丁目	1973(S48)	577.58	238.40	RC造	旧	実施済	対象外		
98	清和台第2自治会館	清和台西2丁目	1975(S50)	686.70	242.73	RC造	旧	実施済	対象外		
99	清和台第3自治会館	清和台東5丁目	1975(S50)	664.75	238.27	RC造	旧	実施済	対象外		
100	清和台第4自治会館	清和台西4丁目	1982(S57)	716.16	236.65	S造	新	-	-		
101	湯山台自治会館	湯山台1丁目	1975(S50)	672.83	233.30	S造	旧	対象外	対象外		
102	南野坂自治会館	南野坂1丁目	1996(H8)	649.72	212.55	W造	新	-	-		
103	錦松台自治会館	錦松台	1994(H6)	301.76	175.23	S造	新	-	-		
104	天王宮自治会館	小戸3丁目	1999(H11)	226.71	279.60	S造	新	-	-		
105	北陵集会所	美山台3丁目	1987(S62)	800.00	424.00	W造	新	-	-		
106	緑が丘集会所	緑が丘1丁目	1989(S64)	不詳	141.37	W造	新	-	-		
107	けやき坂集会所さつき会館	けやき坂1丁目	1996(H8)	219.74	139.29	W造	新	-	-		
108	けやき坂集会所鷹尾会館	けやき坂2丁目	1991(H3)	589.86	228.96	RC造	新	-	-		
109	加茂平塚集会所	加茂3丁目	1961(S36)	81.88	39.23	W造	旧	対象外	対象外		
110	久代会館(共同利用施設用地内集会所)	久代2丁目	1988(S63)	併設	33.12	S造	新	-	-		
111	新田ふれあい会館	新田1丁目	1999(H11)	154.35	184.56	S造	新	-	-		
112	エンゼルハイムふれあい会館	久代6丁目	1995(H7)	1,352.33	236.00	RC造	新	-	-		
113	環境会館	小花2丁目	1999(H11)	併設	231.63	S造	新	-	-		
114	花屋敷さくら会館	花屋敷2丁目	2000(H12)	348.00	96.26	S造	新	-	-		
115	栄町自治会館	栄町	2000(H12)	170.22	96.00	S造	新	-	-		
116	清和台第5自治会館	清和台東4丁目	2001(H13)	2,071.57	260.41	S造	新	-	-		
117	見んな野ふれあい会館	見野2丁目	2002(H14)	3,070.70	257.40	W造	新	-	-		
118	けやき坂集会所よつば会館	けやき坂4丁目	2010(H22)	614.00	141.27	S造	新	-	-		
119	黒川新滝横路共同会館	黒川字大上	1983(S58)	併設	159.46	RC造	新	-	-		
120	川西北コミュニティ連絡協議会・萩原1丁目自治会	丸の内町	1971(S46)	635.48	364.50	S造	旧	対象外	対象外		
121	県民交流広場「久代交流会館」	久代3丁目	2007(H19)	併設	77.76	W造	新	-	-		
122	地域交流室さくら	栄町	2013(H25)	400.00	62.15	RC造	新	-	-		
123	小花会館	小花2丁目	1977(S52)	288.38	164.22	RC造	旧	実施済	未実施		
124	寺畑会館	寺畑1丁目	1976(S51)	併設	161.50	RC造	旧	実施済	対象外		
125	栄根会館	栄根1丁目	1975(S50)	330.66	164.22	RC造	旧	実施済	未実施		
126	南花屋敷会館	南花屋敷3丁目	1972(S47)	325.25	151.93	RC造	旧	実施済	対象外		
127	南花屋敷中央会館	南花屋敷4丁目	1974(S49)	330.48	169.21	RC造	旧	実施済	対象外		
128	加茂会館	加茂3丁目	1971(S46)	1,153.64	509.80	RC造	旧	実施済	未実施		
129	加茂第二会館	加茂1丁目	1973(S48)	325.25	153.89	RC造	旧	実施済	対象外		
130	下加茂会館	下加茂1丁目	1972(S47)	400.00	318.35	RC造	旧	実施済	対象外		
131	久代春日会館	久代3丁目	1970(S45)	併設	126.30	RC造	旧	実施済	対象外		
132	久代会館	久代2丁目	1969(S44)	936.24	500.98	RC造	旧	実施済	対象外		
133	北久代会館	久代2丁目	1974(S49)	781.60	203.20	RC造	旧	実施済	対象外		
134	西久代会館	久代4丁目	1972(S47)	668.34	317.01	RC造	旧	実施済	対象外		
135	東久代春日会館	東久代1丁目	1971(S46)	併設	153.62	RC造	旧	実施済	対象外		
136	東久代会館	東久代2丁目	1968(S43)	1,520.62	503.10	RC造	旧	実施済	対象外		
137	中央公民館	丸の内町	1973(S48)	2,788.16	2,467.90	SRC造	旧	実施済	対象外		
138	文化会館	丸の内町	1973(S48)	6,970.39	3,902.58	SRC造	旧	実施済	対象外		
建物総床面積合計					33,797.60						再編整備

(2) 施設の現状

項目	内容	
<b>概要</b>	公民館	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公民館は、住民の実生活に即した教育、学術、文化に関する各種事業を行い、グループ活動の場として利用される社会教育施設です。公民館は市内に 10 館あり、全館の年間利用者数は、平成 26 年度の実績で延べ 262,816 人となっており、1 日当たりの平均利用者数は約 732 人となっています。</li> </ul> <p style="text-align: center;">平成 27 年 6 月から 3 月の間、東谷公民館が工事により休館していたため、平成 26 年度実績を掲載。</p>
	アステ市民プラザ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成 26 年 8 月にアステ川西 6 階にアステ市民プラザがオープンし、市民に文化的な活動や交流の場を提供するほか、住民票の写しの発行などを行っています。</li> </ul>
	文化会館・みつなかホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文化会館及びみつなかホールは、市民の芸術、文化の振興と福祉の向上に寄与するため、設置された施設です。文化会館の年間利用者数は、平成 27 年度の実績で延べ 113,671 人となっており、1 日当たりの平均利用者数は約 326 人となっています。また、みつなかホールの年間利用者数は、平成 27 年度の実績で延べ 81,419 人となっており、1 日当たりの平均利用者数は約 269 人となっています。</li> </ul>
	パレットかわにし	<ul style="list-style-type: none"> <li>● パレットかわにしは、環境、福祉、まちづくりなど営利を目的にしない市民活動を促進するための施設である市民活動センター、男女共同参画社会基本法の基本理念に沿って、男女共同参画社会の実現を推進するための施設である男女共同参画センター、無料で職業相談や職業紹介を行うほか、パソコン求人検索機を使って、パートタイム、フルタイムの情報も幅広く取得できる川西しごと・サポートセンターの複合施設となっています。パレットかわにしの年間利用者数は、平成 27 年度の実績で延べ 64,731 人となっており、1 日当たりの平均利用者数は約 187 人となっています。</li> </ul>
	共同利用施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 共同利用施設は、昭和 40 年代から昭和 50 年代前半にかけて航空機騒音被害により、日常生活が著しく阻害されている地域住民に対し、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」の規定により、14 施設を設置しています。共同利用施設の年間利用者数は、平成 27 年度の実績で延べ 34,529 人となっており、1 日当たりの平均利用者数は約 114 人となっています。</li> </ul>

	<p>コミュニティセンター</p>	<p>● コミュニティセンターは、住民の自治意識の高揚と連帯感を深め、心豊かな地域社会の向上を図るため、地域住民の各種会合や行事等の地域活動の拠点として設置した施設です。コミュニティセンターの年間利用者数は、平成27年度の実績で延べ47,241人となっており、1日当たりの平均利用者数は約131人となっています。</p>
	<p>自治会館等</p>	<p>● 自治会館等は、自治会が地域住民の親睦及び福祉の向上を図るために、会議又は集会に必要な施設を備え、かつ地域住民の公共的な使用に供するための施設などです。自治会館の利用状況、維持管理・運営については、各自治会が管理しているため、詳細は不明です。</p>

(3) 今後の主な取組方針

視点	項目	主な取組方針
量	統合・廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 航空機騒音対策区域の縮小に合わせ、区域外となった共同利用施設については、地元自治会等への譲渡を視野に入れつつ、廃止に向けた具体的な検討を進めます。 また、航空機騒音対策区域内の共同利用施設についても、建替えの際には統合を含め、今後のあり方を検討します。</li> </ul>
	複合化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中央公民館・文化会館については、老朽化の進行に加え耐震基準を満たしておらず、キセラ川西に整備予定の低炭素型複合施設に再編整備し、残存の建物・土地については、解体・売却します。</li> <li>● 緑台公民館については、老朽化の進行に加え耐震基準を満たしておらず、他の施設との複合化や集約化等も視野に、今後検討を進めます。</li> <li>● その他の市民文化系施設については、集会、会議、イベント等の各種活動における貸館が主な機能であるため、重複機能を集約するなど、市民の利便性を十分に考慮しつつ、適正な機能の再配置に努めます。</li> </ul>
質	多様な主体によるサービス提供等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● アステ市民プラザについては、文化活動や市民交流の場を併せ持った複合施設であり、今後更なる利用促進を図り、新たな交流やにぎわいを創出します。また、各証明書のコンビニ交付の普及状況等に応じて指定管理者<sup>25</sup>制度へ移行し、サービスの向上と管理・運営の効率化を図ります。</li> <li>● 文化会館については、キセラ川西に整備予定の低炭素型複合施設に集約再編し、指定管理者制度による市民サービス向上と管理運営の効率化を図ります。</li> <li>● 自治会館やコミュニティセンター等については、地域コミュニティ活動の拠点としての機能を重視しながら、地域の将来像を見据えた上で、地元自治会等への譲渡も視野に入れつつ、所有形態や他の施設との複合化等について検討します。</li> <li>● その他、貸館業務以外に行っている各施設の独自事業については、市民の利用ニーズを的確に把握し、サービスの工夫等により利用促進を図ります。</li> </ul>
	適正な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 黒川公民館(黒川小学校)については、歴史的価値が将来にわたり保持されるよう、適正に維持管理を行います。</li> <li>● その他、今後、長期間にわたる使用が見込まれる施設については、計画的かつ効率的な維持管理を行い、建物の長寿命化を図ります。</li> </ul>

<sup>25</sup> 公の施設の管理運営を、市が指定する民間企業や団体が代行する制度で、民間の能力を活用することにより、市民サービスの向上と経費の削減を図ること。

## 6-5 保健・福祉施設

## (1) 施設一覧

	施設名	所在地	建築年度	敷地面積 (㎡)	建物総床面積 (㎡)	構造	耐震基準	耐震診断	耐震補強	減少区分	
139	保健センター	中央町	1985(S60)	1,243.71	2,505.77	RC造	新	-	-	規模維持	
140	総合センター	日高町	1980(S55)	1,910.36	1,613.85	RC造	旧	実施済	未実施		
141	ひまわり荘	湯山台2丁目	1985(S60)	4,906.99	438.94	RC造	新	-	-		
142	心身障害者総合福祉センター	小戸3丁目	1981(S56)	4,795.80	3,449.89	RC造	旧	実施済	対象外		
143	福祉作業所りんどう・美園ホーム	美園町	1997(H9)	661.27	391.80	S造	新	-	-		
144	地域住民の福祉活動拠点 湯山台	湯山台1丁目	1987(S62)	225.13	122.20	S造	新	-	-		
145	老人憩いの家鶴寿会館	小戸2丁目	1981(S56)	393.38	321.70	RC造	新	-	-	老年人口	
146	一の鳥居福祉作業所	長尾町	1986(S61)	1,623.07	223.10	S造	新	-	-		
147	養護老人ホーム満寿荘	湯山台2丁目	1985(S60)	2,538.70	1,589.81	RC造	新	-	-		
148	久代老人福祉センター	久代3丁目	1985(S60)	898.31	407.48	RC造	新	-	-		
149	一の鳥居老人福祉センター	長尾町	1976(S51)	1,653.29	555.53	RC造	旧	実施済	未実施		
150	緑台老人福祉センター	緑台6丁目	1994(H6)	871.97	883.16	SRC造	新	-	-		
151	久代デイサービスセンター	久代3丁目	1998(H10)	898.31	658.16	RC造	新	-	-		
152	緑台デイサービスセンター	緑台6丁目	1994(H6)	980.93	993.31	RC造	新	-	-		
153	ふれあいプラザ	火打1丁目	1980(S55)	721.78	2,074.27	RC造	旧	実施済	対象外	再編整備	
建物総床面積合計					16,228.97						

(2) 施設の現状

項目	内容
保健センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保健センターは、市民の健康を保持増進する体制を充実向上させるために設置された施設です。妊婦や乳幼児、成人、高齢者までの健康づくりや育児などを支援する多彩な保健・医療サービスを提供しています。</li> </ul>
ふれあいプラザ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ふれあいプラザは、要介護高齢者・障がい者（児）・休日応急の歯科診療を実施しているふれあい歯科診療所や、市民を虫歯から守り、歯の健康を保持増進することにより健全な市民生活を維持するため、公衆歯科衛生活動の基幹施設として設置された予防歯科センター、地域福祉・在宅福祉事業を推進するとともに、介護事業や福祉施設運営も実施している社会福祉協議会などの複合施設となっています。</li> </ul>
総合センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 総合センターは、住民の社会的・経済的・文化的生活の改善と、児童の健全な育成によって、人権問題の速やかな解決を目指す総合的なコミュニティセンターとして設置されたもので、社会福祉施設の川西隣保館と児童厚生施設の川西児童館との複合施設です。平成27年度の年間利用者数は、延べ53,375人で、1日当たりの平均利用者数は約182人となっています。</li> </ul>
高年齢者福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高年齢者福祉施設は、高齢者の健康増進や教養の向上を図るために設置された老人福祉センターや老人憩いの家をはじめ、環境上の理由や経済的事情により、在宅で生活することが困難な高齢者の入所施設である養護老人ホーム、居宅で生活する要介護者に対し、通所の方法により入浴、食事等の日常生活上の世話、機能訓練などのサービスを提供し、福祉の向上を図るデイサービスセンターなどの施設です。</li> </ul>
障がい福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がい福祉施設は、障がいの特性に応じ、常時介護が必要な障がい者に対する入浴や食事等の介護のほか、一般就労が困難な障がい者に対する生産活動の機会の提供、障がい児に対する療育などを行うことにより、障がい者（児）の福祉の向上を図るために設置された施設です。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● その他の施設として地域のつながりや絆を深めるために湯山台に設置した地域住民の福祉活動拠点があります。</li> </ul>



## (3) 今後の主な取組方針

視点	項目	主な取組方針
量	複合化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ふれあいプラザについては、キセラ川西に整備予定の低炭素型複合施設に再編整備し、残存の建物については解体します。</li> <li>● 高齢者福祉施設については、高齢者の社会参加や生きがい活動の場である一方、一般のコミュニティ系施設と類似する機能を有しており、類似機能の統合や連携の可能性について検討します。 また、建替えの際には、同種又は類似施設との集約化や小学校との複合化等も視野に、今後のあり方を検討します。</li> </ul>
質	多様な主体によるサービス提供等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保健センターについては、当面は既存施設でのサービス提供を維持しつつ、中長期的な方向性として、民間と連携したサービス提供や施設の複合化等も視野に、今後のあり方を検討します。</li> <li>● 高齢者福祉施設については、民間参入が進んでいる分野であるため、市が管理運営する施設に加え、民間施設も有効活用しつつ、市民ニーズに対応したサービスを提供します。 また、健康相談や介護予防機能など専門性が必要な機能については、民間施設等の活用を視野に、今後のあり方を検討します。</li> </ul>
	適正な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 総合センター・一の鳥居老人福祉センターについては、必要な修繕や改修、耐震補強等を行い、安全・安心で快適な環境が提供できるよう老朽・耐震面における改善を図ります。</li> <li>● その他、今後、長期間にわたる使用が見込まれる施設については、計画的かつ効率的な維持管理を行い、建物の長寿命化を図ります。</li> </ul>

## 6-6 子育て支援施設

### (1) 施設一覧

	施設名	所在地	建築 年度	敷地 面積 (㎡)	建物総床 面積 (㎡)	構造	耐震 基準	耐震 診断	耐震 補強	減少 区分
154	久代幼稚園	久代2丁目	1969(S44)	1,748.00	682.00	RC造	旧	実施済	実施済	年少人口
155	川西幼稚園	小花1丁目	1967(S42)	1,553.00	944.00	RC造	旧	実施済	未実施	
156	川西北幼稚園	丸の内町	1972(S47)	2,579.00	644.00	RC造	旧	実施済	対象外	
157	多田幼稚園	多田院1丁目	1974(S49)	2,085.00	705.00	RC造	旧	実施済	対象外	
158	清和台幼稚園	清和台東2丁目	1970(S45)	1,675.00	675.00	RC造	旧	実施済	実施済	
159	東谷幼稚園	見野2丁目	1976(S51)	2,197.00	729.00	RC造	旧	実施済	対象外	
160	川西保育所	栄根1丁目	1965(S40)	1,805.90	337.19	W造	旧	対象外	対象外	規模維持
161	川西北保育所	出在家町	1974(S49)	1,645.36	450.00	RC造	旧	実施済	未実施	
162	川西南保育所	久代2丁目	1970(S45)	1,142.71	450.36	RC造	旧	実施済	対象外	
163	小戸保育所	小戸3丁目	1976(S51)	1,796.23	550.00	RC造	旧	実施済	対象外	
164	多田保育所	東多田1丁目	1978(S53)	1,941.74	675.50	RC造	旧	実施済	対象外	
165	川西中央保育所	火打1丁目	1981(S56)	1,500.08	453.60	RC造	新	-	-	
166	久代児童センター	久代3丁目	1985(S60)	併設	337.40	RC造	新	-	-	
167	育成クラブ室(明峰)	萩原台西3丁目	2008(H20)	併設	240.00	W造	新	-	-	
168	育成クラブ室(多田東)	東多田3丁目	2000(H12)	併設	156.61	S造	新	-	-	
169	育成クラブ室(けやき坂)	けやき坂3丁目	2014(H26)	併設	160.65	W造	新	-	-	
170	育成クラブ室(東谷)	見野2丁目	2006(H18)	併設	153.00	W造	新	-	-	
171	育成クラブ室(北陵)	丸山台1丁目	2006(H18)	併設	126.10	S造	新	-	-	
172	牧の台幼稚園	大和東1丁目	1975(S50)	2,032.00	596.00	RC造	旧	実施済	対象外	再編整備
173	加茂幼稚園	加茂1丁目	1970(S45)	借地	655.00	RC造	旧	実施済	対象外	
174	加茂保育所	加茂1丁目	1970(S45)	800.00	332.00	S造	旧	対象外	対象外	
175	緑保育所	大和西2丁目	1974(S49)	978.00	330.52	RC造	旧	実施済	対象外	
176	松風幼稚園	水明台1丁目	1974(S49)	1,826.00	640.00	RC造	旧	実施済	未実施	廃止
177	旧ふたば幼稚園	加茂1丁目	1975(S50)	1,653.00	620.00	RC造	旧	実施済	対象外	
建物総床面積合計					11,642.93					

## (2) 施設の現状

項目	内容	
概要	幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内の公立幼稚園は9園あり、平成27年5月1日における全園児数は559人となっています。各幼稚園において園児数に差があり、最も多い幼稚園で129人、最も少ない幼稚園で25人となっています。</li> </ul>
	保育所	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内の公立保育所は8所あり、平成27年5月1日における入所児童数は627人となっています。各保育所により入所定員が定まっており、多い保育所で110人、少ない保育所で60人の定員となっています。</li> </ul>
	児童センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童の健全な育成を図るために設置されているもので、久代児童センターでは、地域の児童を対象に、児童の健全な遊びを通して、身体及び心の健康増進を図り、社会適応能力を高め、情操を豊かにするための支援を行うとともに子育て支援にも取り組んでいます。</li> </ul>
	留守家庭児童育成クラブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 留守家庭児童育成クラブは、児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業を行うために設置されたもので、平成28年3月31日現在、市内に24クラブ1分室あり、その内、市所有の専用棟は5棟あります。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● その他には平成24年3月をもって廃園となった旧ふたば幼稚園があります。</li> </ul>

(3) 今後の主な取組方針

視点	項目	主な取組方針
量	廃止	● 緑台中学校区に新たに民間認定こども園を整備し、松風幼稚園については廃園にします。
	遊休資産の活用	● 旧ふたば幼稚園、松風幼稚園、緑保育所、加茂保育所については、残存建物の処分及び土地の活用方策を検討します。
	認定こども園化等	● 旧加茂小学校跡地に加茂幼稚園と加茂保育所を移転し、幼稚園と保育所が一体化した施設を新規整備します。 ● 牧の台幼稚園と牧の台小学校の敷地の一部に、牧の台幼稚園と緑保育所を一体化させた新規施設を整備します。 ● その他の幼稚園・保育所についても、「川西市子ども・子育て計画」 <sup>26</sup> に基づき、規模や立地等を踏まえつつ適正な再配置計画を検討し、実施環境が整い次第、一体化に向けた施設整備を進めます。
	複合化等	● 子育て家庭・若者支援に関する拠点施設として、キセラ川西に整備予定の低炭素型複合施設に、(仮称)こども・若者プラザを設置します。
質	遊休施設の活用	● 留守家庭児童育成クラブについては、利用者のニーズ等に対応するため、大規模クラブの分割や施設の増改築を行うなど、適正な量と質を確保する必要がありますが、今後、学校教育施設の余裕スペースを最大限活用した環境整備を行います。
	適正な維持管理	● 市立幼稚園・保育所については、「川西市子ども・子育て計画」に基づき必要な修繕や改修、耐震補強等を行い、安全・安心で快適な教育・保育環境が提供できるよう老朽・耐震面における改善を図ります。

<sup>26</sup> 子ども・子育て支援新制度の理念や意義を踏まえ、子ども・子育てに関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定。

## 6-7 スポーツ・レクリエーション系施設

## (1) 施設一覧

	施設名	所在地	建築年度	敷地面積(m <sup>2</sup> )	建物総床面積(m <sup>2</sup> )	構造	耐震基準	耐震診断	耐震補強	減少区分
178	総合体育館	火打1丁目	1984(S59)	8,913.37	5,437.91	RC造	新	-	-	規模維持
179	特設近的弓道場	火打1丁目	2003(H15)	併設	815.69	S造	新	-	-	
180	市民体育館	向陽台1丁目	1972(S47)	6,440.97	2,479.01	RC造	旧	未実施	対象外	
181	市民温水プール	火打1丁目	1991(H3)	3,829.97	2,376.07	RC造	新	-	-	
182	市民運動場	向陽台1丁目	2015(H27)	16,500.00	117.37	W造	新	-	-	
183	東久代運動公園	東久代1丁目	1993(H5)	借地	148.21	S造	新	-	-	
184	知明湖キャンプ場	黒川字落合	1985(S60)	借地	100.00	RC造	新	-	-	
185	けやき坂多目的広場トイレ	けやき坂3丁目	2011(H23)	18,409.00	13.90	RC造	新	-	-	
186	北陵多目的広場トイレ	丸山台1丁目	2010(H22)	25,304.45	22.00	W造	新	-	-	
187	スポーツクラブクラブハウス(久代)	久代3丁目	2005(H17)	併設	40.50	W造	新	-	-	
188	スポーツクラブクラブハウス(加茂)	加茂3丁目	2006(H18)	併設	36.45	W造	新	-	-	
189	スポーツクラブクラブハウス(川西)	栄根1丁目	2003(H15)	併設	36.45	W造	新	-	-	
190	スポーツクラブクラブハウス(桜が丘)	日高町	2012(H24)	併設	37.26	W造	新	-	-	
191	スポーツクラブクラブハウス(川西北)	丸の内町	2005(H17)	併設	38.07	W造	新	-	-	
192	スポーツクラブクラブハウス(明峰)	萩原台西3丁目	2005(H17)	併設	36.45	W造	新	-	-	
193	スポーツクラブクラブハウス(多田)	新田2丁目	2004(H16)	併設	36.45	W造	新	-	-	
194	スポーツクラブクラブハウス(多田東)	東多田3丁目	2006(H18)	併設	36.45	W造	新	-	-	
195	スポーツクラブクラブハウス(北陵)	丸山台1丁目	2005(H17)	併設	36.45	W造	新	-	-	
196	旧弓道場	火打1丁目	1987(S62)	併設	343.00	RC造	新	-	-	廃止
建物総床面積合計					12,187.69					

(2) 施設の現状

項目	内容	
<b>概要</b>	体育館	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内の体育館は総合体育館、市民体育館の2館があり、平成27年度の利用者数は239,822人となっています。</li> </ul>
	プール	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内には市民温水プールが1カ所あり、平成26年度の利用者数は98,517人、1日当たりの平均利用者数は約281人となっています。</li> </ul> <p>平成28年2月から3月の間、工事により閉鎖していたため、平成26年度実績を掲載。</p>
	特設近的弓道場	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内には弓道場が1カ所あり、平成27年度の利用者数は21,347人、1日当たりの平均利用者数は約62人となっています。</li> </ul> <p>旧弓道場については、平成19年3月をもって閉鎖。</p>
	運動場	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内の運動場は市民運動場、東久代運動公園の2施設があり、平成26年度の利用者数は92,413人となっています。</li> </ul> <p>平成27年12月～から3月の間、工事により市民運動場が閉鎖していたため、平成26年度実績を掲載。</p>
	キャンプ場	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 野外における活動を通じて、健全な心身を養うとともに、観光の推進と地域の振興に資することを目的として知明湖キャンプ場が設置されています。</li> </ul>
	多目的広場	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内の多目的広場は北陵多目的広場、けやき坂多目的広場の2カ所があります。</li> </ul>
	スポーツクラブ21	<ul style="list-style-type: none"> <li>● スポーツクラブ21は、子どもから高齢者まで一緒にスポーツを楽しめる会員制のスポーツクラブで、市内すべての小学校区に設立され、多くの市民がスポーツ活動を行なっています。なお、小学校の敷地内で、専用棟のクラブハウスにより対応しているクラブが9クラブあり、その他のクラブについては、公園などを活用しています。</li> </ul>

## (3) 今後の主な取組方針

視点	項目	主な取組方針
量	廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 旧弓道場については廃止・解体し、残存の土地については、キセラ川西に整備予定の低炭素型複合施設の関連用地として活用します。</li> </ul>
質	多様な主体によるサービス提供等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民温水プールについては、類似機能を持つ民間施設の活用や総合体育館の建替え時における集約化も視野に、必要に応じて、今後のあり方について検討を進めます。</li> <li>● スポーツ・レクリエーション系施設については、市民の利用ニーズを踏まえ、サービスの工夫等により利用促進を図るとともに、民間施設・近隣自治体施設の活用等も含め、市の直営や単独運営によらないサービス提供の可能性を検討します。</li> </ul>
	PPP / PFI	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民体育館については、PFI方式による建替整備後においても、民間の創意工夫を生かした維持管理・運営を行い、質の高いサービス提供とライフサイクルコストの縮減を図ります。</li> </ul>
	適正な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● その他の施設については、市民が安全・安心に利用できるよう、コスト面での効率化にも留意しながら、適正な維持管理を行います。</li> </ul>

## 6-8 公営住宅

### (1) 施設一覧

	施設名	所在地	建築年度	敷地面積 (㎡)	建物総床面積 (㎡)	構造	耐震基準	耐震診断	耐震補強	減少区分
197	東谷団地	見野1丁目	1955(S30)	1,951.70	270.61	W造	旧	対象外	対象外	廃止
198	東畦野団地	東畦野5丁目	1966(S41)	2,501.84	1,416.15	PC造	旧	対象外	対象外	
199	多田団地	新田1丁目	1955(S30)	1,980.16	211.44	W造	旧	対象外	対象外	
200	川西団地	萩原2丁目	1955(S30)	1,543.80	281.92	W造	旧	対象外	対象外	
201	川西第2団地	萩原2丁目	1958(S33)	3,943.78	714.00	W造	旧	対象外	対象外	
202	加茂団地	加茂4丁目	1969(S44)	810.28	299.60	PC造	旧	対象外	対象外	
203	久代団地	久代3丁目	1965(S40)	1,798.38	566.44	PC造	旧	対象外	対象外	
204	滝山団地	滝山町	1993(H5)	2,942.17	3,980.64	RC造	新	-	-	規模維持
205	出在家団地	出在家町	1992(H4)	1,038.01	1,155.76	RC造	新	-	-	
206	小戸団地	小戸3丁目	1973(S48)	1,880.95	1,978.40	RC造	旧	実施済	対象外	
207	新生団地	日高町	1978(S53)	2,174.00	2,328.30	RC造	旧	実施済	対象外	
208	栄花団地	栄町	1990(H2)	4,426.80	5,377.03	RC造	新	-	-	
209	加茂桃源団地	加茂4丁目	1990(H2)	15,056.77	16,623.29	RC造	新	-	-	
210	栄町団地	栄町	1980(S55)	2,501.64	2,161.91	RC造	旧	未実施	未実施	
211	日高団地	霞ヶ丘2丁目	1997(H9)	6,581.00	5,307.82	RC造	新	-	-	
212	栄南団地	栄町	1982(S57)	5,213.67	10,477.01	SRC造	新	-	-	
213	栄北団地	栄町	1985(S60)	264.46	1,158.76	SRC造	新	-	-	
214	絹延団地	小戸3丁目	1970(S45)	3,909.87	3,588.13	RC造	旧	実施済	対象外	
215	花屋敷団地	花屋敷1丁目	1971(S46)	7,306.67	8,803.04	RC造	旧	実施済	対象外	
建物総床面積合計					66,700.25					



## (2) 施設の現状

項目	内容	
概要	公営住宅	<ul style="list-style-type: none"><li>● 公営住宅は、公営住宅法による市営住宅、住宅地区改良法による改良住宅等を指し、市が所有する市営住宅、改良住宅、再開発住宅（以下「市営住宅等」という。）が該当します。</li><li>● 公営住宅に関する維持管理や建替等のあり方を示す計画として、「川西市公営住宅基本計画」を策定しており、老朽化した住宅の建替事業の実施方針、住宅ストックの長寿命化に向けた維持管理計画等を示しています。</li><li>● 市内の市営住宅等は19の団地があり、全入居世帯数は平成27年度で971世帯、1,084戸の管理戸数となっています。</li></ul>

(3) 今後の主な取組方針

視点	項目	主な取組方針
量	廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「川西市公営住宅基本計画」<sup>27</sup>を改訂し、社会情勢や経済情勢等に応じた管理戸数となるよう見直しを行い、老朽化が著しい平屋については順次廃止を進めるとともに、入居者数が著しく低下した団地についても、廃止に向けた検討を進めます。</li> </ul>
	集約化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 絹延団地については、花屋敷団地への集約再編を進めます。</li> <li>● 今後、建替えの際には、市営住宅における良好なコミュニティの形成や生活拠点の形成を図るため、高齢者福祉施設や子育て支援施設、生活利便施設等の整備の必要性についても併せて検討します。</li> <li>● 借上公営住宅については、借上契約期間が順次満了を迎えるため、所有者と返還に向けた協議を段階的に進めます。</li> </ul>
	ダウンサイジング <sup>28</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢化の進展による1世帯当たりの世帯人員数の減少(小規模化)を踏まえ、建替えの際には、住戸規模(間取り)の比率を再編し、総延床面積を抑制します。</li> </ul>
質	利用形態の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会状況、人口構成等、ニーズに応じて入居率の向上に努めるとともに、高齢者対応の施設への転換も含めて検討します。</li> </ul>
	適正な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法令に基づく点検等により適正な維持管理を行い、耐震性や火災時の避難面等で課題のある住棟については、耐震補強工事や避難経路の整備等の実施により改善を図ります。</li> <li>● 一定の居住性や安全性等が確保され、長期的な活用を図るべき住棟については建物の長寿命化を図ります。</li> </ul>

<sup>27</sup> 公営住宅の改修・建替え等の整備方針や工程等を示したもの。

<sup>28</sup> 今後の人口減少による利用者の減少等を考慮し、施設の規模を小さくすることで、管理コストの縮減を図ること。

## 6-9 供給処理施設

## (1) 施設一覧

	施設名	所在地	建築年度	敷地面積 (㎡)	建物総床面積 (㎡)	構造	耐震基準	耐震診断	耐震補強	減少区分
216	北部処理センター	丸山台3丁目	1984(S59)	22,748.72	6,775.01	RC造	新	-	-	再編整備
217	南部処理センター	加茂6丁目	1978(S53)	2,101.21	1,956.72	RC造	旧	対象外	対象外	廃止
218	し尿中継所	加茂6丁目	1988(S63)	225.79	210.26	S造	新	-	-	規模維持
建物総床面積合計					8,941.99					

## (2) 施設の現状

項目	内容	
概要	旧ごみ処理センター	● 旧ごみ処理センターは、平成21年4月から「国崎クリーンセンター」が稼働したことに伴い廃止した、(旧)北部処理センターと(旧)南部処理センターがあります。
	し尿中継所	● し尿中継所は市内に1か所あり、清潔な生活環境を保持するための施設で、収集したし尿を搬入し、中間処理後、公共下水道に直接放流します。

## (3) 今後の主な取組方針

視点	項目	主な取組方針
量	廃止	● 旧南部処理センターについては廃止し、残存する建物・土地については、必要な諸調査を実施した上で、解体・売却に向けた検討を進めます。
質	遊休施設の利活用	● 旧北部処理センターについては、施設の一部を改修し、現在市役所(分庁舎)に配置されている清掃事務所及びごみ収集車等の車庫機能を同センターへ移転し、未利用公有財産の利活用を図ります。
	適正な維持管理	● し尿中継所については、計画的かつ効率的な維持管理を行い、建物の長寿命化を図ります。

## 6-10 その他施設

### (1) 施設一覧

	施設名	所在地	建築年度	敷地面積(m <sup>2</sup> )	建物総床面積(m <sup>2</sup> )	構造	耐震基準	耐震診断	耐震補強	減少区分
219	斎場	柳谷字鷹尾山柿木谷	1983(S58)	37,971.69	1,180.70	RC造	新	-	-	規模維持
220	川西池田駅北立体自転車駐車場	栄根2丁目	2000(H12)	698.05	511.88	S造	新	-	-	
221	放置自転車保管センター	加茂6丁目	2015(H27)	借地	44.00	S造	新	-	-	
222	中央町倉庫1	中央町	1981(S56)	829.66	194.86	S造	旧	対象外	対象外	
223	中央南資材倉庫	小戸2丁目	2012(H24)	借地	50.85	S造	新	-	-	
224	シルバー人材センター事務所	火打1丁目	2014(H26)		632.66	S造	新	-	-	
225	市民トイレ	栄町	1997(H9)	借地	101.28	RC造	新	-	-	
226	加茂大気測定室	加茂5丁目	1994(H6)	127.01	29.16	S造	新	-	-	
227	加茂井堰	出在家町	2003(H15)	不明	40.82	RC造	新	-	-	
228	中央交番	小花1丁目	1998(H10)	借地	169.49	RC造	新	-	-	
229	火打1丁目市倉庫	火打1丁目	2014(H26)	638.63	90.00	S造	新	-	-	
230	火打1丁目市管理事務所	火打1丁目	2014(H26)	併設	50.00	S造	新	-	-	
231	けやき坂中央公園管理事務所・トイレ	けやき坂2丁目	1990(H2)	38,268.72	74.68	S造	新	-	-	
232	東池公園トイレ	清和台西1丁目	2001(H13)	5,587.87	20.16	RC造	新	-	-	
233	向陽台第4公園管理事務所	向陽台3丁目	1991(H3)	3,956.35	46.58	S造	新	-	-	
234	釜の尾公園トイレ	丸山台3丁目	1997(H9)	3,091.91	11.28	RC造	新	-	-	
235	深山池公園トイレ	美山台3丁目	1985(S60)	75,501.00	19.00	RC造	新	-	-	
236	丸山公園トイレ	美山台2丁目	2001(H13)	2,676.33	13.95	RC造	新	-	-	
237	一庫唐松公園トイレ	一庫字唐松	1984(S59)	4,853.10	30.50	RC造	新	-	-	
238	大和第10公園トイレ	大和東5丁目	1984(S59)	5,295.84	1.95	FRP造	新	-	-	
239	平木谷池公園トイレ	大和西2丁目	1978(S53)	35,776.76	10.34	RC造	旧	対象外	対象外	
240	大和第1公園トイレ	大和東1丁目	1978(S53)	5,214.62	5.76	RC造	旧	対象外	対象外	
241	水明台第5公園トイレ	水明台4丁目	1983(S58)	17,325.34	10.20	RC造	新	-	-	
242	清和台中央公園トイレ	清和台東3丁目	2012(H24)	11,009.78	25.16	RC造	新	-	-	
243	湯山台運動公園トイレ	湯山台2丁目	1989(S64)	22,438.45	2.51	FRP造	新	-	-	
244	北ひばりが丘公園トイレ	南野坂2丁目	1989(S64)	13,855.33	57.76	RC造	新	-	-	
245	萩原台第4公園トイレ	萩原台西3丁目	1979(S54)	3,291.28	5.98	RC造	旧	対象外	対象外	
246	ドラゴンランドトイレ	小戸2丁目	1999(H11)	14,742.69	61.06	RC造	新	-	-	
247	東久代2丁目公園トイレ	東久代2丁目	1994(H6)	1,919.68	9.31	RC造	新	-	-	
248	プロペラ公園トイレ	久代5丁目	2013(H25)	2,941.51	10.10	RC造	新	-	-	
建物総床面積合計					3,511.98					

## (2) 施設の現状

項目	内容	
概要	斎場	● 斎場は市内に1か所設置されており、火葬及び告別式場施設の提供に関する業務を行うための施設です。
	駐輪場	● 駐輪場は自転車等の駐車秩序を確立することにより、市民の良好な生活環境を確保するとともに、市民の自転車等の駐車の手便を図るための施設です。
	放置自転車 保管センター	● 市内に1か所ある放置自転車保管倉庫は放置禁止区域内に放置されている自転車・ミニバイクを撤去後保管するための施設です。
	公園施設 (トイレ、管理棟)	● 平成27年度末現在、都市公園264箇所、児童遊園地30箇所の維持管理を行っています。公園内の施設としては、遊具等のインフラ施設のほか、トイレや管理棟等の公共施設(建築物)があり、これらを適正に維持管理するための計画として、「川西市公園施設長寿命化計画」を策定しています。
	その他	● その他は事務所、倉庫、市民トイレ、加茂大気測定室、加茂井堰、中央交番です。

(3) 今後の主な取組方針

視点	項目	主な取組方針
質	民間活用等	● 自転車駐輪場については、放置自転車を減少させるため、民間事業者と協力して、必要に応じて駐輪場を整備します。
	多様な主体によるサービス提供等	● 斎場については、施設の特異性に配慮しつつ、指定管理者制度への移行を検討し、サービスの向上と管理運営の効率化を図ります。
	適正な維持管理	● その他の施設については、市民が安全・安心に利用できるよう、コスト面の効率化にも留意しながら、適正な維持管理を行います。

## 6-11 市立川西病院

## (1) 施設一覧

	施設名	所在地	建築年度	敷地面積 (㎡)	建物総床面積 (㎡)	構造	耐震基準	耐震診断	耐震補強	減少区分
249	市立川西病院(本館)	東畦野5丁目	1983(S58)	14,936.06	14,540.10	RC造	新	-	-	未定
建物総床面積合計					14,540.10					

## (2) 施設の現状

項目	内容	
概要	市立川西病院本館	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市立川西病院は、昭和 58 年に中央町から現在の東畦野地内に移転し、本市の基幹的な公的医療機関としての役割を担っています。内科・小児科・外科・整形外科・産婦人科など、10 の診療科目を持ち、病床数は 250 床を有しています。</li> <li>● 現病院の躯体（建物本体）そのものは新耐震基準による築後 30 年の建築物であり、耐用年数からも老朽化は目立っていません。しかし、24 時間稼働する病院の特性もあって、空調・エレベーターをはじめ、施設・設備における計画的な更新・修繕等が追いついておらず、機能低下が懸案となっています。</li> <li>● 施設規模については、医療法上の古い基準に合わせた余裕のない面積で整備されているため、時代の変化に対応した新しい医療提供に必要なスペースが確保できないなどの問題が顕在化しています。</li> </ul>

## (3) 今後の主な取組方針

視点	項目	主な取組方針
質	運営の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現在の施設は築後約 30 年が経過し、施設の狭隘化・設備の老朽化とともに、依然厳しい経営状況が続く中、平成 28 年 3 月に策定した経営健全化計画に基づく取組を展開しています。</li> <li>平成 28 年度に市立川西病院経営改革プランを策定する中で、今後の市立川西病院のあり方について検討します。</li> </ul>

## 6-12 道路・橋梁

### (1) 施設の現状

項目	内容	
概要	道路・橋梁	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本市の道路は、平成 27 年度末現在、市道が約 497 km となっています。</li> <li>● 橋梁は、平成 27 年度末現在、市道に架かるものは 201 橋（1 級幹線市道：34 橋、2 級幹線市道：27 橋、その他市道：140 橋）となっています。</li> <li>● 道路のうち、本市の都市骨格を形成するなど、ネットワーク上重要な路線を都市計画道路として指定しており、これまでに整備を進めてきました。未整備区間についても事業化を順次進めており、新名神高速道路に関連する都市計画道路（川西インター石道畦野線・矢間畦野線）や、中央北地区土地区画整理事業に関連する都市計画道路（豊川橋山手線・せせらぎ遊歩道北線・せせらぎ遊歩道南線・文化会館前線）等の整備を進めています。</li> </ul>

### (2) 今後の主な取組方針

#### 道路

視点	項目	主な取組方針
質	適正な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日常点検や道路パトロールによる状況把握により、危険個所の早期発見や経過観察に努め、安全性を確保するとともに、効果的・効率的な維持管理を行います。</li> <li>● 道路台帳や点検結果、補修履歴等を継続的に蓄積し、維持管理業務の効率化を図る有効なデータ管理手法を構築します。</li> <li>● 道路維持補修については、幹線道路・生活道路や交通量・重要度等に応じて、耐用年数、整備水準を変えて対応することで、更新費用の縮減と投資の平準化を図ります。</li> <li>● 都市計画道路の未整備区間については、社会情勢の変化などを見極めながら、適宜見直しを行うとともに、道路ネットワークの形成に向けて必要な整備を着実に進めます。</li> </ul>

#### 橋梁

視点	項目	主な取組方針
質	適正な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 劣化状況等の確認を行うなど、計画的な定期点検の実施により、重大な破損等の早期発見に努めます。</li> <li>● 「川西市道路橋長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の重要度や破損状態に応じて適切に予防保全と事後保全を組み合わせ、今後増加が見込まれる維持管理経費の縮減を図ります。</li> </ul>



## 6-13 公園

## (1) 施設の現状

項目	内容	
概要	公園施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成 27 年度末現在、都市公園 264 箇所、児童遊園地 30 箇所の維持管理を行っています。公園内の施設としては、遊具等のインフラ施設のほか、トイレや管理棟等の公共施設（建築物）があり、これらを適正に維持管理するための計画として、「川西市公園施設長寿命化計画」を策定しています。</li> <li>● 開設から 20 年以上経過している公園が多く占め、遊具等の老朽化が進んでいます。また、公園の利用者や利用状況が開設当時から大きく変化しています。</li> </ul> <p>公園内の建築物は「6-10 その他施設」へ分類しています。</p>

## (2) 今後の主な取組方針

視点	項目	主な取組方針
質	適正な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 遊具等については、日常点検や定期点検の実施により、劣化状況や破損箇所の早期発見に努め、利用者の安全確保を図ります。 また、定期検査報告書や実施状況写真等のデータ保存、集約・蓄積により、維持管理業務の効率化を図ります。</li> <li>● 老朽化が進行した遊具等については、事故等の危険性が高いものから順次修繕・更新を実施するとともに必要に応じて撤去し、管理施設の合理化を図ります。 また、更新の際には、「川西市公園施設長寿命化計画」に基づき、高耐久性の材料の採用などの予防保全型の対策によりコスト縮減を図ります。</li> </ul>

## 6-14 上水道・下水道

### (1) 施設の現状

項目	内容	
概要	上水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本市の上水道の給水区域は、久代浄水場から給水している「自己水区域」、県営多田浄水場に浄水処理委託し給水している「委託水区域」、県営水道からの「受水区域」の三つに大別されます。本市が所有する唯一の浄水施設として「久代浄水場」がある他、送配水施設として、26カ所の配水池及び2カ所の県営調整池、総延長561.8kmの管路などがあります。</li> </ul>
	下水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本市の下水処理は、汚水と雨水を別々の下水道管で流す「分流式」となっています。</li> <li>● 汚水処理については、昭和40年(1965年)に、猪名川流域下水道事業が豊中市、池田市、箕面市、伊丹市、川西市の5市によって発足し、本市では昭和43年度(1968年度)に公共下水道に着手しました。その後昭和60年(1985年)から平成初頭にかけては、民間開発による大規模団地の下水道施設の移管を受けるなど、整備延長は急速に拡大し、平成27年度(2015年度)には処理人口普及率は99.5%に達しています。</li> <li>● 雨水排水については、昭和30年(1955年)に市の中央部低地の雨水排水対策として着手したことに始まります。公共下水道と同様に、民間開発による大規模団地から雨水管渠などの施設を引き継ぎ、平成27年度(2015年度)には面積整備率は73.0%となっています。</li> </ul>
	上下水道(共通)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上水道、下水道共に市民生活に直結した重要なライフラインであり、今後も引き続き適正に維持管理していく必要があります。一方、高度経済成長期の急速な市街化と共に整備されたため、一斉に老朽化が進み、今後見込まれる改築や更新のピークに対応していくことが必要になります。このような中、「川西市水道ビジョン」、「川西市下水道ビジョン」をそれぞれ策定し、今後の事業目標や運営方針を明確にしながら、効果的・効率的な事業運営のための取組を進めています。</li> </ul>

## (2) 今後の主な取組方針

## 上水道

視点	項目	主な取組方針
質	更新・適正な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 安全・安心な水質確保の観点から、水質管理の充実や鉛製給水管の解消に向けた更新工事を進めます。 また、災害時も見据えた安定した給水の確保の観点から、配水池や基幹管路等の耐震化を図ります。</li> <li>● 水道事業の運営基盤の強化の観点からは、業務の民間委託による効率化の可能性等について今後検討を進めます。</li> <li>● 維持管理の面では、平成 26 年度から上下水道が一体となったマッピングシステムの運用を開始しており、引き続き同システムを活用した管理業務の効率化を進めます。</li> </ul>

## 下水道

視点	項目	主な取組方針
質	更新・適正な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 雨水ポンプ場や汚水中継ポンプ場、マンホール蓋については定期的な調査・点検により施設の状態を把握するとともに、長寿命化計画に基づいて順次、更新工事を進めます。 また、雨水ゲートや雨水調整池、雨水幹線などの施設についても適正な機能が発揮できるよう、定期点検や土砂浚渫などのメンテナンスを適正に行います。</li> <li>● 汚水管渠については、老朽化や耐震性などの課題を抱えていることから、長寿命化計画に基づき管の更生工事を進めます。</li> </ul>
	広域化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業の運営基盤の面については、猪名川流域の 6 市 2 町で共同運営する猪名川流域下水道事業を通じて、安定的かつ効率的に下水道事業を運営します。</li> </ul>



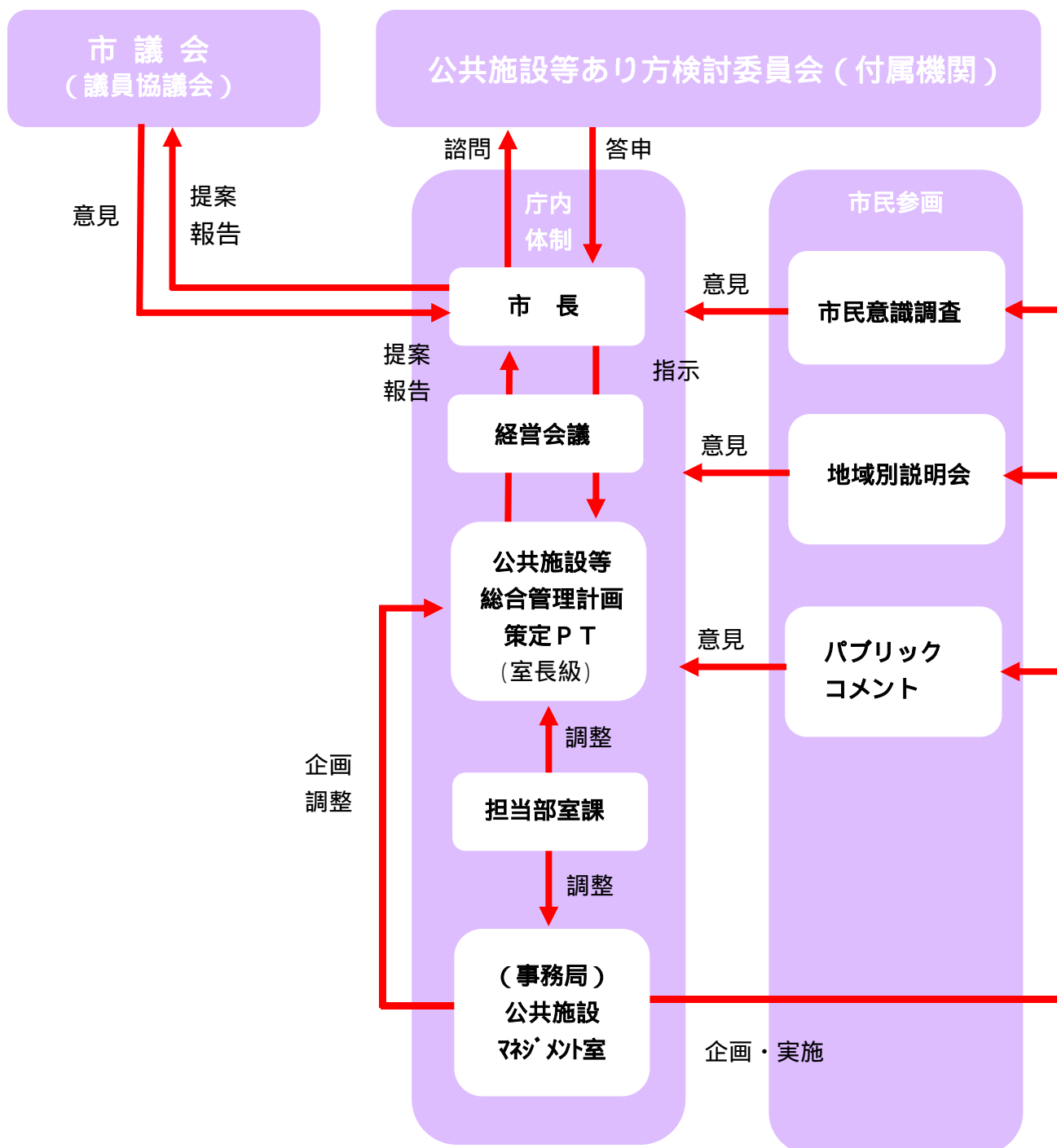
## 第 7 章 資料編



## 第7章 資料編

### 7-1 川西市公共施設等総合管理計画策定経過

#### (1) 策定体制図



(2) 策定経過

年度	時期	内容
平成 27 年度	6 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公共施設等総合管理計画策定プロジェクトチームの設置</li> <li>●公共施設等あり方検討委員会の設置</li> </ul>
	7 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公共施設等あり方検討委員会へ諮問</li> </ul>
	8 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民意識調査の実施</li> </ul>
	1 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公共施設等あり方検討委員会から答申</li> </ul>
	2 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●計画案の検討開始</li> </ul>
平成 28 年度	4 月～ 5 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●庁内説明会の開催</li> <li>●地域別説明会の開催（おおむね小学校区ごとに 14 地域）</li> </ul>
	7 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●計画案の策定</li> <li>●議員協議会の開催</li> </ul>
	8 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●パブリックコメントの実施</li> </ul>
	10 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●議員協議会の開催</li> </ul>
	11 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公共施設等総合管理計画の確定・スタート</li> </ul>



## 7-2 庁内体制

## (1) 川西市公共施設等総合管理計画策定プロジェクトチーム

## 川西市公共施設等総合管理計画策定プロジェクトチームの設置等に関する規程

平成27年6月30日

川西市訓令第17号

改正 平成28年3月31日訓令第9号

## (設置及び目的)

第1条 川西市公共施設等総合管理計画(以下「公共施設等総合管理計画」という。)を策定するに当たり、川西市プロジェクトチームの設置等に関する規則(昭和56年川西市規則第34号。以下「規則」という。)第1条の規定により、川西市公共施設等総合管理計画策定プロジェクトチーム(以下「プロジェクトチーム」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 プロジェクトチームは、公共施設等総合管理計画に関する調査、研究及び調整を行うものとする。

## (構成)

第3条 プロジェクトチームは、別表に定める者をもって構成する。

2 プロジェクトチームのリーダーは都市政策部長をもって充て、サブリーダーは都市政策部公共施設マネジメント室長をもって充てる。

3 リーダーは、必要に応じてプロジェクトチームに部会等を置くことができる。

## (運営)

第4条 リーダーは、会議を招集し、会務を総理する。

2 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

## (協力)

第5条 リーダーは、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、別表に定める者以外の者に対し、会議への出席、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

## (設置期間)

第6条 プロジェクトチームの設置期間は、この訓令の施行の日からその設置目的が達成されたと市長が認めるときまでとする。

## (事務局)

第7条 プロジェクトチームの事務局は、公共施設マネジメント室に置く。

## (補則)

第8条 規則及びこの規程に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、リーダーが別に定める。

## 付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則(平成28年3月31日訓令第9号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条、第5条関係）

都市政策部長  
都市政策部公共施設マネジメント室長  
総合政策部行政経営室長  
総務部総務室長  
市民生活部生活活性室長  
健康福祉部福祉推進室長  
都市政策部都市政策室長  
みどり土木部道路公園室長  
美化環境部美化環境室長  
こども未来部総務調整室長  
こども未来部こども家庭室長  
教育推進部まなび支援室長  
上下水道局経営企画室長  
市立川西病院経営企画部経営企画室長  
消防本部次長

## 7-3 川西市公共施設等あり方検討委員会

### (1) 川西市公共施設等あり方検討委員会規則

#### 川西市公共施設等あり方検討委員会規則

平成27年6月30日

川西市規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、川西市付属機関に関する条例(昭和52年川西市条例第3号)第3条の規定に基づき、川西市公共施設等あり方検討委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、川西市公共施設等総合管理計画策定に関する重要事項について調査審議する。

(委員)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 市民

(3) 事業者

(4) 前各号に掲げる者のほか、特に市長が必要と認める者

3 委員は、職務を遂行したと市長が認めるとき、又は前項各号に掲げる要件を欠くに至ったときは、解職されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことはできない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(専門部会)

第6条 委員会は、専門的な事項の調査検討のため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属する委員は、委員長が指名する。

3 専門部会は、委員会の要請に応じ、専門的な事項の調査検討を行い、その結果を委員会に報告する。

(庶務)

第7条 委員会及び専門部会の庶務は、公共施設マネジメント室において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の議事その他運営に必要な事項は、委員会が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行の日以後、最初に開かれる委員会は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

## (2) 川西市公共施設等あり方検討委員会委員名簿

【敬称略、50音順】

氏名		職業等	選出区分	備考
1	後藤 正順	川西市コミュニティ協議会連合会理事 緑台・陽明コミュニティ協議会会長	市民	
2	小西 砂千夫	関西学院大学人間福祉学部教授	学識経験者	委員長
3	水野 優子	武庫川女子大学生生活環境学部講師	学識経験者	
4	森 裕之	立命館大学政策科学部教授	学識経験者	副委員長
5	安枝 英俊	兵庫県立大学環境人間学部准教授	学識経験者	
6	米田 大造	株式会社池田泉州銀行リレーション推進部 地域創生室主任調査役	事業者	

## (3) 川西市公共施設等あり方検討委員会審議経過

回	開催年月日	主な審議内容
1回	平成27年7月28日(火) 10時～市役所4階庁議室	諮問 市民意識調査票(案)
2回	平成27年9月28日(月) 18時～市役所4階庁議室	市民意識調査結果(概要版) 公共施設等の現状と更新費用等に係る試算等(暫定版)
3回	平成27年10月28日(水) 17時～市役所4階庁議室	市民意識調査結果(修正版) 公共施設等の更新費用等に係る試算等(修正版)
4回	平成27年11月24日(火) 19時～市役所4階庁議室	課題と方向性の整理(案) 基本方針(案)
5回	平成27年12月15日(火) 19時～市役所4階庁議室	課題と方向性の整理(修正案) 基本方針(修正案) 答申(案)
6回	平成28年1月26日(火) 17時～市役所4階庁議室	答申

(4) 諮問・答申

諮問

平成27年7月28日

川西市公共施設等あり方検討委員会  
委員長 小西 砂千夫 様

川西市長 大塩 民生

川西市における今後の公共施設等のあり方について（諮問）

川西市公共施設等総合管理計画の策定にあたり、川西市公共施設等あり方検討委員会規則第2条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

答申

平成28年1月26日

川西市長 大塩 民生 様

川西市公共施設等あり方検討委員会  
委員長 小西 砂千夫

川西市における今後の公共施設等のあり方について（答申）

川西市公共施設等あり方検討委員会規則第2条の規定に基づき、平成27年7月28日付で諮問のありました川西市における今後の公共施設等のあり方について、本委員会として慎重に検討を重ねた結果、別添報告書のとおり答申いたします。

（川西市における今後の公共施設等のあり方に関する検討報告書は省略）

## 7-4 市民参画

### (1) 市民意識調査

目 的：建設から年数が経過し老朽化が進みつつある市内の公共施設について、今後の維持管理や更新等のあり方を検討するための調査。

調査期間：平成27年8月12日（水）～8月24日（月）

調査対象：市内に住む16歳以上の市民3,000人

回収結果：44.6%

### (2) 地域別説明会

目 的：川西市公共施設等総合管理計画の概要説明と、今後における公共施設等の方向性の共有化を目的に、おおむね小学校区を単位として14地域で開催。

対 象：市内在住・在勤・在学・在活動者など

開 催 日：平成28年4月～平成28年5月の期間中に計14回開催（14地域×1回）

開催場所：各地域の自治会館やコミュニティ会館、公民館等

参加者数：延べ85人

### (3) 意見提出手続（パブリックコメント）

目 的：市民等の行政活動への参画を促進するとともに、多様な意見・提案を計画へ反映することを目的に、川西市参画と協働のまちづくり推進条例第9条に基づき実施。

対 象：市民等（利害関係者を含む）

募集期間：平成28年8月1日（月）～平成28年8月30日（火）

応募方法：郵送、ファックス、電子メール、市ホームページの応募フォームのいずれかで提出

応募者数：5人/21件

## 7-5 公共施設等マネジメントに関する取組方策の事例

### (1) 取組方策の事例一覧

取組方策	他自治体での事例等
統合・複合化	小学校と公民館の複合施設 (静岡県焼津市)
ダウンサイジング (集約化・小規模化)	県営住宅の集約化 (徳島県)
多機能化	新川防災公園・多機能複合施設 (東京都三鷹市)
広域化	複数県にまたがる一帯の生活圏域での公共施設相互利用 (鳥根県松江市・安来市、鳥根県境港市・米子市等)
市民・地域等への移管	コミュニティセンターの地域移管 (大阪府豊中市)
民間移管・活用、PPP/PFI	提案型公共サービス民営化制度 (千葉県我孫子市)
転活用 (転用等による有効利用)	歴史文化財を活用したくつろぎ空間 (青森県弘前市)
長寿命化・長期使用	学校施設の長期使用に向けた取組 (大阪府堺市)
維持管理の効率化	公共インフラの不具合に関する共有システム (千葉県千葉市)
住民参画	モデル事業としての市民ワークショップ (鳥根県松江市)



(2) 取組方策の事例紹介

統合・複合化

小学校と公民館の複合施設 (静岡県焼津市)

・老朽化した小学校と公民館の複合化による建替え。



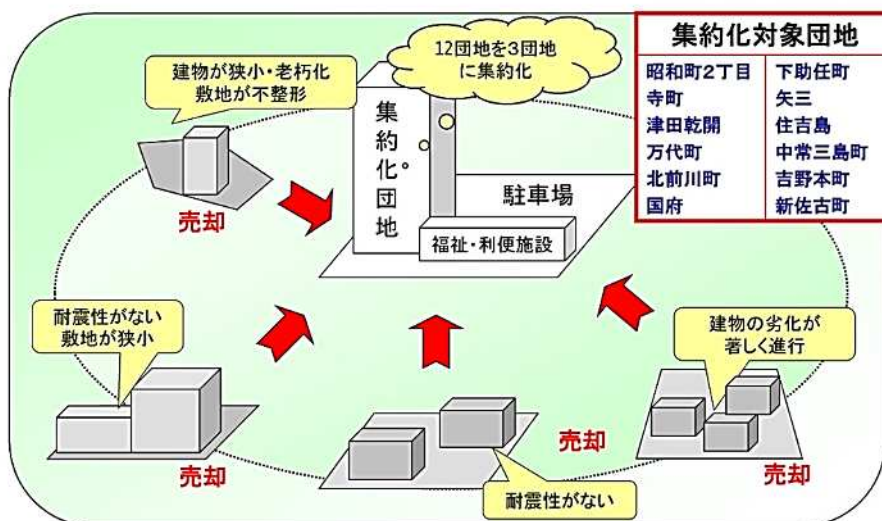
(出典: 焼津市ウェブサイト)

ダウンサイジング (集約化・小規模化)

県営住宅の集約化 (徳島県)

・老朽化が進み、耐震性にも課題を抱えた複数の団地(12団地)を3団地に集約化する事業をPFI方式により実施。

・居住世帯の小規模化(世帯人員の減少)に対応した形で、住戸規模(間取り)の比率を再編。集約団地内の余剰地にはサービス付き高齢者向け住宅などを誘致。



(出典: 国土交通省ウェブサイト)

多機能化

新川防災公園・多機能複合施設(東京都三鷹市)

・災害時における機能転換を想定した多機能・複合施設。



		平常時	機能転換	災害時
防災公園		憩い、レクリエーションの場		一時避難場所
スポーツセンター		アリーナ、武道場 トレーニング室、プールなど		支援物資のストックヤードなど
多機能複合施設	5階	防災センター 生涯学習センター		災害対策本部
	4階	生涯学習センター		災害対策本部(関係機関対応)
	3階	福祉センター		災害ボランティアセンター本部
	2階	保健センター		災害医療対策実施本部
	1階	子ども発達支援センター		福祉拠点(要援護者用避難所)

(出典:三鷹市ウェブサイト)

広域化

複数県にまたがる一帯の生活圏域での公共施設相互利用(鳥根県松江市・安来市、鳥取県境港市・米子市等)

・鳥取、鳥根両県にまたがる都市圏において広域連携組織(中海市長会)を設立し、共同での地域振興や圏域内の施設相互利用などを実施。

[松江市ホームページ](#) [暮らしのガイド](#)

[トップページ](#) > [暮らしのガイド](#) > [広域連携・交流](#) > [中海市長会](#) > 中海圏域における公共施設(体育施設・文化施設)の相互利用について

中海圏域における公共施設(体育施設・文化施設)の相互利用について

中海市長会(米子市・境港市・松江市・安来市)では、中海圏域の市民交流・連携の促進並びに圏域の一体感醸成を目的として、公共施設(体育施設並びに文化施設)の相互利用を進めています。

これは、対象施設の使用料・利用料金における市外の料金区分を撤廃することで、他市の施設を利用する際に、市民の方と同一の料金で利用することができるものです。

平成20年4月1日から対象となる施設は、下記のとおりです。

対象施設 36施設

- 境港市 6施設  
(竜ヶ山球場、境港市市民会館、境港市民スポーツ広場、境港市民テニス場中央コート、境港市民温水プール、境港市文化ホール)
  - 松江市 21施設  
(松江市八東保健福祉総合センター、松江市鹿島文化ホール、松江市宍道ふれあい交流館、鹿島御津地区体育館、鹿島片匂運動場、鳥根体育館、鳥根スポーツ広場、美保関体育館、玉湯野球場、玉湯体育館、八東体育館、八東テニスコート、八東総合運動場、宍道総合公園、宍道体育センター、宍道武道館、松江市鳥根総合公園、松江市美保関総合運動公園、空口公園、松江市八雲山村広場、松江市美保関海の学苑ふるさと創生館)
  - 安来市 9施設  
(安来南体育館、伯太体育館、伯太運動広場、安来運動公園(野球場・庭球場・陸上競技場)、安来公園(安来市民体育館)、広瀬体育館、山佐運動広場及び東比田運動広場、安来球場及び安来西部球場、広瀬中央公園(野球場・総合体育館・庭球場・陸上競技場))
- ※米子市については、市外料金を設けている施設はありません。

(出典:松江市ウェブサイト)

## 市民・地域等への移管

### 地域住民の自主運営による交流施設(大阪府豊中市)

・ニュータウン近隣センターの一角において地域住民の交流拠点を地域住民が運営。

#### 運営時間

月曜～土曜  
午前11時～午後4時  
※第4土曜日は定休日  
※祝日、年末年始、お盆は休み  
※午後4時以降は、地域活動のために場所を提供しています。

街角広場までの地図はこちらをご覧ください。



(出典: ひがしまち街角広場ウェブサイト)

## 民間移管・活用、PPP/PFI

### 提案型公共サービス民営化制度(千葉県我孫子市)

・民間からの提案による新たな公共サービスを募り、提案に基づき委託・民営化。

No.	事業名	担当課	提案概要	提案の特色	審査結果	提案者
1	ファミリーサポートセンター事業の推進・休日保育事業	保育課	ファミリーサポートセンター事業の運営、休日保育、ファミリーサポートセンターでは、18歳までの障害を持つ児童の預かり、育児相談、子ども生活相談事業、病児・病後児の預かりを実施	○	現在、我孫子市が実施していない病児・病後児の預かり、障がいを持った児童の預かりに対象者を拡大することは市民の利益につながる。	ワークスコープあびこ (共同提案団体特定非営利活動法人ワークスコープ)
2	我孫子市が管理する37施設の包括管理・ファシリティマネジメント	社会福祉課他	市所有の37施設の包括管理、中短期修繕計画・修繕必要度ランク化、経費削減	○	定期点検等の包括管理、巡回サービス、施設管理運営のサポート、管理情報の共有など管理施設を統括したほうが、トータルコストの削減や市民サービスの向上につながる。	大成サービスグループ
3	市民活動サポート委員会の共同運営、市民活動ステーションの管理	市民活動支援課	利用可能団体を連携、文化活動、ボランティア団体に拡大、市民活動の相談に応じられる体制を作る。	—	管理、運営や市民活動への指導などは、的確であるものの、内容に具体性がなく、相談への対応をはじめ、能力、実現性が確認できない	NPO法人
4	あびこ市民活動ステーションを拠点とした包括的支援	市民活動支援課	市民活動フェアINあびこ、地域活動インターンシッププログラム、子どもNPOボランティア体験、市民活動サポート委員会の共同運営、市民活動ステーションの管理の事業を包括的に運営・運用する。第三者評価委員会の設置	—	包括的な運営、運用をするという提案は独自性が有るものの、有給スタッフや無給スタッフが現在中、マネジメントのノウハウを持つ人材の確保、事業の継続性を念め、この予算で確実に実行できるかという実現性に不安がある。	団体
5	男女共同参画情報誌の発行	市民活動支援課	男女共同参画の啓発、意識改革という目的を達成するため、企画・取材・編集のコンテンツ制作から担当し、行政情報誌とは違う啓発誌を作成	○	従来の行政の発想にない市民の視点、市民目線、提案者自身の人脈など、独自性がある。市の男女共同参画の主旨の継承、拡大につながる提案。	有限会社マエガ印刷
6	市民活動サポート委員会の共同運営	市民活動支援課	法人の専門性と経験を生かし、成長意欲のあるNPO法人へと基盤強化し、さらなる自主事業の創出を目指す。	—	提案者が持つ手法、団体能力に問題はないが、提案内容の範囲が狭く、幅広い市民の利益につながらない。	NPO法人

(出典: 我孫子市ウェブサイト)

転活用（転用等による有効利用）

歴史文化財を活用したくつろぎ空間(青森県弘前市)

- ・国登録有形文化財『旧第八師団長官舎』の内装をカフェ(スターバックス)にリニューアルし、「使う(くつろぐ)」施設として活用。



(出典:弘前市ウェブサイト)

長寿命化・長期使用

学校施設の長期使用に向けた取組(大阪府堺市)

- ・校舎のリニューアルに向け、構造体の物理的調査などにより、健全度を確認。

【外観・内観調査】

【内容】目視による、屋上防水・外壁面・床面等のひび割れ箇所・塗装のはがれ箇所・配線配管の劣化状況等の確認

- ・外壁：塗装の劣化が目立ち、サッシ際の部分にはひび割れが認められた。
- ・内部：内壁面仕上モルタルのひび割れ、床仕上げのひび割れ箇所も確認。
- ・屋上：定期的に屋上防水改修を行っており、著しい劣化は見受けられない。



■ 北東側外壁：塗装はく離状況

【構造調査】

【内容】躯体の現況を把握するための調査を行いコンクリート圧縮強度、中性化深さ等について確認

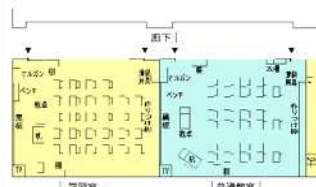
- ・コンクリート圧縮強度：圧縮強度試験を行い、健全性が認められた。
- ・中性化深さ：中性化の進行状況を確認し、鉄筋の腐食はほぼ認められなかった。



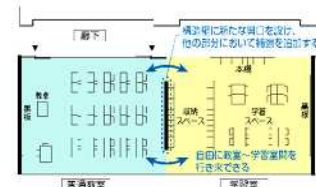
■ 床仕上げひび割れ状況

堺市として、長寿命化対策における基本的な考え方として3つの柱を設ける。

- 創造的改修** 新たな学習空間の創出や学習環境の向上に繋げる改修
- 劣化改修** 劣化した躯体や設備を改善するための改修
- 機能的改修** これから求められる機能を充足するための改修



■ 現在の利用状況



■ 改修後イメージ

(出典:文部科学省ウェブサイト)

## 維持管理の効率化

### 公共インフラの不具合に関する共有システム(千葉県千葉市)

- 市内で発生している公共インフラの不具合(地域の課題)を市民がレポートする仕組み。

(出典:千葉市ウェブサイト)

## 住民参画

### モデル事業としての市民ワークショップ(島根県松江市)

- 施設白書、基本方針の策定後にモデル事業として地域でのワークショップを実施。

**<テーマ>マリンゲートの有効活用等による新たな地域コミュニティ拠点のあり方検討**

**第1回 平成26年11月22日**

**第2回 平成26年12月20日**

**<概要>**

- 住民参加者 8名
- 島根地区の現状と必要な機能、マリンゲートしほねの改善イメージと街づくりの方向性 という2テーマをグループディスカッション

**<主な議論>**

**<島根地区の現状と必要な機能>**

- コミュニティ力が極めて強い地区
- 3地区の違いを意識しつつ、街全体を経営する発想が必要
- 生活利便機能(例:小売、ATM等)が不足
- 地区内の公共施設を活かしてきていないのでは

**<マリンゲートしほねの改善イメージと街づくりの方向性>**

- いつも誰かがいる施設にしていきたい
- 公共施設が集積する加賀地区との棲み分けが必要
- 民間機能の導入(例:小売・飲食・ATMや郵便局・文化機能・生活支援サービス・地域の総合案内窓口)に適した立地
- 歴史民俗資料館やギャラリー機能の移転集約化も可能では
- 交通体系の整備と一体で検討する必要あり

**<概要>**

- 住民参加者 6名
- 島根地区にある公共施設の優先順位付け(施設総量4割削減を求められた場合を想定したシミュレーション)、マリンゲートしほねの活用イメージ検討 という2テーマをグループディスカッション

**<主な議論>**

**<島根地区にある公共施設の優先順位付け>**

- 小中学校、図書館、子育て支援、医療機能の優先度は高い
- 例えば支所や民俗資料館は他施設への統合案を検討可能か
- 民間譲渡や地域移管の可能性を探ることができる施設もある
- 余剰床の有効活用策の検討が必要

**<マリンゲートしほねの活用イメージ検討>**

- 商業(スーパー、コンビニ、自販機)、生活支援(ATM、郵便局、住民票交付、地域の総合案内)、飲食(カフェ等)、他施設の機能統合(老人福祉)といった提案がなされた
- 他方、当施設に多額の改修費をかけることは疑義あり
- バス停の移設が必要(施設正面に)
- 地域住民での対応が可能な機能、民間事業者の誘致が必要となる機能に分けられる

**<今後の取組方針>**

- 公共施設再配置方針の議論を通じ、島根地区の公共施設再編の方針とマリンゲートしほね活用のプランを検討

(出典:松江市ウェブサイト)